

※パブリックコメント後の最終計画案
H31.2.12 協議会時点（案）

第4次安城市地域福祉計画

（2019年度～2023年度）

平成31（2019）年3月
安城市・安城市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置づけと期間	4
1-3	計画の策定体制	7
1-4	福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ	8

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1	本市の現状	15
2-2	地域福祉資源の概況と特徴	19
2-3	これまでの施策の主な実施状況と課題	27
2-4	アンケート結果	30
2-5	本市の地域福祉の主要課題	33

第3章 基本理念と基本目標

3-1	基本理念	37
3-2	推進テーマ	38
3-3	施策の体系	41
3-4	重点項目	42
3-5	基本目標	49

第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1	地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう	51
基本施策1-1	地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進	51
基本施策1-2	地域における連携と協働の推進	55
基本施策1-3	地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進	58
基本施策1-4	生きがいと社会参加の創出	63
基本目標2	地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう	66
基本施策2-1	福祉のこころの醸成	66
基本施策2-2	地域福祉活動の担い手の養成と活動支援	69
基本施策2-3	セルフヘルプ、当事者力の向上支援	73
基本施策2-4	地域福祉活動を支える拠点機能の整備	76

基本目標 3	暮らしを支える多様なサービスを充実させよう	78
基本施策 3-1	福祉サービスに関する適切な情報提供	78
基本施策 3-2	きめ細かな相談支援体制の確立	80
基本施策 3-3	公的な福祉サービスの充実	83
基本施策 3-4	セーフティネットの整備	86
基本施策 3-5	保健、医療、福祉と地域との連携の強化	90
基本施策 3-6	高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や 移動手段の充実	92

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

5-1	東山地区	97
5-2	中部地区	102
5-3	作野地区	108
5-4	中央地区	112
5-5	安祥地区	118
5-6	西部地区	123
5-7	明祥地区	127
5-8	桜井地区	131

第6章 計画の推進に向けて

6-1	計画の周知	137
6-2	計画の推進体制と進行管理	137

資料編

1	策定過程	139
2	安城市地域福祉計画策定協議会規則	141
3	第4次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿	142
4	諮問・答申	143
5	地域会議開催実績	144
6	活動指標等一覧	146
7	用語解説	159

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

(1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成16年度に「大きく広がり福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画（平成17年度～20年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、市と安城市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の役割を明確にしました。

その後、平成20年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画（平成21年度～25年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、さらには、「第3次地域福祉計画（平成26年度～30年度）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。

(2) 本市の地域福祉活動

平成9年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会・自治会（以下「町内会」という。）を中心に民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）や老人クラブ、ボランティアなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と決めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。

また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23年度から24年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。

第3次計画を策定した時点では、町内福祉委員会が発足していない町内会もありましたが、平成30年4月1日時点で、市内全町内会において町内福祉委員会（一部連合設置があるため76町内福祉委員会）が発足しています。

(3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待、高齢者等の孤立死などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる“2025年問題”などを考えると、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者が増え、急激な介護力不足が予想されます。

さらには、高齢者、障害者、児童等の各分野では、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障害やその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多岐な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取組がはじまっており、その対応が本市でも求められています。

(4) 新たな地域福祉計画の必要性和目指すもの

こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題や法制度に対応するため、第3次計画の見直しを行い、「第4次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性がないとはいえません。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複合課題、制度の狭間の課題、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域のつながりの弱まりなど、多くの課題が顕在化しています。

そこで、本計画では、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」をより一層推進することを目指します。

そして、これによって、「我が事・丸ごと」による「地域共生社会」を実現していきます。

■地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動を地域福祉活動といいます。

かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても、生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。

この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したものの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能かつ適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い（共助）の拡大、強化が求められると提言しています。

■地域共生社会とは ※厚生労働省資料より

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

■地域共生社会（「我が事・丸ごと」）の方向性 ※厚生労働省資料より

◆公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

◆「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

1-2 計画の位置づけと期間

1 根拠となる法律

本計画の根拠法は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、一部改正され、平成30年4月1日に施行された社会福祉法です。

第4条において「地域福祉の推進」について明記しています。また、第107条では、以前は“任意”であった市町村地域福祉計画の策定が“努力義務”になりました。

【改正社会福祉法（一部抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項*

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

★第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- （2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- （3）生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

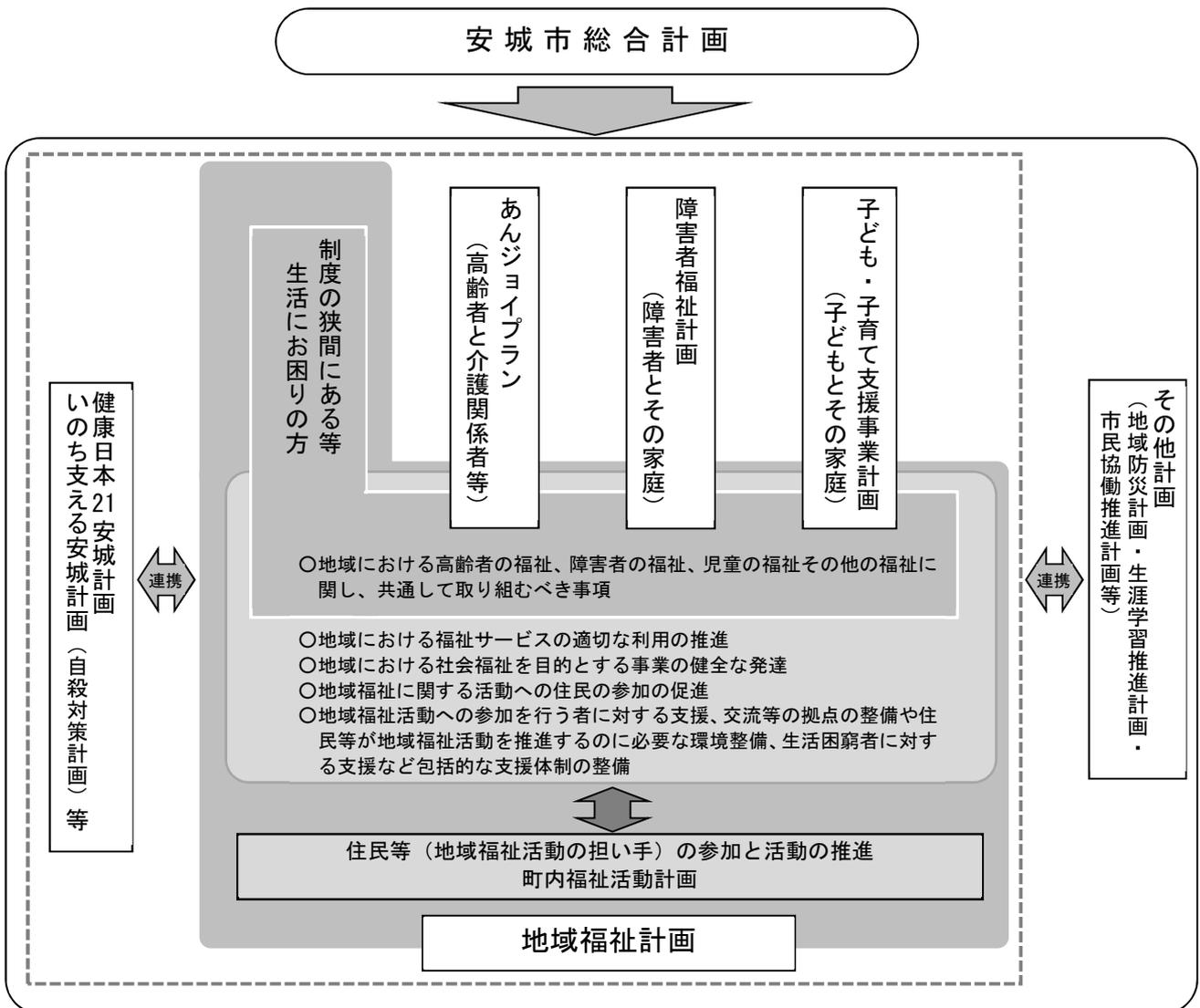
2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく性格を持ち合わせた総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第3次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

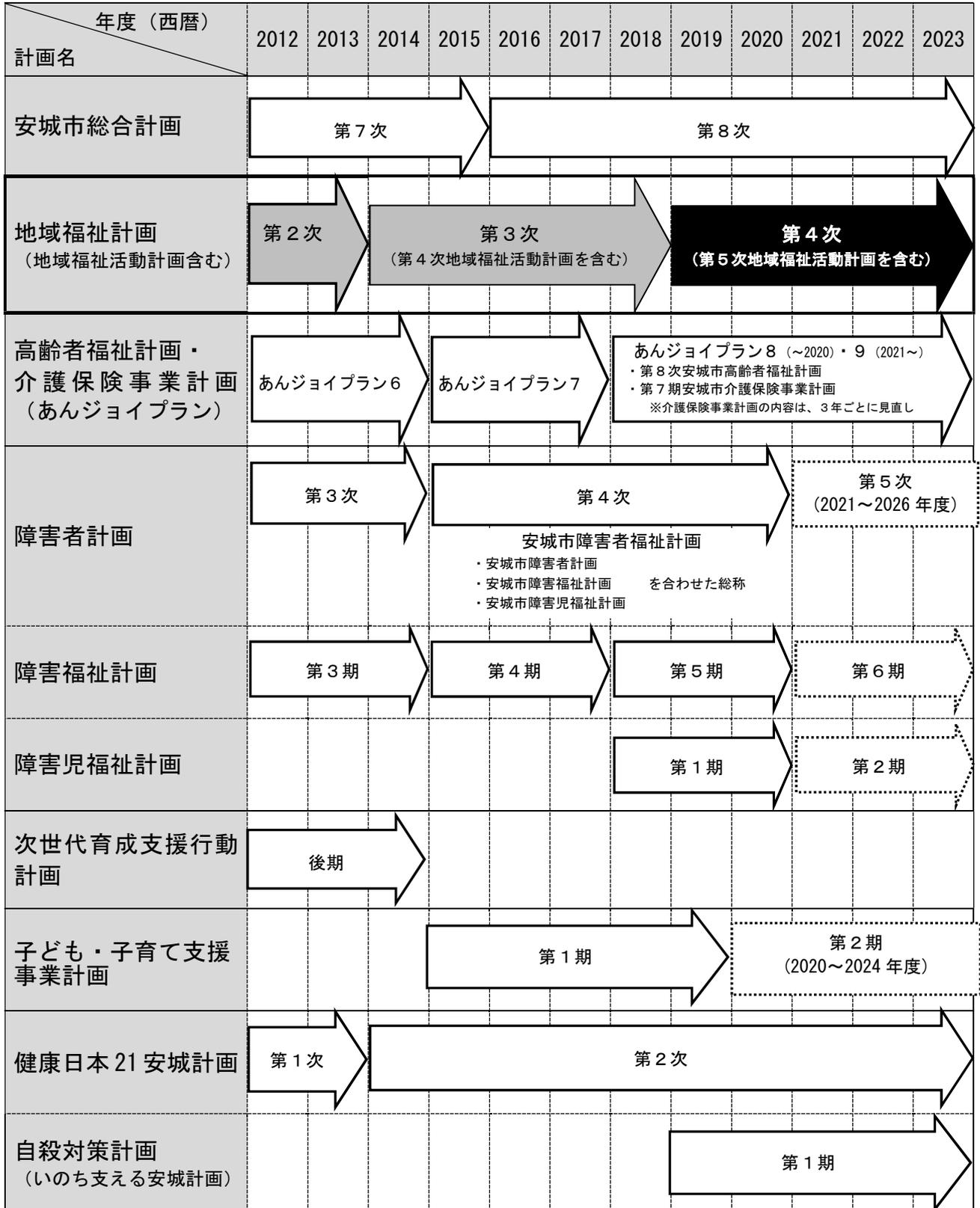
図1-1 地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

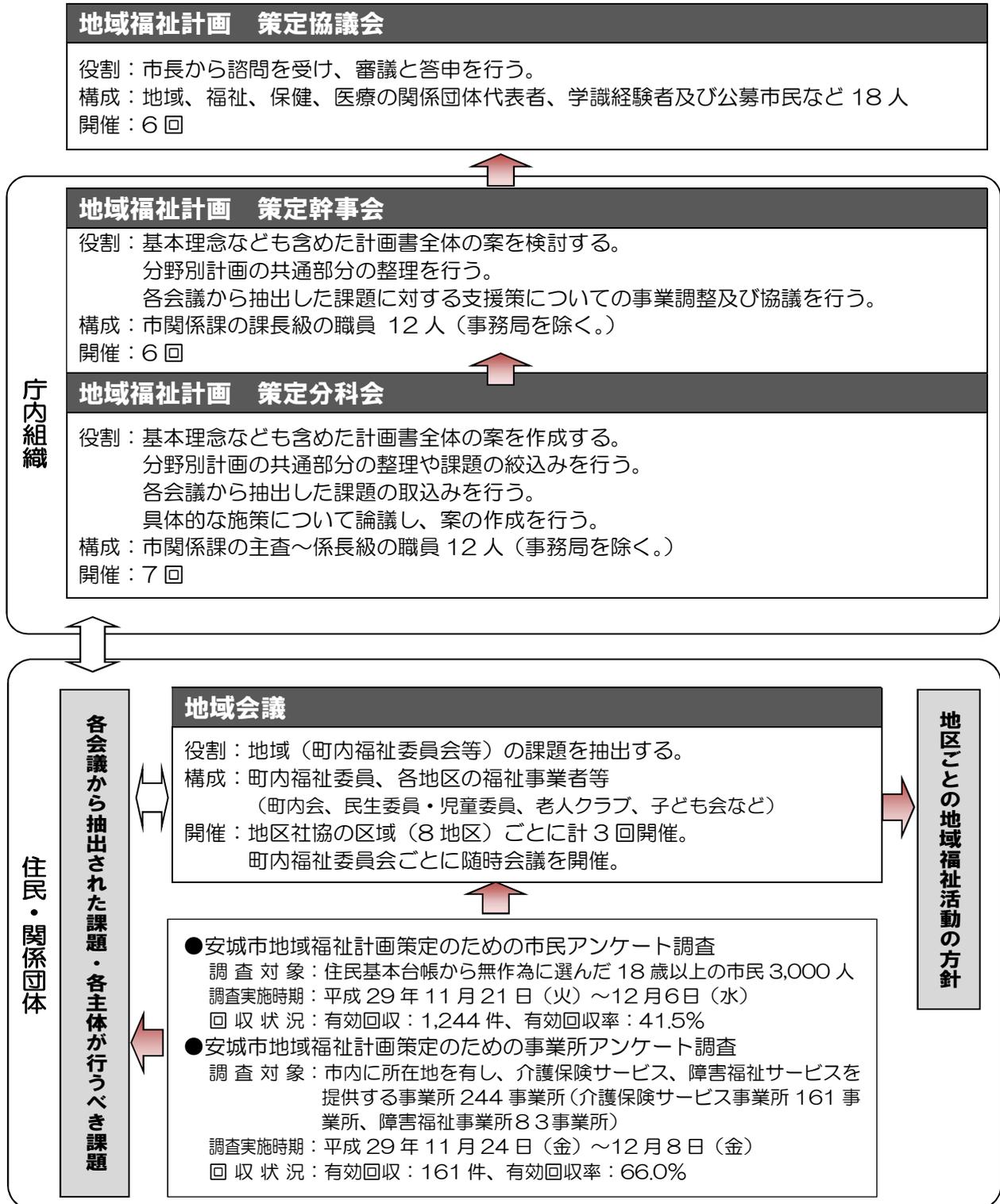
本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

図1-2 関連する計画の期間



1-3 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりです。



1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協（概ね中学校区）の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

単位福祉圏域は、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」とします。

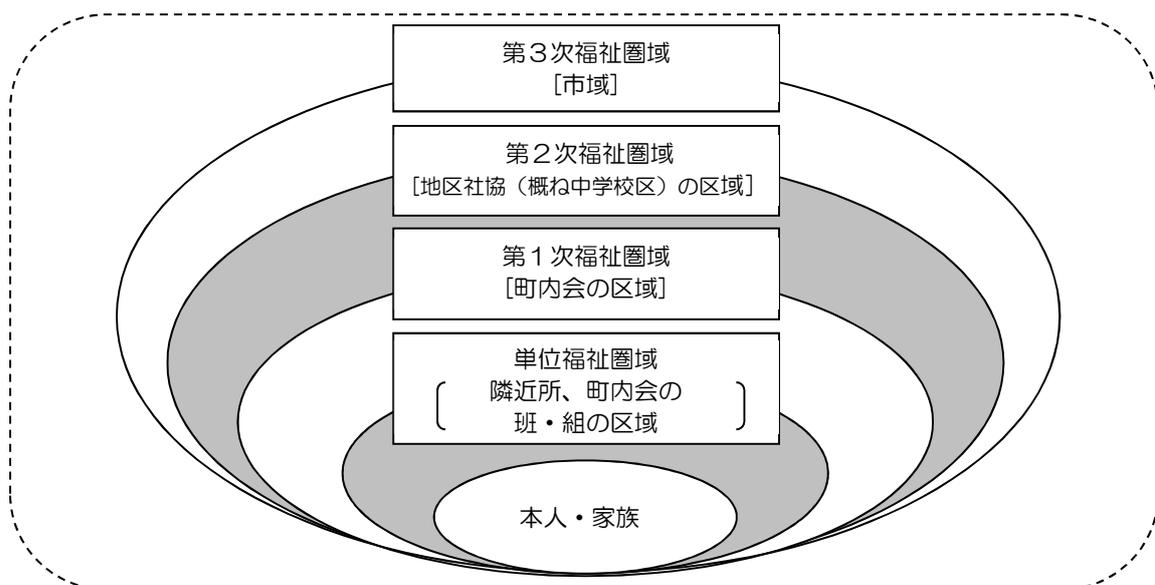
第1次福祉圏域は、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」とします。町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

第2次福祉圏域は、複数の町内で構成される「地区社協（概ね中学校区）の区域」とします。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。なお、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを順次整備し、8地区すべてに整備しました。

第3次福祉圏域は、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」とします。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1-3 重層的な福祉圏域の概念図



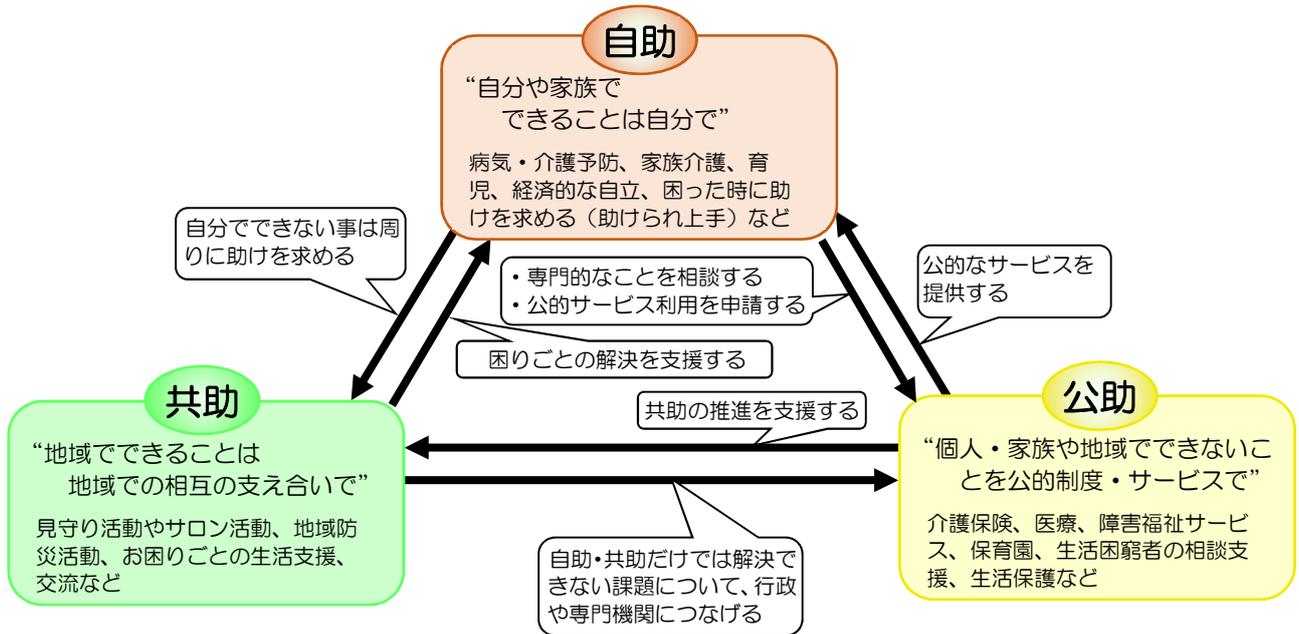
2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

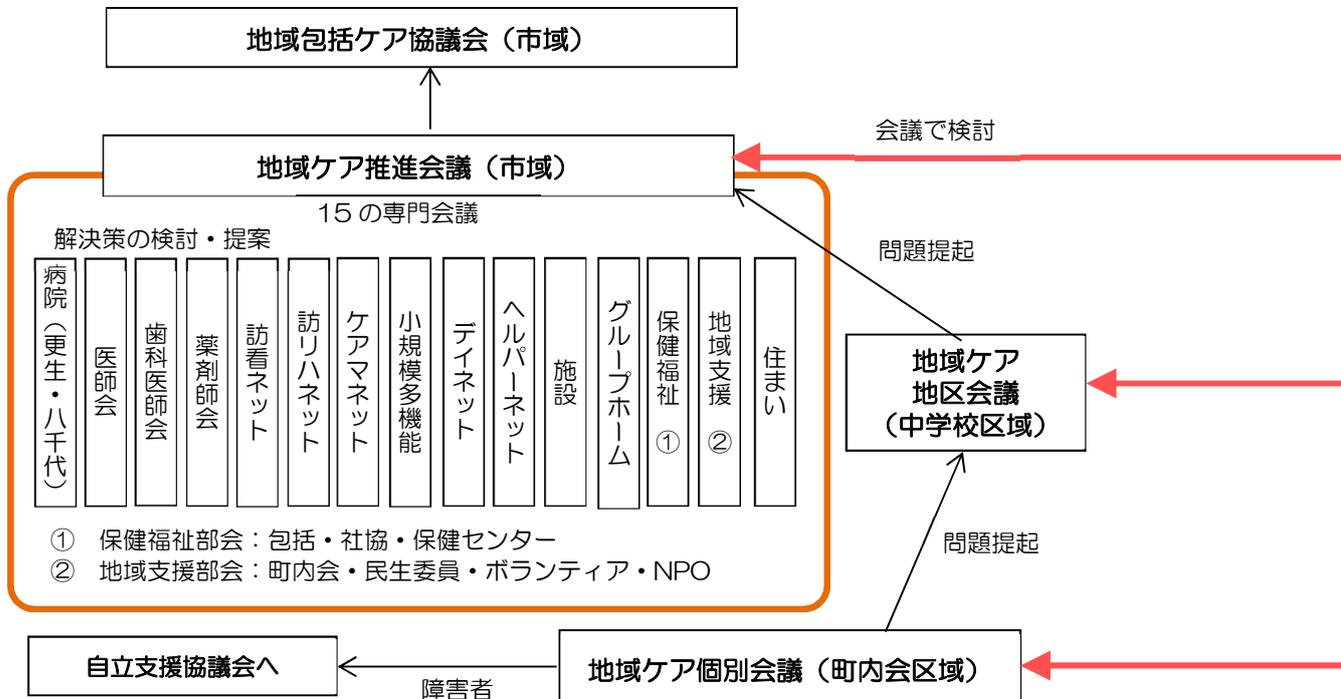
区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助 (本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを考え、行う。 ○家族で支え合う。 ○自己解決できない課題が生じた場合はまわりに助けを求める。 ○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)の活動に参加する。 ○地域の人との交流を深める。
共助 (お互いの支え合い)	近所の人 (地域における身近な関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合う活動を実施する。 ○近所における課題を発見する。 ○いざという時の手助けを行う。 ○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。
	町内会、町内福祉委員会 (地縁に基づいた住民組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を把握する。 ○課題解決のための体制づくりを行う。 ○課題解決のために当事者、ボランティア、NPOと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題はもとより、困っている住民一人ひとりの個別の課題を把握する。 ○課題解決のために町内会などと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	当事者団体 (同じ悩みや課題を抱える人達の組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。 ○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア、NPO (同じ目的を持つ自発的な構成員による組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した活動を行う。 ○専門性を活かし、町内福祉委員会はもとより、他の福祉事業者との連携・協働による「丸ごと」の支援ネットワークに関与・実践する。
	福祉事業者、NPO (福祉サービスを提供する組織)	
公助 (公的な支援)	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自助を啓発する。 ○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。 ○ボランティアなどの担い手の養成と支援を行う。 ○公的なサービスを提供する。 ○セーフティネットを整備する。 ○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。 ○専門的な支援を必要とする人に対応する。 ○共助の推進を支援する。 ○当事者団体を支援する。

図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。”としています。

図1-5 高齢者への支援イメージ図（安城市版地域包括ケアシステムのイメージ）



3 自助、共助、公助が連携した支援体制

支援を必要とする人が地域のなかで安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。

ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心にした支援イメージを図案化しました。

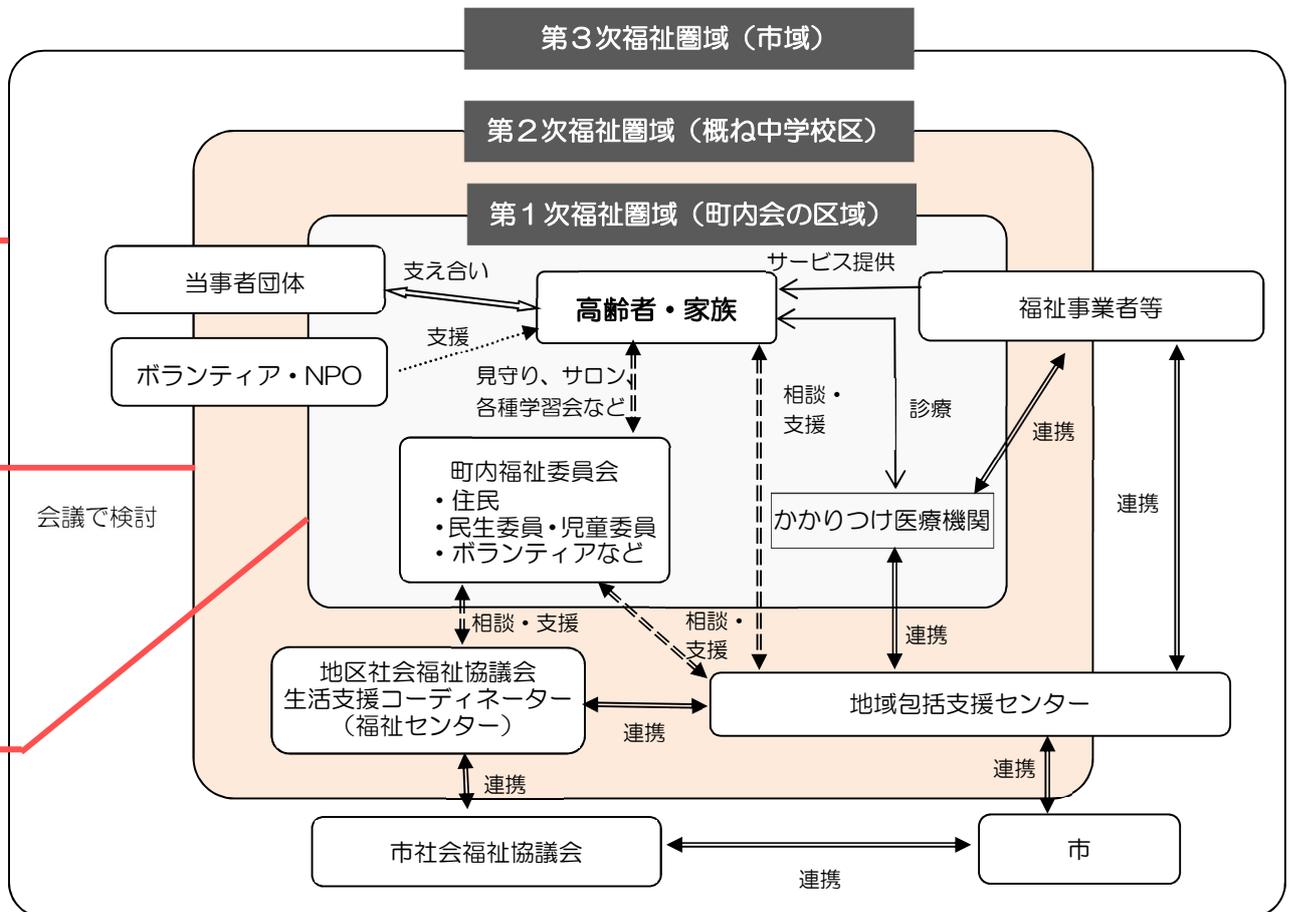


図1-6 障害のある人への支援イメージ図

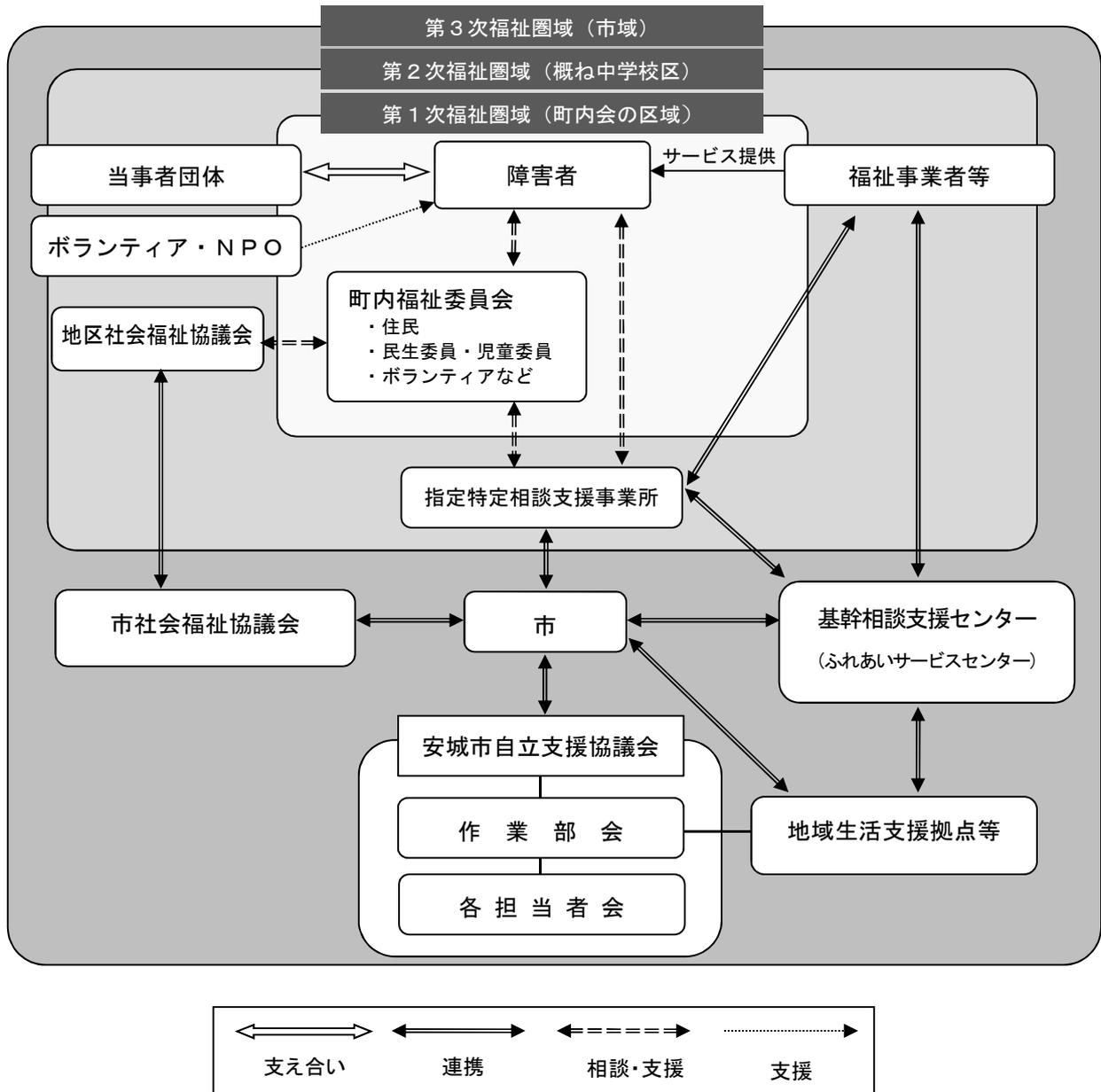
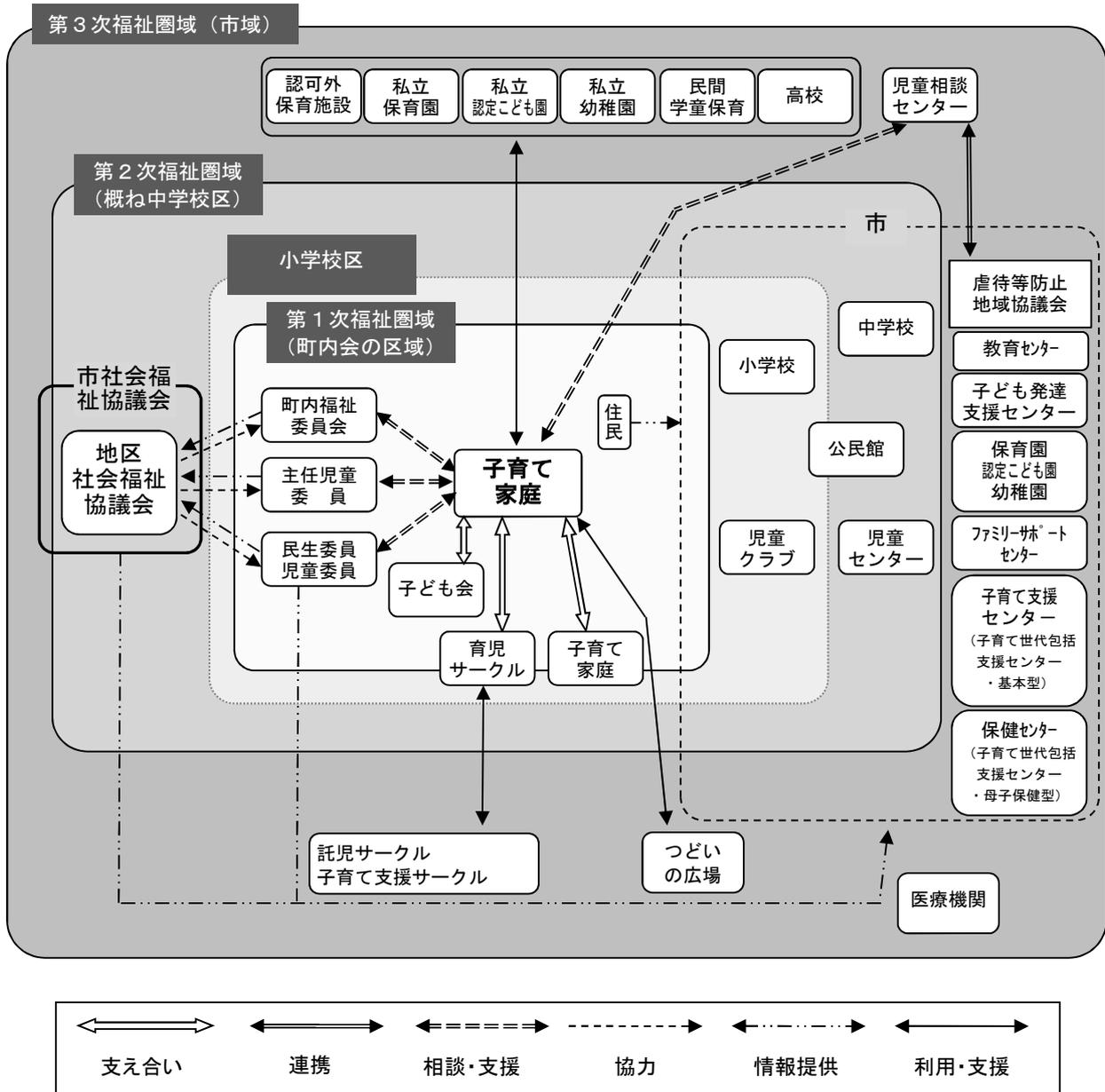


図1-7 子育て家庭への支援イメージ図



第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

2018（平成30）年10月1日現在における本市の総人口は189,031人、総世帯数は74,919世帯です。年齢3区分をみると、2013（平成25）年から2018（平成30）年にかけて、年少人口（0～14歳）は減少、生産年齢人口（15～64歳）は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口（65歳以上）です。また、2018（平成30）年時点の年少人口は28,694人で、2013（平成25）年と比較すると1,075人も減少しています。一方、高齢化率は2013（平成25）年の18.1%から2018（平成30）年には20.6%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています（表2-1）。

なお、我が国は2008（平成20）年を境に人口減少社会を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後もわずかながら増加を続けると予想されています（表2-2）。

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）の仲間入りをする2025年には、前期高齢者（65～74歳）よりも後期高齢者の人口の方が多くなると推計されています（図2-2）。

表2-1 年齢区分別（3区分）住民基本台帳人口の推移

		2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
人口 (人)	総人口	183,552	184,780	185,179	186,806	187,860	189,031
	0～14歳	29,769	29,541	29,370	29,184	28,881	28,694
	15～64歳	120,583	120,335	119,982	120,332	120,798	121,412
	65歳以上	33,200	34,904	36,263	37,290	38,181	38,925
構成比率 (%)	0～14歳	16.2	16.0	15.9	15.6	15.4	15.2
	15～64歳	65.7	65.1	64.8	64.4	64.3	64.2
	65歳以上	18.1	18.9	19.6	20.0	20.3	20.6
世帯数(世帯)		70,098	71,238	72,105	73,193	74,090	74,919

(出典) 住民基本台帳 各年10月1日現在

表2-2 年齢区分別（3区分）国勢調査人口の将来推計

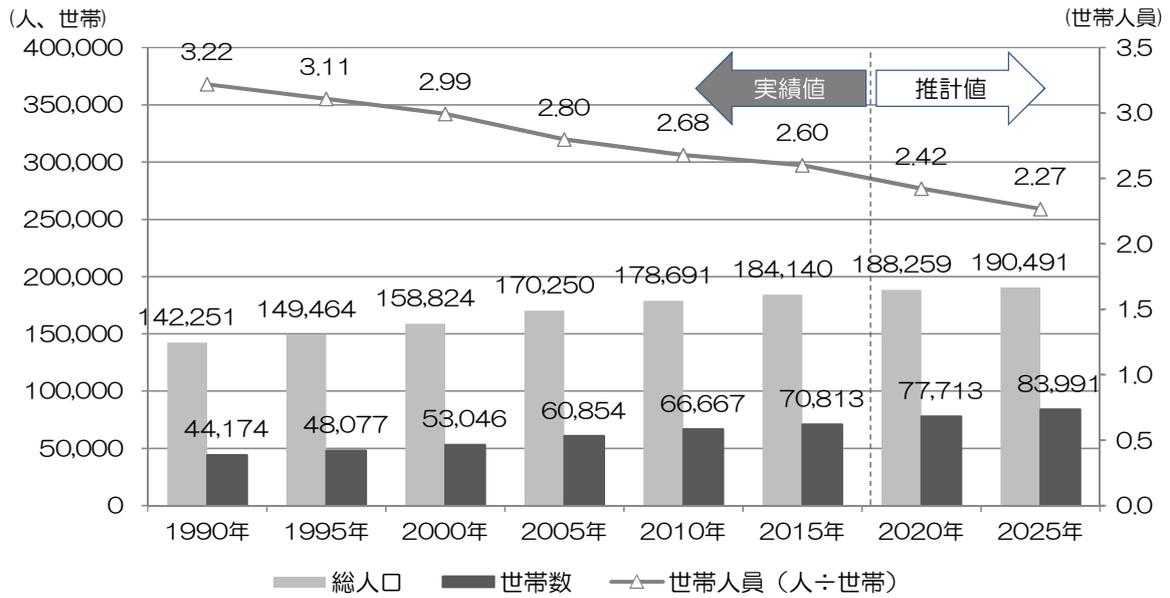
		実績値		推計値	
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
人口 (人)	総人口	178,691	184,140	188,259	190,491
	0～14歳	29,556	28,829	28,016	26,833
	15～64歳	119,012	118,563	120,216	121,775
	65歳以上	29,164	35,936	40,027	41,883
構成比率 (%)	0～14歳	16.6	15.7	14.9	14.1
	15～64歳	67.0	64.7	63.9	63.9
	65歳以上	16.3	19.5	21.3	22.0
世帯数(世帯)		66,667	70,813	77,713	83,991

(出典) 実績値 国勢調査(総務省)

推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

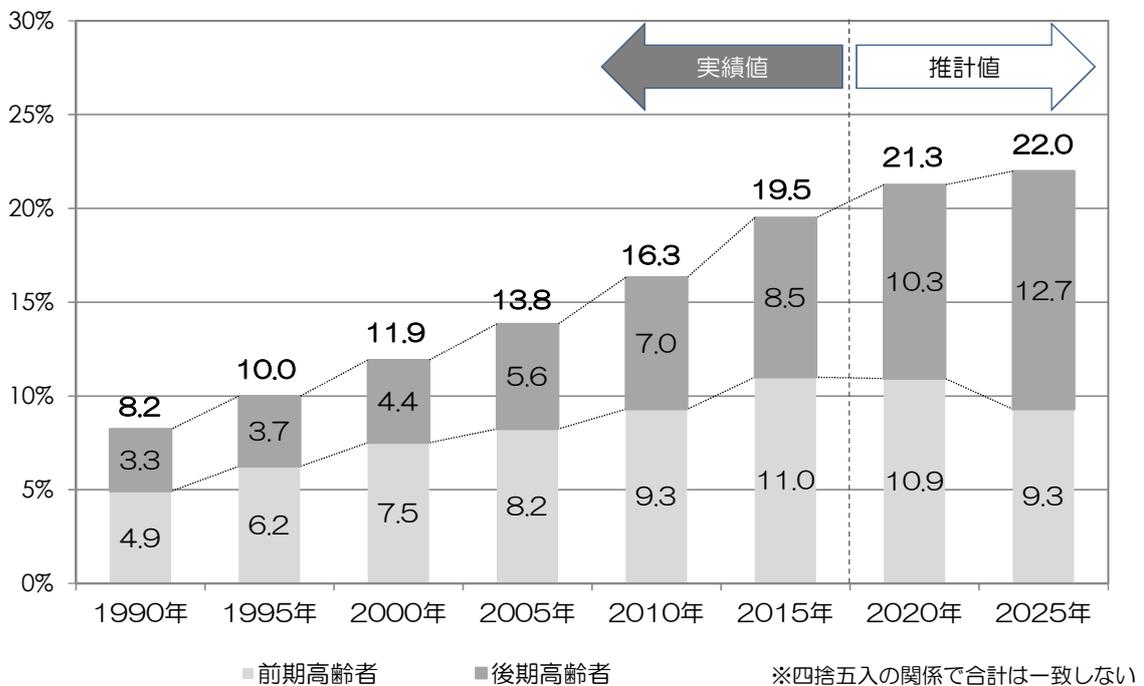
※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-1 本市の人口及び世帯数の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 総人口：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)
 世帯数：国勢調査を基に独自推計

図2-2 高齢化率の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

2 福祉関係の統計

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は年々増加しています。

表2-3 世帯の状況

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
総世帯	70,098	71,458	71,927	72,717	73,691	74,628
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	22,903 (32.7%)	23,938 (33.5%)	24,347 (33.8%)	25,336 (34.8%)	25,544 (34.7%)	25,964 (34.8%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	5,136 (7.3%)	5,632 (7.9%)	5,827 (8.1%)	6,383 (8.8%)	6,470 (8.8%)	6,667 (8.9%)
うち高齢者のみ世帯 (総世帯数比)	4,869 (6.9%)	5,252 (7.3%)	5,467 (7.6%)	5,900 (8.1%)	6,264 (8.5%)	6,498 (8.7%)

(出典) 住民基本台帳 2013・2014年は10月1日現在、2015年以降は4月1日現在

(2) 障害のある人の内訳

手帳所持者数から本市に在住する障害のある人の人数をみると、すべての障害で年々手帳保持者数は増加しています。

表2-4 手帳保持者数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
身体障害者手帳	4,788	4,841	4,809	5,039	5,022	5,038
療育手帳	1,112	1,098	1,159	1,214	1,264	1,305
精神障害者保健福祉手帳	824	849	960	1,061	1,118	1,254

(出典) 福祉のあらし (各年4月1日現在)

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表2-5 年齢別子ども数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
0～2歳(乳児)	5,909	5,879	5,916	5,620	5,643	5,576
3～5歳(幼児)	5,952	5,897	5,791	5,824	5,722	5,772
6～11歳(小学生)	11,738	11,747	11,727	11,734	11,741	11,676
12～14歳(中学性)	6,202	6,108	6,083	6,041	5,936	5,827
0～14歳(合計)	29,801	29,631	29,517	29,219	29,042	28,851

(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

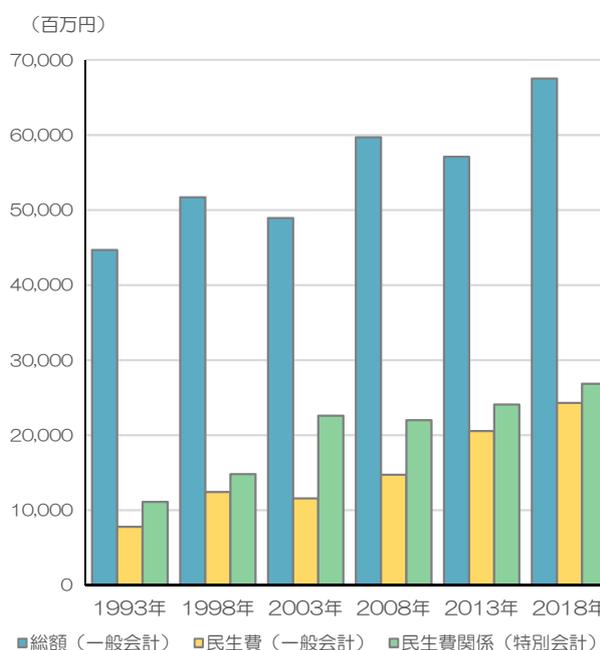
3 予算の状況

本市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減の影響をさほど受けずに、概ね増加の傾向にあります。2013（平成 25）年度から2018（平成 30）年度にかけての最近 5 年を比較してみると、一般会計の民生費は18.2%増、特別会計の民生費関係^(※)は11.4%増となっています。また、2018（平成 30）年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が36.0%を占めています。

表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移

（単位：百万円）

市当初予算歳出額			
年度	一般会計		特別会計
	総額	民生費	民生費関係
1989（平成 1）年	30,940	6,257	8,420
1993（平成 5）年	44,660	7,790	11,114
1998（平成 10）年	51,700	12,440	14,800
2003（平成 15）年	48,940	11,572	22,587
2004（平成 16）年	54,280	12,068	23,147
2005（平成 17）年	51,500	12,392	24,247
2006（平成 18）年	52,940	12,879	25,221
2007（平成 19）年	56,590	14,626	26,942
2008（平成 20）年	59,690	14,705	21,988
2009（平成 21）年	56,720	14,947	20,575
2010（平成 22）年	56,250	17,852	21,052
2011（平成 23）年	56,920	19,972	21,692
2012（平成 24）年	56,720	20,215	22,930
2013（平成 25）年	57,100	20,551	24,093
2014（平成 26）年	61,800	21,549	25,325
2015（平成 27）年	63,130	23,379	28,563
2016（平成 28）年	72,920	23,094	28,458
2017（平成 29）年	66,880	24,532	29,536
2018（平成 30）年	67,500	24,294	26,844



※特別会計の民生費関係

- ①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ②「介護保険事業」は2000（平成 12）年度から、「後期高齢者医療」は2008（平成 20）年度から予算化されています。
- ③「老人保健事業」は2010（平成 22）年度で廃止されています。

2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。

図2-4 市内の福祉関係施設（一部）



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定していませんが、約10~20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア 福祉意識の啓発
- イ ふれあいいきいきサロン、世代間交流事業の実施
- ウ 住民意識調査、福祉マップの作成
- エ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- オ 福祉だよりの発行
- カ 地域での見守りが必要な人への見守り・生活支援・災害時支援

表2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 〔概ねの中学校区※〕	活動拠点	町内会名（76福祉委員会）	備考
東山地区社会福祉協議会 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭 茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社会福祉協議会 〔安城北中学校区〕 (住吉町の一部を含む)	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社会福祉協議会 〔篠目中学校区〕 (住吉町の一部を除く)	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合作野地区として活動
中央地区社会福祉協議会 〔安城南中学校区〕 (石井町を除く)	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社会福祉協議会 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社会福祉協議会 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合西部地区として活動
明祥地区社会福祉協議会 〔明祥中学校区〕 (石井町を含む)	明祥福祉センター	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	
桜井地区社会福祉協議会 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、鶴出、鹿乗、小川、三ツ川	

※地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018(平成30)年10月1日現在)

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域（概ね中学校区）ごとに民生委員・児童委員協議会（以下「地区民協」という。）を組織しています。また、主任児童委員は、各小中学校区に1人が配置されています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の7項目を2018（平成30）年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時にひとりも見逃さない運動の確立
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者及び障害者への虐待防止活動の推進
- ⑥ 研修への取組強化
- ⑦ 情報の共有・管理保護の徹底

表2-8 地区民協構成人数

地 区	民生委員数 (人)	主 任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区*]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	25	3	28	篠目中学校区
中央地区民協	34	2	36	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	24	3	27	安城西中学校区
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	200	21	221	

※地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018（平成30）年10月1日現在)

(3) ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、1978（昭和53）年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、主な活動はボランティア以外を行いボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録は、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として2005（平成17）年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けた特定非営利活動法人（NPO）が保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

なお、国や県に認可を受けていない非営利活動団体に関しても、本計画では、認可の有無に関わらずNPOと表記しています

表2-9 ボランティアセンター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録団体数(団体)	202	225	239	252	224
個人登録者数(人)	216	236	257	250	273

(各年3月31日現在、2018(平成30)年は10月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録団体数(団体)	358	339	385	410	424

(各年3月31日現在、2018(平成30)年は10月1日現在)

(4) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は 1952（昭和 27）年に設立され、1968（昭和 43）年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第 1 次地域福祉活動計画で地区社協にコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。2015（平成 27）年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域に不足するサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業の実施や福祉センター等の指定管理を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-11 市社協の主な事業（※は本市の委託又は指定管理事業）

町内福祉委員会等の活動支援	障害相談支援事業※
地区社協の運営支援	移送サービス、院内介助サービス事業
広報紙の発行	福祉サービス利用援助事業
福祉教育の推進	心配ごと相談等相談事業
車いす・車いす移送車貸出し事業	ふれあいサービスセンター事業
自主防災組織支援事業※	生活支援体制整備事業※
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	居宅介護支援事業
善意銀行事業	地域包括支援センター事業※
生活福祉資金等の貸付け	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※
児童センターの経営※	成年後見支援事業
訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）	介護予防事業※
通所介護等事業（老人デイサービス）※	安城市共同募金委員会としての事業
福祉センター・社会福祉会館の経営、福祉避難所の運営※	日本赤十字社安城市地区としての事業
身体障害者デイサービスセンターの経営※	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

（市町村社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、1997（平成 9）年度から 2000（平成 12）年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、コミュニティワーカーを担当職員として配置してきました。

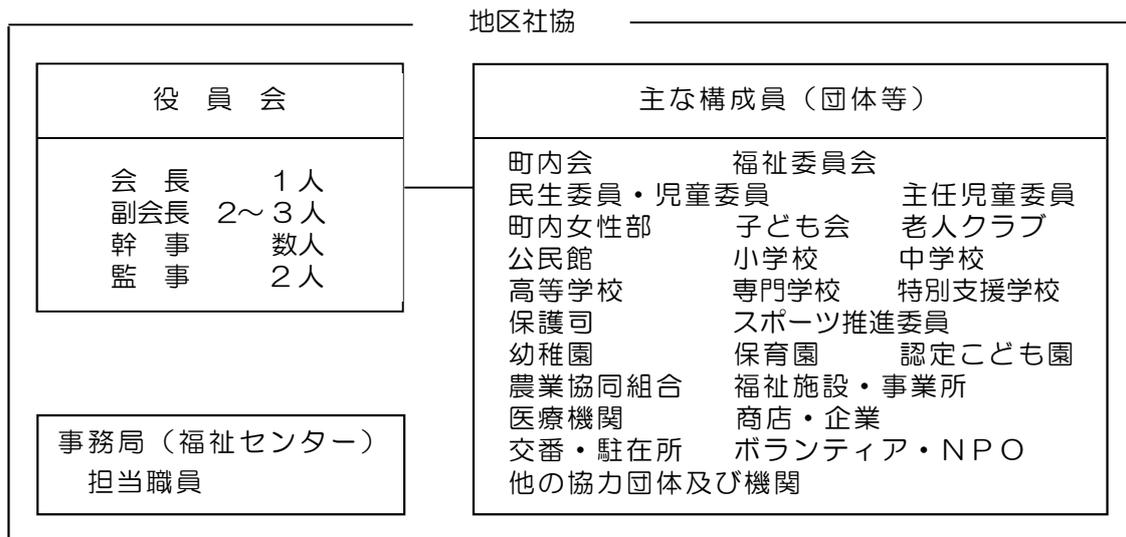
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、2016（平成 28）年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の組織化や活動を通じて、地域福祉活動を推進しています。

表2-12 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催
福祉サービスの窓口	車いすの貸出し 車いす移送車「サルビア号」の貸出し

図2-5 地区社協の組織図（例）



3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ①見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、福祉マップの作成、個別訪問等によるニーズ調査、住民支え合いマップの作成など）
- ②見守りが必要な人への個別支援（買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の徘徊の見守り支援など）
- ③まちの安心と安全を守る取組（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ④学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑤広報・啓発活動（広報紙、講演会など）
- ⑥地域の絆を深める活動（ふれあい交流会、サロン活動など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

2015（平成27）年度から生活支援コーディネーター業務を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘、並びに生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っています。

これら取組の成果として、町内福祉委員会を中核としつつも、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されるようになっていきます。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

①生活支援ネットワーク会議

- ・地区社協の区域で毎年2回程度会議を開催。高齢者の生活支援を行う住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。

②地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会

- ・2012（平成24）年度からサロン活動博覧会、2013（平成25）年度から地域福祉マッチング交流会を開催。2015（平成27）年度からは生活支援コーディネーターの業務として位置づけ、同時開催しています。
- ・地縁型活動組織の町内福祉委員会、テーマ型活動組織のボランティア・NPO・市民活動団体、福祉事業者の出会いの場となっています。

③生活支援・見守り協力事業

- ・地域において生活支援や見守り活動を行う店舗を「生活支援・見守り協力店」に位置づけています。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動の場等（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行

- ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

（4）地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援を実践するなど、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。

2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題

第3次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進	20	0	20	0
1-2 地域における連携と協働の推進	8	0	8	0
1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進	18	0	18	0
1-4 生きがいと社会参加の創出	12	0	12	0
合計	58	0	58	0

実施状況・成果	<p>■すべての事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2016（平成28）年度には、すべての町内会に町内福祉委員会が発足しました。また、すべての町内福祉委員会が地域見守り活動推進事業の指定を受けています。 ●地域の高齢者や障害のある人等が気軽に集まれる居場所や交流の場であるサロンの開設数を大幅に増加することができました（2017（平成29）年度：127箇所）。 ●2015（平成27）年度に生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、生活支援ネットワーク会議を通じて、多様な社会資源の発掘とネットワーク化に努めています。 ●福祉事業者やNPO、当事者団体、町内福祉委員会等が相互に連携し、協働による地域福祉活動を進めるきっかけをつくるため、毎年「地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会」を開催し、様々なマッチングを実現してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●メンバーの固定化や高齢化が進んでいる町内福祉委員会もみられることから、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。 ●新たな地域福祉活動の担い手を確保・育成していくために、今後は地縁組織だけに依存しないボランティアやNPO等の活動や事業型の活動を支援し活発化していく必要があります。 ●包括的な相談と支援を「丸ごと」行うことのできる地域福祉コミュニティを育成・強化していくことが必要です。そのために、さらなる社会資源の発掘とネットワーク化に取り組んでいく必要があります。 ●8050問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が複雑かつ複合化するなか、町内福祉委員会と専門的な機関・団体との連携・協働をより一層強化していく必要があります。 ●ひきこもりやニートの年齢が高齢化している傾向にあることから、40歳以上のひきこもりやニートを対象にした就労支援等を進める必要があります。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
2-1 福祉のこころの醸成	7 (10)	0	7 (10)	0
2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援	11 (21)	0	11 (21)	0
2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援	5 (6)	0	4 (5)	1
2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備	2 (3)	1	1 (2)	0
合計	25 (40)	1	23 (38)	1

※（ ）内は、再掲の事業を含んだ事業数

実施状況・成果	<p>■25事業のうち、1事業を完了（福祉センター建設事業）し、23事業を実施することができました。</p> <p>■1事業（新たな当事者団体の育成）が未実施でした。計画期間中に新たな当事者団体の結成に関する具体的な相談等もなく、育成までには至りませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市社協広報紙、全市的に開催している研修会や地区社協単位で開催している勉強会に加え、多いときは年間300回を超える地区社協主催の福祉学習、小中学校における福祉学習などを通じて、住民や子どもの福祉に対する意識啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。 ●市民活動等助成事業やボランティア活動等助成事業を新設するなど、地域福祉活動等を担う団体や市民グループの活動を活動資金面から支援してきました。 ●当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催するなど、当事者団体の活動の支援に努めてきました。 ●2013（平成25）年4月に安祥福祉センターを、また、2016（平成28）年4月には市内8箇所目となる明祥福祉センターを開設し、これによって市内8箇所すべての福祉センターの開設に至りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉のこころ」を培うことは、地域における支え合い・助け合いの土台であることから、地域や学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。 ●市民活動団体やボランティア等による多様な活動が活発化するよう、助成内容の見直しを適宜行う必要があります。また、自立のかつ継続的な活動に発展するよう、市民活動団体等の組織基盤や財政基盤の確立を支援する必要があります。 ●多くの当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化など組織力の低下とそれに伴う活動低下が進んでおり、対応を検討する必要があります。 ●施設や設備の老朽化が進んでいる町内公民館もみられることから、引き続き、施設の建替えや改修、修繕の支援を進める必要があります。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供	7	0	7	0
3-2 きめ細かな相談支援体制の確立	11	0	11	0
3-3 公的な福祉サービスの充実	13	0	13	0
3-4 セーフティネットの整備	10	0	10	0
3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化	4 (6)	0	4 (6)	0
3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実	13	0	13	0
合計	58 (60)	0	58 (60)	0

※（ ）内は、再掲の事業を含んだ事業数

実施状況・成果	<p>■すべての事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市や市社協の広報紙やウェブサイトへの掲載、情報誌（小冊子）の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。 ●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ●1年前倒しして、2017（平成29）年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。 ●高齢者の支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって、地域ケア会議が開催できています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な福祉課題に的確に対処するため、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。 ●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があります。 ●利用増加が予想される成年後見制度の周知を図るとともに、専門機関等と連携して対象者の生活を支える体制を強化していく必要があります。 ●虐待対応のための体制強化や自殺対策に向けた取組を講じていく必要があります。 ●自立支援協議会に参加する事業所が少ないため、多くの事業所の参加を得ることが必要です。また、自立支援協議会を通じた地域と専門機関との連携を図る必要があります。 ●一部の地域にとどまっている住民を交えた地域ケア会議の開催を図る必要があります。

2-4 アンケート結果

1 結果の概要

本計画の策定にあたっては、市民並びに福祉サービスを提供している事業者に対するアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

なお、詳細は2018（平成30）年3月に公表した報告書のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、現在や将来の暮らしの課題、地域福祉活動等の取組実態や意向等を明らかにすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人
 調査方法 郵送による配布・回収
 調査実施時期 2017（平成29）年11月21日（火）～12月6日（水）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
3,000	1,244	41.5%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所から、本市の地域福祉に関する現状の分析、今後に向けた施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所244事業所
 （内訳） 介護保険サービス事業所 161事業所
 障害福祉事業所 83事業所

調査方法 郵送による配布・回収

調査実施時期 2017（平成29）年11月24日（金）～12月8日（金）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
244	161	66.0%

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

情報を必要とする人が必要な情報を容易に入手できるように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

(2) 身近な地域での日常的な見守り活動の充実

【現状】

困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいこと、近所に頼みごとやお手伝いをしたことの双方とも「日頃の声かけ・見守り」が最多数を占めています。

【課題】

今後とも身近な地域での日常的な見守り活動を充実していく必要があります。

(3) 多様な社会資源のネットワークによる地域福祉ニーズへの対応

【現状】

困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいことと、近所に頼みごとやお手伝いをしたこと（自分ができること）との間にはギャップがみられます。

また、困りごとを抱えた時に自分が支援してほしい事柄によって、向こう三軒両隣であったり、町内会単位であったり、市域であったりするなど、地域の範囲が異なっています。

【課題】

事業所やNPOなどの専門家や行政等との連携を深めるなかで、多様な地域福祉ニーズに応えることのできる体制を構築していく必要があります。

(4) 地域福祉活動に対する受益者負担（有償ボランティア等）の検討

【現状】

地域福祉活動による支援等を依頼する際に、対価を払って依頼することを希望する人の方がそうでない人よりも多く、福祉活動を依頼する側の立場では有償ボランティアの方が気軽であるという意識が強い状況がうかがえる結果になっています。

【課題】

今後、地域福祉活動に対する受益者負担の考え方（有償ボランティア等）を視野に入れた活動を検討していく必要があります。

(5) 地域で福祉活動に関わる人材の確保

【現状】

地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。

【課題】

こうした地域福祉活動等への潜在的な参加者希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後とも町内福祉委員会やボランティア等の必要性等にかかわる啓発を継続していく必要があります。

(6) 町内会・町内福祉委員会と福祉サービスを提供する事業所との関係構築

【現状】

「災害時における相互協力」や「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」など、町内会などの地域の諸団体と協力して取り組んでもよいと考えている福祉サービス事業所が全体の9割近くを占めています。

諸団体のなかでも、町内会・町内福祉委員会との交流・協力を望んでいる福祉サービス事業所が8割以上を占めています。

【課題】

地域福祉活動のさらなる充実を図っていくため、専門知識を有するこれらの事業所と町内会・町内福祉委員会との関係づくりを多面的に進めていく必要があります。

2-5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の主要課題を、次のとおり整理しました。

(1) 公的支援のあり方の「縦割り」から「丸ごと」への転換

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことが必要となっており、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換することが求められています。また、多様な個人や家庭（世帯）が抱える様々な生活課題や悩み等に対して包括的に相談支援していく機能・システムを構築していく必要があります。

(2) 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、地域や家族などのつながりが希薄化するなかで表面化してきたものであり、その解決には、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育てていく必要があります。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、「他人事」ではなく「我が事」として捉えて地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)の転換により、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していく必要があります。

(4) ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯などの増加への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。また、認知症などの要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

このため、日頃の見守り活動を行う住民と、福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、地域ぐるみで対応することが求められています。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。このため、これまで地域コミュニティが有していた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる母親や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域のなかで孤立しがちな状況があります。

虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う場づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にあるなか、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、住民の一層の理解を促す啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。

(7) 社会問題となっている 8050 問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた 10 年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが 40 歳後半から 50 歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050 問題」や「パラサイト破産・老後破産」が社会問題となっています。また、経済格差を背景に、子どもの貧困についても社会問題として認識されるようになってきました。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来大きな地域福祉課題となることが懸念され、その対応が求められます。

(8) 福祉事業者を含めた多様な社会資源と連携・協働した地域福祉活動の展開

孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、本市では現在、地域での見守り活動を推進しており、市内全域での展開を目指しています。こうした小地域福祉活動を推進するには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも無理のない範囲で協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。

(9) 複合的な支え合いの仕組みづくり

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となってできることから支援したいという思いを持った人も着実に増えています。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして無理なく地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

(10) 当事者からの働きかけや住民への積極的な啓発による小地域福祉活動の実現

福祉は担い手と受け手の共同作業です。当事者が支援者に上手に働きかけられるようにすること（助けられ上手）と、身近な要支援者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという積極的な意識が求められます。どちらか一方の考えではなく、双方が自分でできることを行う小地域福祉活動を推進することが必要です。

(11) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査の結果からわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。「火事は119番」のように、福祉でも困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、相談支援の体制づくりと、その周知が必要です。

また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関、団体の取組で、専門的な内容もわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。

(12) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

災害時に避難行動や避難生活を行うことが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が求められています。

自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは必要ですが、市や地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動などの福祉と防災の連携、共助と公助の協働の仕組みの強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16年度に策定した第1次計画以来、第2次、第3次計画においても、「大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念に掲げてきました。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。



大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めたおmoi

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできることを考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、これからの地域福祉の推進には行政や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどと行政、市社協みんなで力を合わせ、公助だけでなく、住民による自助、共助といった福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、その人自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3-2 推進テーマ

1 「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次から第3次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくり、いわば安城版の“地域丸ごと”の支援体制の確立を追求してきた結果です。

平成28年度より、国では、「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」と示していますが、本市の地域福祉の取組は、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開してきたと捉えることができます。

2 第3次計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

これまで、第3次計画では、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を推進テーマとして施策・事業を展開してきました。

この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1) 住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2) 小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3) 民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4) 当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

加えて、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、テーマ型活動組織であるボランティア・NPO、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきています。

本計画では、こうした第1次から第3次計画までの成果を基本としつつ、地域福祉活動のさらなる充実・発展に向けた取組が必要です。

3 さらなる充実・発展を目指すうえでの推進テーマ

国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では次の推進テーマを掲げ、今後の5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

「“つながる” “つなげる”」の言葉には、次の意味を含めました。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる（=横断的にサービスをつなげる）

また、「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉は、第3次計画の推進テーマである「お互いさまの地域づくり」を継承・発展する意味と、地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”の地域づくりを推進する意味を含めました。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていかなければなりません。

そのためには、すでに第3次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの多様な主体を社会福祉サービスの担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のようにサービスの受け手として一方的に捉えるのではなく、主体として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承・発展させていく必要があります。

- (2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（地域課題を包括的に受け止める体制づくり）
（1）の地域づくりを進めていくには、ケースによって専門機関等につなぐことが必要な状況が出てきます。

本市では、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、専門機関と地域との連携、出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実、新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域の連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な主体との連携・協働の関係性を築きながら、地域課題を包括的に受け止める体制を整備していくことが必要です。

- (3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的な相談システムの構築と地域との連携）
「老老介護世帯」や「認認介護世帯」、生涯未婚者の増加に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題やパラサイト破産・老後破産の問題を抱える世帯」、増加傾向にある「発達障害（大人になってわかる発達障害も含む）」や「子どもの貧困問題」など、制度の狭間にある人やおかれてしまいそうな人・世帯が増えつつあり、既に地域課題として認識されるところとなっています。

見守り活動等により、こういった人たちを早期に発見し、また、地域課題を包括的に受け止める体制や専門機関の窓口到的確につなげていくような仕組みの構築を進め、寄り添いながら支援していく必要があります。

3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念

大きく広かれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

第1次計画より踏襲している本市の地域福祉の基本理念

本計画の 推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－自助・共助による住民主体のまちづくり－

- 基本施策
- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
 - 1-2 地域における連携と協働の推進
 - 1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進
 - 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

- 基本施策
- 2-1 福祉のこころの醸成
 - 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
 - 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
 - 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－

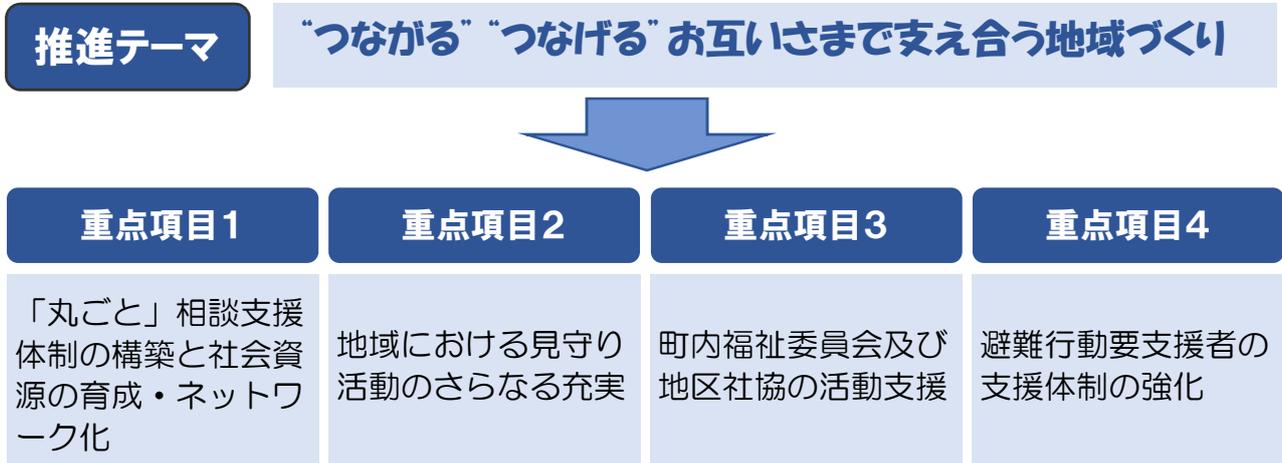
- 基本施策
- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
 - 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
 - 3-3 公的な福祉サービスの充実
 - 3-4 セーフティネットの整備
 - 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
 - 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移手段の充実

重点項目

- 1 「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化
- 2 地域における見守り活動のさらなる充実
- 3 町内福祉委員会及び地区社協の活動支援
- 4 避難行動要支援者の支援体制の強化

3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。



重点項目1	「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化
--------------	---------------------------------------

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが必要です。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

さらに、子育てと介護の「ダブルケア」や制度の狭間にある高齢者とひきこもり世帯の「8050問題」をはじめとする複雑・複合化した社会問題が顕在化しています。

このような状況にあるなか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源を世代や分野を超えて「丸ごと」つなげていく必要があります。そのために、まずは、様々な生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して「丸ごと」相談に応じ、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双方を組み合わせながら「丸ごと」支援していくことが求められます。

そこで、次に示す(1)から(3)の事項の推進を通じて、「丸ごと」の相談支援体制づくり、担い手の育成と活動支援、多様な団体等の連携・協働の促進を図ります。

(1) 「丸ごと」の相談支援体制づくりを進めます

地区社協の区域（第2次福祉圏域）を基本単位として、高齢者や障害者、子どもはもとより、生活困窮者などの生活課題を抱えている多様な個人・世帯を対象に分野横断的かつ総合的な相談に応じる相談窓口の設置を検討していきます。

(2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します

福祉講演会や福祉講座等の開催を通じて、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材の発掘及び育成を図ります。また、各種ボランティア講座を充実することによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、助成事業を通じて、ボランティア活動を資金面で支援します。

(3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、当事者団体、町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

生活課題を抱えている個人・世帯を、住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、地区社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②(52頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③(52頁)
3 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(56頁)
4 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	1-2-(1)-③(56頁)
5 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①(56頁)
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②(56頁)
7 福祉センターサロンの開催【新規】	1-4-(1)-④(64頁)
8 各種ボランティア等の養成講座の充実	2-2-(2)-①(70頁)
9 ボランティア活動助成事業	2-2-(3)-⑥(71頁)
10 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(72頁)
11 包括的な相談支援体制の整備【新規】	3-2-(1)-①(81頁)
12 市社協の相談支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②(81頁)
13 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(81頁)
14 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③(81頁)
15 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	3-3-(1)-⑥(84頁)
16 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】	3-3-(2)-⑥(85頁)
17 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①(91頁)

※以降、第4次計画からの新たな取組と、前計画の時点で記載のなかった取組を【新規】としています。

重点項目 2

地域における見守り活動のさらなる充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って、介護を必要とする人をはじめ、日常生活を送るうえで様々な困りごとを抱えた高齢者や障害のある人などの支援が必要な人が増加しつつあります。その一方で、本市においても孤立死の発生や住民同士の関係の希薄化が懸念されています。

こうした状況に対応するため、本市では、平成 23 年度から 24 年度までの 2 か年をかけて 16 町内福祉委員会を対象に実施した「地域見守り活動モデル事業」を経て、平成 25 年度からは地域見守り活動推進事業の本格的な事業展開を図り、平成 29 年度にはすべての町内福祉委員会（76 町内福祉委員会）で事業の指定をすることができました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域（第 1 次福祉圏域）よりも身近な圏域である隣近所（単位福祉圏域）における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。また、住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり、高齢者や障害のある人などの当事者が支援者に対して上手に働きかけをしたり、支援者が積極的に手助けを行うことができる「お互いさま」の地域づくりを進めることが重要です。さらに、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちを専門的な機関につなげる必要があります。

そこで、次に示す（1）から（3）までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動を促進します。

（1）身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型の見守り活動と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守りや高齢者孤立防止事業（福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等）などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、町内福祉委員会が福祉事業者等に協力を求めるなど、多様な社会資源の連携により高齢者以外で支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

このような隣近所の身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができるお互いの顔が見える関係づくりを進めます。

（2）「民生委員協力員」制度の創設を検討します

見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、主に大規模な集合住宅等における民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」制度の創設について検討します。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対する個別課題の解決方策や情報共有を図るため、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(53頁)
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②(53頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(53頁)
4 地域でのサロンの開催支援	1-1-(3)-⑤(53頁)
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①(56頁)
6 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(56頁)
7 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③(81頁)

重点項目 3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成、都市化による地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化などの地域特性により活動の状況は様々であり、地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に見出し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所（単位福祉圏域）における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す（1）と（2）の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

（1）町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を展開するため、地域の情報を整理する福祉マップの作成も支援します。

あわせて、本計画を策定するにあたって実施した市民向けのアンケート結果によればワンコインや最低賃金程度の有償の地域福祉サービスを希望する市民が半数を超えていることを踏まえ、有償型の地域福祉サービスの展開や事業型の町内福祉委員会のあり方も検討していきます。

（2）地区社協の組織体制を充実します

町内福祉委員会による小地域福祉活動の充実のため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協の組織体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②(52頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③(52頁)
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1-1-(2)-①(52頁)
4 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	1-1-(2)-②(53頁)
5 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②(53頁)
6 地区社協事業の充実	1-1-(4)-①(53頁)
7 地区社協の組織体制の充実	1-1-(4)-②(54頁)
8 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②(56頁)
9 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(72頁)
10 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(81頁)

重点項目 4

避難行動要支援者の支援体制の強化

東日本大震災の犠牲者のうち6割が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある人の死亡率は、住民全体の割合の約2倍でした。

本市では、南海トラフ地震に伴う大規模災害が懸念されていることから、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。

そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新や地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

また、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、避難行動要支援者の支援体制を強化します。

(1) 避難行動要支援者支援制度が円滑に機能するよう運用します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう登録台帳の定期的な更新を進めます。また、要支援者等が参加した安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

この取組により、要支援者と地域支援者をはじめとした住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。

(2) 避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や緊急時に活かします

避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。また、病気やケガなど緊急時に要支援者に関する情報を救急隊員に伝えるため、登録者に配布した救急医療情報キットが効果的に活用されるように努めます。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(53頁)
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②(53頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(53頁)
4 地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）	1-3-(1)-①(59頁)
5 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-①(60頁)
6 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-②(60頁)

3-5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次計画の基本目標を踏襲しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所の小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発をさらに進め、福祉活動に参加する人の輪を広げ、地域での見守り活動やふれあい交流活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどとの連携・協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが可能な限り健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実します。

これらを行うことによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した社会問題に的確かつ迅速に対応するため、個々の相談支援機関の横の連携を強化し、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

また、社会保障制度の適正な運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備や移動に制約のある人の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動、外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。

第4章 地域福祉施策の推進

※各事業の活動指標等の一覧については、資料編に掲載しています。

基本目標 1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置してきました。町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、平成30年4月1日時点で、すべての町内会において町内福祉委員会（連合も含むと76町内福祉委員会）が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、地域での見守り活動などの小地域福祉活動が、地域の実情にあわせて取り組まれています。

しかし、地域特性が異なることから活動状況は様々であり、これまで推進してきた地域での見守り活動をより充実させることが今後の課題です。

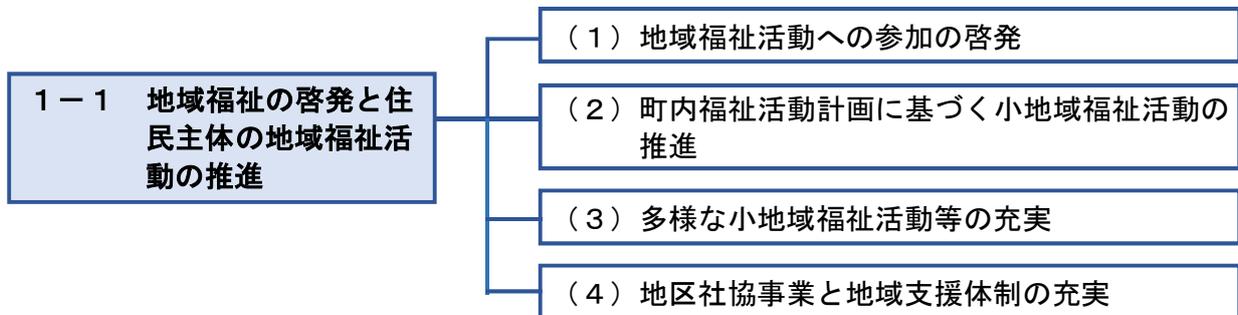
また、町内によっては住民の高齢化に伴い活動の担い手が不足し、地域の町内活動に影響しています。今後は、外国人も含め、ひとり暮らし高齢者のみならず、障害のある人（発達障害を含む）や8050問題、生活困窮者問題などに対して、より専門的な対応が求められようになりつつあることから、福祉関連事業者やNPO等との連携・協働が必要になってきています。

施策方針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）や住民が助けを求めやすい環境づくりをすること、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。
- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実情に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。

- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業及び地区社協の組織体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-1-1 (1) 地域福祉活動への参加の啓発

- ① 市社協広報紙発行事業
読者の関心の高いテーマの特集記事にするなど、引き続き、地域福祉活動の啓発をするため、毎月、全戸配布を行います。
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するうえで必要な先進事例に関する情報提供を進めます。
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。
- ④ 町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進
市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。
- ⑤ 外国人住民に対する地域情報等の提供
市内在住の外国人が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報の提供に努めます。

1-1-1 (2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
勉強会の開催や町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘と育成に努めます。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。

② 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援

町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。

1-1-(3) 多様な小地域福祉活動等の充実

① 地域見守り活動推進事業

「地域見守り活動チェックリスト」を活用して活動の支援を行います。また、活動についての周知に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人たちの気になる情報やニーズを専門機関と情報共有を図り、困りごとに対応できるような活動内容の充実を図ります。

② 福祉マップ作成の支援

町内福祉委員会の実情にあわせ、福祉マップの作成と更新を地域見守り活動推進事業等を通じて町内福祉委員会を支援します。

③ 民生委員による安否確認・見守りの推進

民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。

④ 食育メイトによる栄養教室の開催

市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。

⑤ 地域でのサロンの開催支援

地域におけるサロンの開催と開催頻度の拡大を図るため、担い手の発掘と育成を進めます。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行います。

⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援

各町内の状況に応じて、住民の要望に合った内容の勉強会が開催できるように講師の紹介をするなど、引き続き、開催を支援します。

⑦ 老人クラブ等健康教育の推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らすために必要となる健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。

⑧ 町内での介護予防教室の支援

高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指し、介護予防の啓発を図ります。

1-1-(4) 地区社協事業と地域支援体制の充実

① 地区社協事業の充実

小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地区内の関係機

関などと連携を図ります。

② 地区社協の組織体制の充実

地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や構成員を拡充するなど、地区社協の組織体制の充実を図ります。

主な活動指標

① 町内福祉委員会全体研修会に参加した町内福祉委員会数

現状値（2017年度）	➡	目標値（2023年度）
73 町内福祉委員会		全町内福祉委員会

② 地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数

現状値（2017年度）	➡	目標値（2023年度）
76 町内福祉委員会		全町内福祉委員会

③ 民生委員による訪問件数（安否確認・見守り）

現状値（2017年度）	➡	目標値（2023年度）
25,140 件		26,000 件

④ 月1回以上開催されているサロン実施箇所数

現状値（2017年度）	➡	目標値（2023年度）
127 箇所		150 箇所

基本施策 1-2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、町内福祉委員会では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害のある人のための相談事業者、福祉事業者、NPOなどの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携・協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

そこで、平成27年度から第2層の生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、多様な社会資源の創出とともに、生活支援ネットワーク会議の開催を通じて多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

施策方針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが連携・協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難な虐待等の専門的な対応が求められる困りごとを抱えている人に対応するため、適切な専門機関へ迅速につなげる連携体制を構築します。

施策体系

1-2 地域における連携と協働の推進

(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

推進施策・事業

1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

① 地域における住民組織間の連携体制づくり

地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じて、町内での連携体制づくりを進めます。

② 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化

ケース検討会議などへ町内福祉委員会などインフォーマルな支援者の参加を進めることなどにより、町内福祉委員会と地域包括支援センター、地区社協、福祉事業者等の連携を強化します。また、困難事例だけでなく介護予防に取り組むための地域ケア会議のあり方について検討し、実践します。

高齢者のみではなく障害のある人や子どもに関しても、町内福祉委員会と連携したケース検討会議などの開催を検討します。

③ 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】

多様な社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。

1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

① 福祉事業者と関係団体等との交流促進

民間の知識や技能などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど多様な団体、組織が、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。

② 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング

町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの団体を相互に結び付けるため、市社協や地区社協が、重点的にコーディネートに取り組みます。

③ 市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実

マッチング件数が伸び悩んでいることから、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実します。また、ボランティアセンターとの連携強化に努めます。

④ 団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催

市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。

⑤ 市民活動活性化事業（市民活動団体支援）

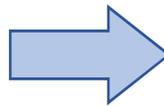
市民活動センターにおいて、センターや活動団体の事業のチラシなどを館内掲示

や配布をすることによって、市民活動に関する情報を広く発信します。また、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。

主な活動指標

①生活支援ネットワーク会議の開催回数

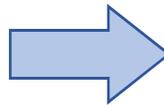
現状値（2017年度）
18回



目標値（2023年度）
各地区2回以上

②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング件数 （年間あたりの連携・協働マッチング件数）

現状値（2017年度）
—



目標値（2023年度）
100件

基本施策
1-3

地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の
推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織を設立し、自主防災訓練実施の指導や支援、救出のための資機材の整備のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成 25 年度には、産官学民が参加する減災まちづくり研究会を設立し、災害時における連携の強化に努めました。また、減災に資する様々な活動に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者支援制度を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会もみられます。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢者を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルが増えています。本市では平成 28 年「消費生活センター」を開設し、消費生活相談を本格的に行っていますが、こうした被害を最小限に止めるため、他の専門機関と連携した対策を強化する必要があります。

市内における交通事故発生状況は、人身事故件数は年々減少傾向にあるものの、依然として死亡事故は増減を繰り返して発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

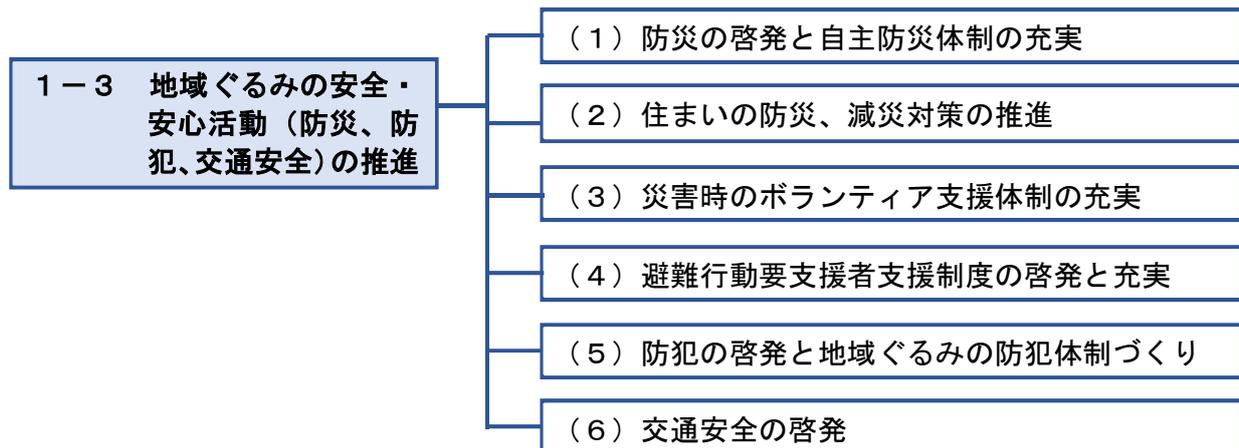
施策方針

- ① 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した防災訓練の実施支援や防災の啓発、住宅の耐震化、家具の転倒防止などの防災、減災対策を進めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と協議し避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、行政や市社協、

ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが協働し、災害ボランティアセンター設置に向けた効果的な運営方法を検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-3-（1）防災の啓発と自主防災体制の充実

- ① 地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）
 自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を引き続き支援します。
- ② 自主防災リーダー養成研修事業
 自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、新たな訓練メニューを加えたり、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。
- ③ 中学生防災隊活動推進事業
 NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を提供するとともに、地域における防災力の向上を図ります。
- ④ 家具転倒防止普及事業
 家具転倒防止のための講演と訓練等をすべての町内の自主防災組織で実施することによって、自主防災組織を通じて、住民に家具転倒防止（減災）の必要性について普及、啓発します。

1-3-(2) 住まいの防災、減災対策の推進

① 木造住宅無料耐震診断事業

住民意識を向上させることを目的として平成 25 年度に改定した耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。

② 木造住宅耐震改修費補助事業

耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修の促進を強化します。

③ 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

身体障害者手帳所持者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅（耐震診断の判定値 0.4 以下）の耐震シェルター整備工事に対して、30 万円を上限に補助を実施します。また、平成 30 年度よりメニューとした耐震ベッドの普及に努めます。

④ 家具転倒防止器具取付事業

障害者のいる世帯については、ほぼ設置された一方で、対象高齢世帯の件数が伸び悩んでいることから、対象高齢者を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて周知を行うなど、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。

1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実

① 災害ボランティアコーディネーターの養成

講座を通じたボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に着けるフォローアップ講座への参加促進や設置運営訓練を通してスキルアップを図ります。

1-3-(4) 避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

① 避難行動要支援者支援制度の啓発

多様な媒体やまちかど講座などの機会を通じて、介護支援専門員やボランティアなどの関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。

② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用

民生委員等の協力を得ながら同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め、引き続き日頃の見守り活動に活用しながら、顔の見える関係づくりを支援します。

また、要支援者に配布した救急医療情報キットの情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。

1-3-(5) 防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり

① 安全安心情報メールなどによる情報提供事業

多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っており、加入者拡大を図っていきます。

② 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業

防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人や成人向けの効果ある啓発方法について検討を進めます。

③ 自主防犯組織活動支援事業

自主防犯パトロール隊未整備の町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している町内会においては、引き続き支援を行い、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。

④ 犯罪抑止モデル地区指定事業

犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、安城警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様な取組が他地区に広がっていくよう努めていきます。

⑤ 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備

登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。

⑥ 消費相談事業

「消費生活センター」では週4日、2人体制の相談体制により、相談者のプライバシーの保護に配慮しつつ、消費生活相談に的確に応じ、早期の問題解決に努めます。また、高齢者、若年者を含めた消費生活教育を実施し、特に高齢者の見守りについては、関係機関とも連携していけるよう環境を整備します。さらに、相談内容の多様化に対応するため、相談員の研修を随時行います。

1-3-(6) 交通安全の啓発

① 交通安全教育推進事業

交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。

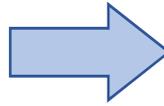
② 交通安全広報活動推進事業

現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。

主な活動指標

①自主防災組織が実施した防災訓練回数

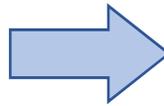
現状値（2017年度）
90回



目標値（2023年度）
95回

②避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数

現状値（2017年度）
3,881人



目標値（2023年度）
4,000人

基本施策 1-4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするため、公民館の自主グループ活動の支援、高齢者教室やシルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。

また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座を実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ニート・ひきこもりなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において相談支援事業を開始しています。

なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ニートやひきこもりの高齢化への対応は十分ではありません。

今後とも、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

施策方針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座や教室の充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

施策体系

1-4 生きがいと社会参加
の創出

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

(2) 就労機会の拡充

推進施策・事業

1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

① 高齢者教室開催事業

高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための学習機会の場の提供を、引き続き実施します。

② シルバーカレッジ開催事業

高齢者にふさわしい社会適応力と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会の提供を行うとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。

③ 福祉センター講座開催事業

地域のニーズに応じて、引き続き、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。

④ 福祉センターサロンの開催【新規】

気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者のなかから地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。

⑤ 「農」のある暮らし体験事業

優良農地の保全と農業の持続発展を目指す「安城アグリライフ構想」に基づき、引き続き、事業を実施、支援します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場の提供をしていきます。

⑥ 地域における高齢者スポーツの推進

定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開設会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布など、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。

⑦ 講座型デイサービス事業

障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。また、運動系講座の参加者拡大に努めます。

⑧ 障害者社会参加促進事業

障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援する観点も加味しながら、引き続き、障害者福祉体育祭やふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。

⑨ 障害のある人のスポーツ活動参加促進事業

広報や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度（全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度）の周知を行うとともに、障害福祉課等関係機関の連携・連絡を密にして申請漏れ等の防止に努めます。こうした障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野の拡大の一助とします。

⑩ 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。

1-4-(2) 就労機会の拡充

① シルバー人材センターの活用促進

シルバー人材センターは年々、会員数も増加していますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。

② 障害者就労支援事業

障害のある人の一般雇用に向け、就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。

③ 若年無業者就労支援事業【新規】

一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、職業適性検査、自己PR、履歴書、コミュニケーションスキル、職場体験等を行います。

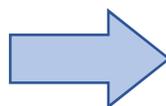
④ 就労に困難を抱える者への支援【新規】

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。

主な活動指標

①福祉センターサロン参加者数

現状値（2017年度）
15,377人



目標値（2023年度）
16,000人

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域における支え合いを浸透させるには、住民の地域福祉に対する啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

このため本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供、講演会や講座等を通じた福祉学習と地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習の推進のため、市社協において福祉学習実施校への助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などのお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

施策方針

- ① 地域福祉の土台となる「福祉のこころ」を培うため、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 様々な立場や違いを超えた相互理解のできる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透を図ります。

施策体系



推進施策・事業

2-1-1 (1) 地域や家庭における福祉学習の推進

- ① 市社協広報紙発行事業
基本施策1-1-(1)-①の再掲(52頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
基本施策1-1-(1)-②の再掲(52頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
基本施策1-1-(1)-③の再掲(52頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
様々な関係機関と連携して地域における福祉学習機会を充実させ、より多くの住民への福祉に対する意識啓発を図ります。

2-1-1 (2) 学校における福祉教育の充実

- ① 福祉学習支援事業
学校における福祉学習を充実するため、助成を継続的に実施するとともに、学校との協働や地区社協と連携を進め、より効果的な福祉学習プログラムの検討・作成や講師紹介に努めます。
- ② ふれあいネット推進事業(地域と連携したこころの教育等の推進)
地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、住民と子どもがともに考え合う場の充実と子どもの健全育成のためのリーフレットの作成・配布を通じた広報・啓発に努めます。
- ③ 特別支援学級と通常学級との交流学級の推進
各学校において、交流の狙いを明確にするとともに、教育課程の位置づけや年間指導計画作成などの対応を計画的、組織的に推進します。

2-1-(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

① 福祉まつり事業

福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための参加体験型イベントとして、多様な年齢層の市民の参加、新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。

② あんぷくまつりの開催支援（障害者社会参加促進事業）

障害のある人の社会参加と障害のある人に対する理解につながる機会となっていることから、他のイベントとの抱き合わせを踏まえて多くの住民が来場するよう魅力ある内容の交流イベントとして継続して開催します。

③ 多文化共生推進事業

外国人住民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人住民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。

主な活動指標

① 町内福祉委員会全体研修会に参加した町内福祉委員会数

現状値（2017年度）	→	目標値（2023年度）
73 町内福祉委員会		全町内福祉委員会

基本施策 2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

現状と課題

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後参加したい」という回答が、「健康づくり」で52.3%、「防火・防災」で49.0%となっており、一番少ない「生活困窮者に関すること」でも18.9%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターやボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後とも多様な方法によって、参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実することが必要です。

施策方針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターやボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

施策体系

2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

(2) ボランティア等の養成と活用

(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4) 町内福祉活動等に対する助成

推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

- ① 市社協広報紙発行事業
基本施策1-1-(1)-①の再掲(52頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
基本施策1-1-(1)-②の再掲(52頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
基本施策1-1-(1)-③の再掲(52頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
基本施策2-1-(1)-④の再掲(67頁)
- ⑤ ボランティア登録の促進【新規】
ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。
- ⑥ ボランティア体験プログラム事業
中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、福祉施設だけでなく、町内福祉委員会やボランティアにも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。
- ⑦ 市民活動活性化事業(情報受発信)
市民活動の参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流マッチング機能の充実に努めます。

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

- ① 各種ボランティア等の養成講座の充実
 - ア プログラムの充実
ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。
また、これまでボランティアセンター主催で実施してきた講座を、各団体が自主的に開催できるよう支援体制を整えます。
 - イ 市民協働サポーター養成講座の開催
協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学ぶ機会を通じて、市民協働を推進する市民協働サポーターを育成します。
 - ウ 他団体との連携・協働による講座の充実
ボランティア養成講座を充実するため、近隣の市町村社会福祉協議会やNPOなどとの連携・協働を検討し、講座の企画を目指します。

- ② 公民館活動リーダー育成事業
活動事例発表会や、地域活動の取組を見直す方法等の検討につながるような、研修会を開催します。
- ③ 各種ボランティア保険の周知と加入促進
安心して活動に取り組めるよう、ふれあい補償制度や各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
基本施策1-1-(2)-①の再掲(52頁)
- ② 地域福祉活動助成事業
基本施策2-2-(4)-①に掲載(72頁)
- ③ 町内会活動支援事業
基本施策2-2-(4)-②に掲載(72頁)
- ④ 公民館活動補助事業
基本施策2-2-(4)-③に掲載(72頁)
- ⑤ 市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用
補助制度の運用状況を踏まえながら、補助額や補助率、メニューの見直し(多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」の新設)を行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に適宜改善しながら、市民発意・市民の自主性・自立性を促すような活動資金面での支援を行います。
- ⑥ ボランティア活動助成事業
状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、引き続き、ボランティアの活動を資金面から支援します。
- ⑦ 市民活動活性化事業(市民活動団体支援)
基本施策1-2-(2)-⑤の再掲(56頁)
- ⑧ 市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)
 - ア スキルアップ講座
市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーションなどに関する講座を開催します。
 - イ 市民活動団体の組織基盤強化のための講座の開催【新規】
財務処理やNPO法人設立方法など団体の組織基盤を向上させるための講座の開催を通じて市民活動団体の運営能力を高める支援を行います。
 - ウ 市民活動団体の自立を促すための制度の研究【新規】
市民活動団体が、自立して活動を継続するための「伴走支援」や「プロボノ」、「ファンドレイジングによる資金調達」などの新たな支援策を研究します。

2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成

① 地域福祉活動助成事業

地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて助成の方法等を検討します。

② 町内会活動支援事業

より多くの住民が町内会に加入するよう、魅力的な町内会活動を支援するため、町内会の要望を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。

③ 公民館活動補助事業

町内公民館活動の活性化を支援するため、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。また、活動内容の充実を促すため、公民館活動事例発表会を開催します。

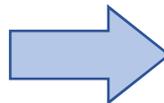
④ 町内公民館建設費等補助事業

町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、引き続き、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。

主な活動指標

① ボランティア養成講座開催講座数

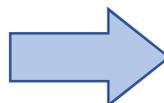
現状値 (2017年度)
社協主催講座 7 講座
団体自主講座 0 講座



目標値 (2023年度)
社協主催講座 4 講座
団体自主講座 3 講座

② ボランティア活動助成団体数

現状値 (2017年度)
7 団体

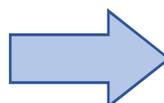


目標値 (2023年度)
10 団体

③ 地域福祉活動助成事業

助成町内会数

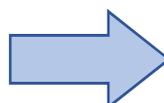
現状値 (2017年度)
81 町内会



目標値 (2023年度)
全町内会

助成町内福祉委員会数

現状値 (2017年度)
76 町内福祉委員会



目標値 (2023年度)
全町内福祉委員会

**基本施策
2-3****セルフヘルプ、当事者力の向上支援****現状と課題**

生活をするなかで何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、その困りごとに対して自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、努力をしても本人や家族だけでは解決できないことも多くあります。

「頼まれれば手助けする」といった考えの人が多くなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）も自助の概念に含まれます。

一方、当事者でなければ、当事者の境遇や悩みを理解することは、なかなかできることではないため、当事者団体への参加やピアカウンセリングなど、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法であり、重要な自助のひとつですが、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

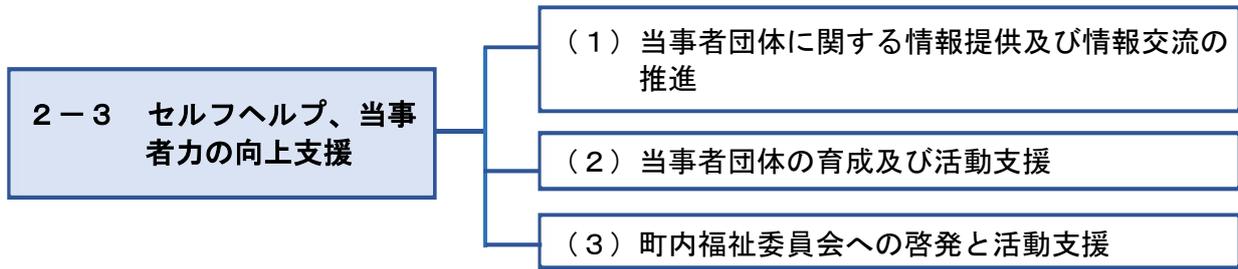
本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークル、介護者団体など様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後とも、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域との交流や周囲の理解、協力を得るために自ら働きかけたり、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援をすることが必要です。

施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が取り組んでいる交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

施策体系



推進施策・事業

2-3-1 当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進

- ① 障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知
会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、市社協広報紙などを通じて、当事者団体の周知に努めます。
- ② 関係団体等懇話会の開催
当事者団体間の情報交流と意見交換を進めるため、継続的に関係団体等懇話会を開催します。具体的な課題解決に向けた意見交換を密に行うため、自立支援協議会における「当事者部会」の設置を検討します。

2-3-2 当事者団体の育成及び活動支援

- ① 老人クラブ活動支援事業
高齢者の孤立防止や健康的な生活を営むためにも、老人クラブは必要であることから、引き続き、会員増加に向け、安城市老人クラブ連合会と協議しながら、社会貢献の意向や前期高齢者のニーズを踏まえて活動内容の充実を支援します。また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。
- ② 障害者社会参加促進事業
基本施策1-4-(1)-⑧の再掲(64頁)
- ③ 子育てサークルへの支援(地域子育て支援センター事業)
地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する支援を行います。また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。
- ④ 介護者のつどいの周知と充実【新規】
事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。

⑤ 新たな当事者団体の支援

小規模団体の把握に努めます。新たな当事者団体の結成に対して、必要に応じて相談に応じるとともに必要な情報を提供します。また、地域で課題を持つ人など、当事者組織の組織化を支援します。

2-3-(3) 町内福祉委員会への啓発と活動支援① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1-1-(2)-①の再掲(52頁)

② 地域見守り活動推進事業

基本施策1-1-(3)-①の再掲(53頁)

基本施策
2-4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、中学校区ごとに福祉センターを計画的に整備し、平成28年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。今後は、将来にわたって、快適・安全に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の補修・修繕等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、依然として町内公民館が整備されていない町内会があるとともに、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていなかったりする施設もあります。

施策方針

- ① 福祉センターの地域福祉活動を支える拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設、改修を引き続き支援します。

施策体系

2-4 地域福祉を支える拠点の整備

(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2-4-(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

① 福祉センター維持管理事業

建設事業としては完了したことから、今後は、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めます

② 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進

地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすいセンターとするため、利用者目線を重視して利用方法の改善に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。

2-4-(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

① 町内公民館建設費等補助事業

基本施策2-2-(4)-④の再掲(72頁)

基本目標③

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまり又は全く入ってこないと考えている人が4割を超えています。また、福祉に関する情報提供は専門性を有するものが多いことから、住民の理解が十分に進んでいない可能性もあります。

一方、住民のなかには、視覚障害者や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民にとっても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときにいつでも必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

3-1-1 (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

① 福祉サービスに関する情報提供

利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。

② 福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進

制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。

③ 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供

本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」について、適切な情報を提供できるよう、毎年加除修正を行い、引き続き、必要に応じて民生委員などに配布するとともに各窓口に配置します。

3-1-1 (2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

① 市、市社協公式ウェブサイトの充実

各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。

② 点字、音声による情報提供の推進

インターネットの普及等により、市公式ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、声の広報発行事業を継続しつつ、市公式ウェブサイトの充実を図ります。

③ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業

利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携し手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。

④ 外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供

生活ガイドブックは、2年おきに改訂していますが(1回に2言語、全4言語)、全言語で最新の情報が提供できるよう検討するほか、内容の充実を図ります。

また、外国人住民の多国籍化への対応を検討します。

基本施策
3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

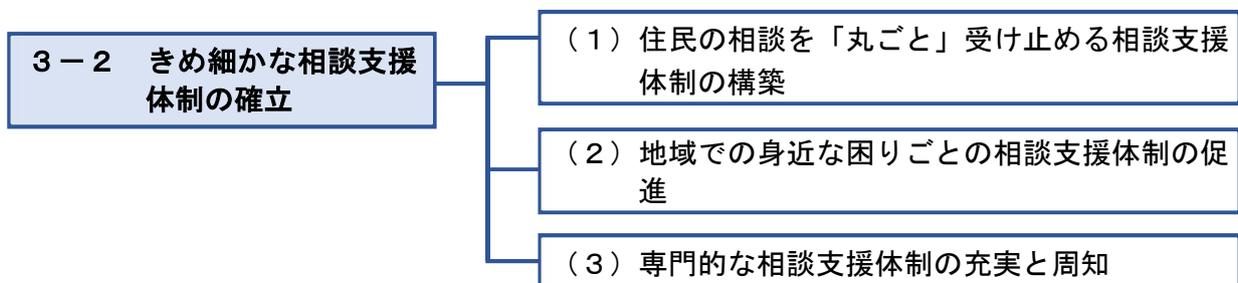
しかし、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

施策方針

- ① 地域における多様な生活課題を把握し対応するため、住民が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握できる体制づくりを支援します。
- ② 困りごとを抱えている人が、市の担当窓口や専門機関の相談窓口へ問題が複雑化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- ③ 複雑かつ複合的な地域福祉課題にも対応できるように、住民の相談を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築を進めます。

施策体系



推進施策・事業

3-2-1 (1) 住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築

① 包括的な相談支援体制の整備【新規】

相談支援を総合的に扱うための組織体制を検討し、住民に身近な圏域において包括的に相談できる相談窓口の設置を検討していきます。

② 市社協の相談支援体制の整備・充実

福祉に関する相談支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を一層強化して、複雑かつ複合的な課題を持った人にも迅速に対応できる市社協の相談支援体制づくりに努めます。

3-2-1 (2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

① 町内福祉委員会での相談支援活動の支援

町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態把握や声かけをしながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援

民生委員の存在や役割について広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。

③ 地域ケア体制の推進

あんジョイプラン8に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議の開催を検討します。また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。

さらに、高齢者や障害者を問わず、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入を促進し、民間サービスと公的サービスの連携による官民協働についても検討を進めます。

3-2-1 (3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

① 高齢者の相談窓口の周知と充実

高齢者はもとよりその家族に対して地域包括支援センターを理解していただくよう周知活動を行います。

また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深め、相談・支援体制の強化を図ります。

② 障害のある人の相談窓口の周知と充実

相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。

③ 健康に関する相談窓口の開設

健康に不安のある人が不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。

④ 子育てに関する相談窓口の周知と充実

関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、ママフレ（育児を応援する行政サービスガイド）や子育て支援情報誌などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。

また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。

⑤ ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実

ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。

⑥ ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実

DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。

DV庁内連絡会を開催して庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。

⑦ 生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。

対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図っていきます。

⑧ 犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】

犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BB S会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。

基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

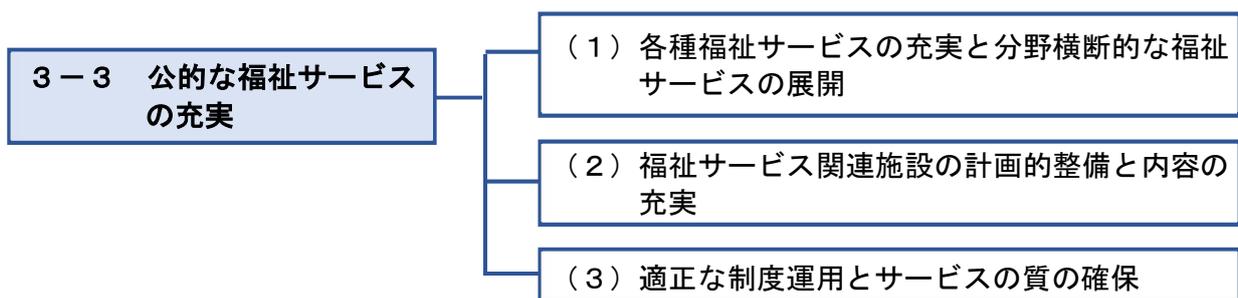
子育てから高齢者の介護まで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方、仕組みは変化していますが、依然、公的サービスの果たす役割は大きく、市は住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供し、子どもから高齢者まで地域のなかで必要なサービスを選択できることが重要です。

施策方針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者福祉や障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害者、子ども・子育て等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

3-3-1 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

① 高齢者に対する福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サー

ビスの充実を図ります。

介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。

② 障害のある人に対する福祉サービスの充実

障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。

③ 子ども、子育てに対する福祉サービスの充実

保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。

④ 介護予防事業の充実

より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

また、参加者が介護予防活動支援者となれるよう意識啓発に努めます。

⑤ 家族介護者に対する支援の充実

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、制度の継続・充実を図ります。

また、なお一層の制度の周知を行い、必要としている家族介護者への手当給付の徹底を目指します。

⑥ 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせたりするなど、分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を必要に応じて実施していきます。

3-3-(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

① 高齢者福祉施設の整備

介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。

② 障害者福祉施設の整備

施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。

③ 保育園の整備

安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、整備計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。

- ④ 児童クラブの整備
子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図っていきます。
- ⑤ 福祉人材の確保【新規】
介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘、働きたい人と事業所とのマッチング、就労支援、定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。
- ⑥ 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】
共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。

3-3-(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

- ① 福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底
利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者等に対し苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。
また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。
- ② 県運営適正化委員会制度などの適正な運用
利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。
また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。
- ③ 保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用
各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。
- ④ 福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進
民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。
また、公立の保育園については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行い、開かれた事業運営に取り組みます。
- ⑤ 福祉人材の確保
基本施策3-3-(2)-⑤の再掲(85頁)
- ⑥ 共生型サービスの推進に向けた支援
基本施策3-3-(2)-⑥の再掲(85頁)

基本施策
3-4

セーフティネットの整備

現状と課題

疾病等により一時的に生活費などに困る人もいるため、こうした世帯の更生と経済的自立を助長するための資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴って、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分に浸透している状況とは言えません。

増加している子どもや高齢者などに対する虐待、夫婦や恋人間でのDVなど、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。

また、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、自殺対策基本法に基づき包括的な自殺対策の取組を展開していくことが求められています。地域福祉施策と連携して自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

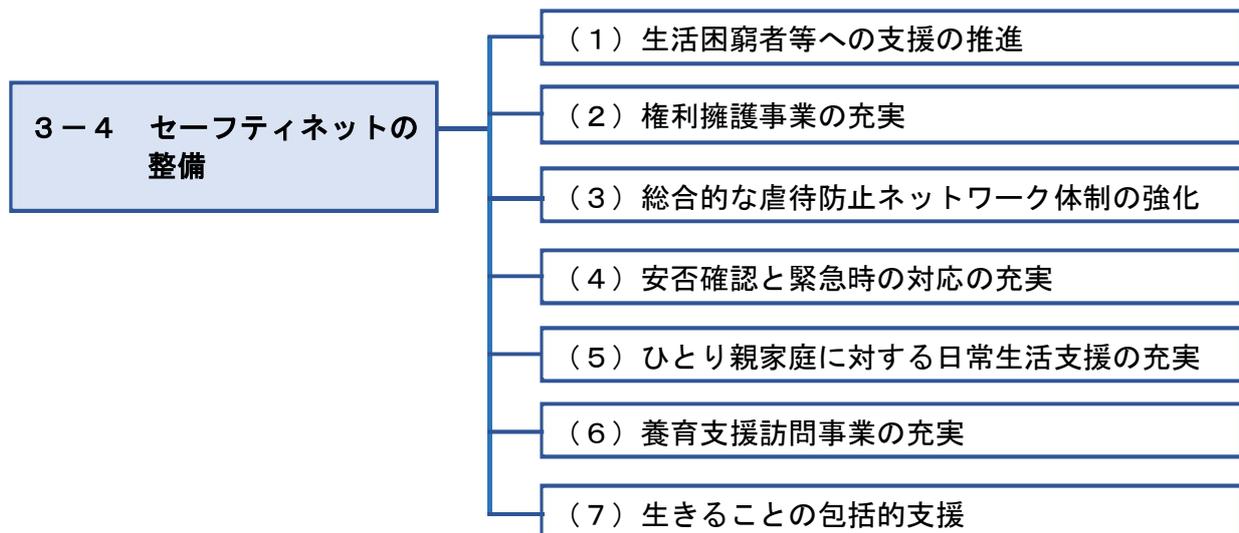
施策方針

- ① 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度を踏まえ、生活困窮者への相談支援をより一層推進します。
- ② 判断能力が十分ではない人が増え続けていくなかで、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ③ 虐待やDV、いじめなどを許さない地域であることを周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ④ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種の虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、活動者の負担軽減を含めて安否確認等

を行う仕組みを検討します。

- ⑥ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑦ いのち支える安城計画に基づき、自殺対策に向けた取組を展開します。

施策体系



推進施策・事業

3-4-1 生活困窮者等への支援の推進

- ① 生活困窮者の相談窓口の周知と充実
基本施策3-2-(3)-⑦の再掲(82頁)
- ② 居住に課題を抱える者への支援【新規】
住居に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金の制度等を活用して住居の確保を支援します。
生活の土台となる住居を確保したうえで、就労に向けた支援につなげます。
- ③ 就労に困難を抱える者への支援
基本施策1-4-(2)-④の再掲(65頁)
- ④ 貸付制度の周知及び相談支援
母子父子寡婦福祉資金貸付制度、善意銀行貸付制度、生活福祉資金貸付制度など、制度を周知するとともに、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。

3-4-(2) 権利擁護事業の充実

① 日常生活自立支援事業の周知と利用支援

制度の正確な理解の定着を図ります。

成年後見制度の利用への円滑な支援の移行をするため、関係機関との連携を強化します。

② 成年後見制度の周知と利用支援

認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想され、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、広報への掲載等による制度周知を進めます。

なお、親族がない場合など必要に応じ、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用支援を図ります。

また、引き続き、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

3-4-(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

今後とも関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。

また、地域と連携した虐待防止のための啓発活動を実施します。

加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。

また、継続した勉強会を行うことで、見守り活動の人材育成に努めます。

③ 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見、通告・通報の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。

また、より効果的な啓発方法について検討します。

3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

① 高齢者孤立防止事業の推進

事業の重要度が増していくため、民生委員等を通じて、対象者となる人への制度の周知及び利用促進を図ります。

安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関と連携し対応するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。

② ICTを活用した安否確認システムの調査研究【新規】

ICTを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。

3-4-(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

① 家庭生活支援員の派遣

児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。

3-4-(6) 養育支援訪問事業の充実

① 家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）

支援が必要な家庭に対して、必要に応じて支援員を派遣します。

② 保健師等による訪問支援の充実

妊娠期からリスクのある妊婦への支援を保健師等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えることができますようにします。

3-4-(7) 生きることの包括的支援

① 自殺対策に向けた取組の強化【新規】

いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取組を展開します。

基本施策
3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

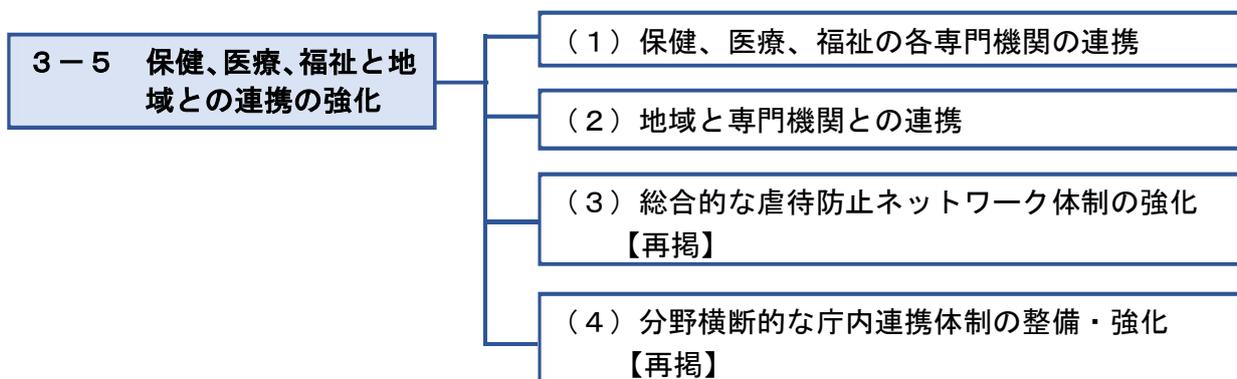
特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、連携体制の構築はまだ十分とはいえない状況です。

専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士や公認心理師の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている者を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかわる庁内の関係部局の連携体制を強化していきます。

施策体系



推進施策・事業

3-5-（1）保健、医療、福祉の各専門機関の連携

① 高齢者に対する総合的な支援体制の確立

住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。

② 早期療育に向けた支援体制の確立

療育関係機関連絡会の参加団体の見直しを含めて、関係機関と役割分担の明確化、連携の強化に努めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

③ 自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進

自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。

3-5-（2）地域と専門機関との連携

① 地域ケア体制の推進

3-2-（2）-③の再掲（81頁）

② 障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】

病院や施設から地域生活への移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会・場の提供を検討します。

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。

地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。

3-5-（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

3-4-（3）-①の再掲（88頁）

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

3-4-（3）-②の再掲（88頁）

③ 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

3-4-（3）-③の再掲（88頁）

3-5-（4）分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）

① 包括的な相談支援体制の整備

3-2-（1）-①の再掲（81頁）

② 分野横断的な福祉サービスの展開

3-3-（1）-⑥の再掲（84頁）

基本施策
3-6

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や
移動手段の充実

現状と課題

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、自宅のリフォームについても支援しています。

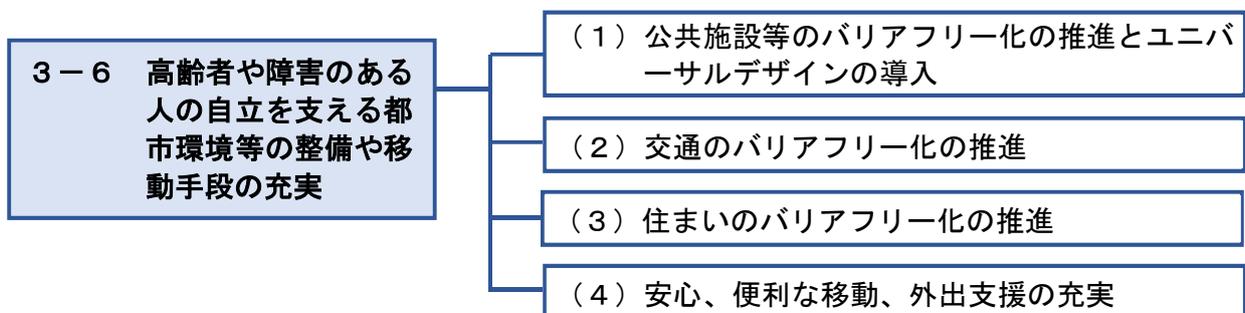
また、道路の段差の解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めています。その他、鉄道事業者に対して駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進める必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーター設置要請など、鉄道事業者をはじめとする民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

施策体系



推進施策・事業

3-6- (1) 公共施設等のバリアフリー化の推進と

ユニバーサルデザインの導入

- ① 施設改修時におけるバリアフリー化の推進
学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。
- ② 施設新設におけるユニバーサルデザインの導入
障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを導入します。

3-6- (2) 交通のバリアフリー化の推進

- ① 道路の段差等の解消の推進
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。
- ② あんくるバスのバリアフリー化の促進
バリアフリー対応車両での運行を継続します。

3-6- (3) 住まいのバリアフリー化の推進

- ① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業
自立した生活を送るために、本事業を必要とする人への利用を促します。
また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。
- ② リフォームヘルパー派遣事業
多様な専門職がチームで支援することにより、専門性を活かした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進します。
- ③ 市営住宅のバリアフリー化
今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害のある人に配慮した住戸改善を行います。

3-6- (4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

- ① 車いす貸出し事業
けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。
- ② 車いす移送車貸出し事業
車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。

③ 高齢者外出支援サービス事業

利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

④ 障害者福祉タクシー料金助成事業

利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

⑤ あんくるバスの運行

75歳以上の高齢者や障害のある人の乗車運賃を無料にし、外出支援と社会参加の促進を図ります。また、できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境の整備を検討します。

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

本市では、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、この計画に基づいて小地域福祉活動が推進されてきました。これに合わせて、地区社協は各町内福祉委員会の活動を推進するための支援計画を策定し、小地域福祉活動の促進を図ってきました。

本計画の策定においても、2019～2023年度の5年間の活動方針について話し合うため、地区社協の区域と町内会の区域の2つの圏域の会議で構成される地域会議を開催しました。

町内会の区域の会議では、これまでの活動を評価したうえで町内福祉活動計画を策定し、地区社協の区域の会議では、地域の課題から地区社協の推進計画を策定しました。

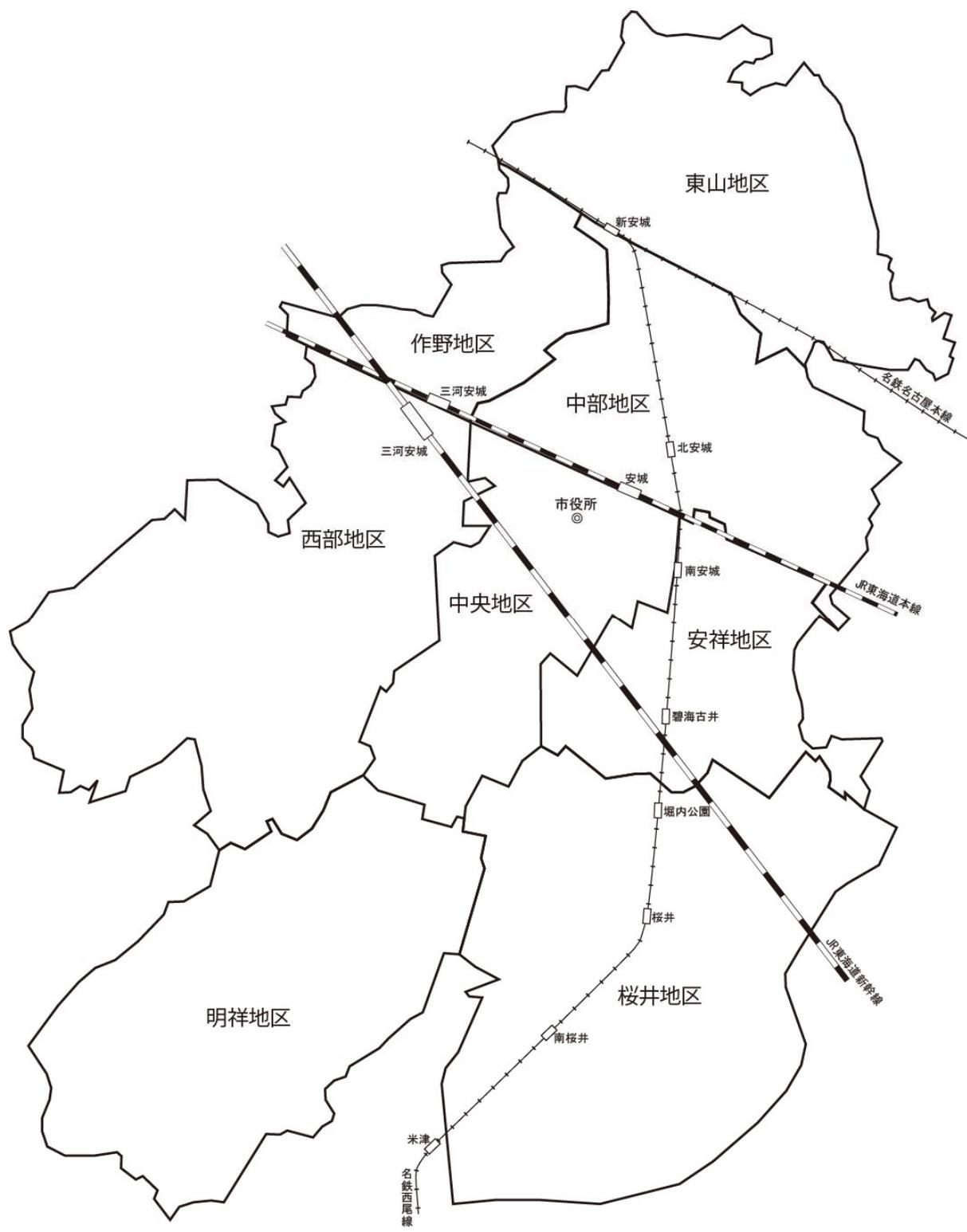
地域会議を通じて出された意見と町内福祉委員会ごとに策定した町内福祉活動計画の内容を踏まえ、地区社協の区域ごとに、地区の概況や町内福祉活動計画の方針、地区社協の福祉活動推進計画を整理しました。

内容は、次のとおりです。

表5-1 本章の構成

1 地区の概況	地区の概況は次の4項目によって構成されています。 (1) 地区の位置、地域特性 (2) 地区の現状 (3) 町内福祉委員会の活動状況 (4) 地区の主要課題
2 町内福祉活動計画の方針	各町内での地域会議で出された主な意見と検討結果を踏まえ、町内福祉活動計画の方針としてまとめてあります。 ※「☆：新規」は、今後、新たに取り組む活動方針の他、前計画の時点で策定されていなかったものも含んでいます。 ※「○：継続（充実）」は、前計画から継続するものです。
3 各地区社協の福祉活動推進計画	町内福祉活動計画を実現するために地区社協として支援すべき内容を福祉活動推進計画としてまとめてあります。

図5-1 地区社協の区域



5-1 東山地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の北部に位置する東山地区は、名鉄名古屋本線から北側の豊田市、岡崎市、知立市に隣接する地域で、2町内会で組織する連合町内会と8町内会の計10町内会で構成されています。

名鉄新城駅を中心とした市街地や旧東海道沿いに広がる住宅地、東部の農村地域と大きく分けて3種類の地域によって構成されています。



(2) 地区の現状

駅周辺のマンションやアパートが密集する地域では、町内会加入率が低く、住民同士の地域での関係が希薄化しています。車上狙いや空き巣といった犯罪も多く、防犯対策が求められています。

また、造成から50年以上経った井畑、石橋の両住宅団地では高齢化率が40%に近く、特にひとり暮らし高齢者などに対する地域での見守り活動が必要とされています。



市指定天然記念物の東海道の松並木

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (10)	町内福祉委員会 (9)
里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	里町福祉委員会、井畑福祉委員会、石橋福祉委員会、橋目町福祉委員会、柿碓町福祉委員会、尾崎町福祉委員会、宇頭茶屋町福祉委員会、浜屋町福祉委員会、東栄・今本町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	24,924人
(1) 14歳以下人口と割合	3,876人 (15.6%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	16,432人 (65.9%)
(3) 65歳以上人口と割合	4,616人 (18.5%)
2 世帯数	10,060世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	686人
(1) ひとり暮らし高齢者数	292人
(2) 障害者数	232人
(3) その他	173人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	286人

[地域資源]

① 保育園 (4)、幼稚園 (3)
② 児童センター (1)、児童クラブ (7)
③ 小学校 (3)、中学校 (1)
④ 公民館 (1)
⑤ 福祉センター (1)
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (14)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (7)
⑨ 医療機関 (医科 6、歯科 8)
⑩ サロン (19)、生活支援・見守り協力店 (169)
⑪ 老人クラブ (15)、子ども会 (14)

(平成30年10月1日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、健康体操や健康講話といった高齢者の健康維持のための活動をはじめとして、住民の交流を目的としたサロンや昼食会などが行われ、多くの住民が参加しています。

また、高齢化が進む町内では、見守り活動についても取組が始まっており、対象者の実態把握や支援者の選定が進められています。



東栄・今本町福祉委員会「サロンすずめ」

(4) 地区の主要課題

主要課題1	近所付き合いの希薄化
<p>① マンションやアパートの住民と、戸建て住宅の住民との関わりは希薄です。</p> <p>② 町内行事に積極的に参加する人が少なくなっており、参加者の固定化と、高齢化が進んでいます。</p> <p>③ 隣近所と交流を持ちたがらない人も増え、子ども会や老人クラブに加入する人が少なくなってきました。一部の子ども会や老人クラブでは役員のなり手の確保が難しく、存続の危機が訪れています。</p> <p>④ 町内会に入っていない世帯が多い地域もあり、どこにどのような人が住んでいるのか、町内会として情報収集が困難な場合があります。</p>	
主要課題2	活動の担い手の不足と負担集中
<p>① 老人クラブやボランティア団体のメンバーの高齢化が進んでいますが、新たな加入者が少ないため、役員が交代できない組織があります。</p> <p>② 高齢者の見守りを民生委員が主体となっている地域が多く、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えているため、民生委員の負担が増加しています。</p> <p>③ 地域での見守り活動の必要性を多くの町内が認識していますが、町内会役員では担いきれないのが実情です。</p> <p>④ 委員が毎年交代する町内福祉委員会も多く、活動が継続しにくい状況です。</p>	
主要課題3	家族、介護者の負担増加
<p>① 家族や親戚が近所で生活している地域が多く、高齢者や障害のある人の介護は親族が行うべきという意識が強くあります。他人に迷惑をかけたくないという意識も強いので、家庭内で負担を抱え込んでしまい、家族の介護ストレスが増加している世帯も多くあります。</p> <p>② 認知症についての理解は進んできていますが、町内で介護者を支える体制づくりが不十分です。</p>	

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
里町福祉委員会	①見守り活動協力者が増えてきたが、まだ不足している。 ②認知症の対応方法を学びたい。 ③男性が参加しやすいサロンを増やしたい。	☆見守り活動「里みまもりたい」の充実。 ☆健康増進や認知症理解などの講座の開催。 ○介護のことなど相談しやすい体制づくり。 ○サロン活動のさらなる充実。
井畑福祉委員会	①防犯パトロールに若い世代が不足している。 ②ひとり暮らし高齢者以外の高齢者の見守りが難しい。 ③住民が顔を合わせる機会を増やしたい。	☆サロン活動の継続と参加者の拡大。 ☆若い世代を協力者に取り込み、パトロールや啓発講座など、防犯、防災活動の充実。 ○支援を要する人の状況把握と見守り。
石橋福祉委員会	①活動を支える町内役員が毎年交代する。 ②サロンや体操など、住民が顔を合わせる機会をさらに増やす。 ③災害発生時の対策が十分でない。	☆活動の担い手の発掘と育成。 ○住民の協力によるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り。 ○防災組織のあり方の検討。
橋目町福祉委員会	①住民だけでなく、事業者の協力も得て子どもの見守りを強化したい。 ②誰もが参加しやすい町内行事にしていきたい。 ③いざという時に役立つ防災訓練にしたい。	○子どもの登下校時等の見守りの充実。 ○世代間交流の機会の増加。 ○実践的な災害対策。

☆：新規 ○：継続（充実）



里町福祉委員会「みまもりたい会議」



井畑福祉委員会「サロン・ド・井畑」



石橋福祉委員会「健康麻雀サロン」



橋目町福祉委員会「地域会議町内部会」

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
柿碕町福祉委員会	①見守りの情報の共有化ができていない。 ②住民がどんなことに困っているかをきめ細かに把握したい。	☆福祉委員会での見守り状況の定期的報告。 ○あらゆる世代が交流できる行事の開催。 ○サロンや体操と連携した住民の困りごとの把握。
尾崎町福祉委員会	①見守り対象者を把握したが、その後台帳を更新していない。 ②災害への備えができていない。 ③サロンや体操に出てこない人の支援方法を検討する。	○見守り支援者による安否確認と情報共有。 ○避難行動要支援者台帳更新と災害時に備えた訓練等の実施。 ○男性も参加しやすい活動開始。
宇頭茶屋町福祉委員会	①住民同士が交流する機会が少なく、閉じこもっている高齢者もいる。 ②ひとり暮らしや高齢者世帯の見守り方法を検討する。 ③防災訓練で参加の方法を検討する。	☆定例的な見守り会議の開催。 ☆サロンや健康体操の定期開催と参加増。 ○若手住民の地域活動の支援。 ○防災訓練の内容の見直しとあらゆる世代の参加増。
浜屋町福祉委員会	①ひとり暮らし高齢者で心配なケースへの対応方法を検討する。 ②転入住民のことが不明確である。 ③避難行動要支援者の避難訓練への参加が十分ではない。	☆定例報告会や健康体操を活用した見守りの強化。 ○三世代交流事業の充実。 ○災害弱者の避難方法を視野に入れた避難訓練の実施。
東栄・今本町福祉委員会	①町内の規模が大きいため、課題への取組が難しく、会議の開催を定例化できていない。 ②毎年役員交代があり、活動を継続するための担い手確保が難しい。 ③避難行動要支援者名簿の更新ができていない。	☆小さい単位での福祉委員会の定例開催。 ☆地区ごとで活動できるボランティアの発掘と育成。 ○隣近所での見守り活動の推進。 ○住民自ら取り組む防犯、防災活動の推進。

☆：新規 ○：継続（充実）



柿碕町福祉委員会「柿の里ルーム」



尾崎町福祉委員会「健康体操サロン」



宇頭茶屋町福祉委員会「宇頭茶屋サロン」



浜屋町福祉委員会「見守り連絡会」

3 東山地区社協の福祉活動推進計画

東山地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	世代間交流や仲間づくりを促進し、地域における助け合いを支援します。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するよう、他地域の情報を提供するとともに、その町内に合った活動方法やサロンの内容などを提案します。 ②見守り活動推進のための提案 対象者の状況把握をはじめ、日常生活の中で無理なく取り組める見守りや支援の方法を提案します。
		(2) 活動資金の助成と活用の提案	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を啓発するとともに、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。また、助成金の活用の提案も行います。
		(3) 学習活動の支援	地域共生社会の実現をテーマにした勉強会やセミナーを開催できるよう、様々な講師の情報や勉強会の方法を提案します。
2	住民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、安全・安心のまちづくりを推進します。	(1) 住民で解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制づくり	住民で解決が難しい課題を把握したときは、生活支援・見守り協力店や地域包括支援センター等、様々な関係者が連携を深めて解決につながるよう住民を支援するとともに、その仕組みづくりを行います。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報（地区社協広報紙の発行等） 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、地域福祉推進のための啓発を行います。 ②子どもへの福祉の啓発 未来を担う子どもたちへ福祉学習を通して福祉の啓発活動を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成	住民を巻き込んだ取組を広げ、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成を行います。



ほらんていあり
「ほほえみ会」



東山・中部地区社協共催事業
「親と子どもの居場所づくり」



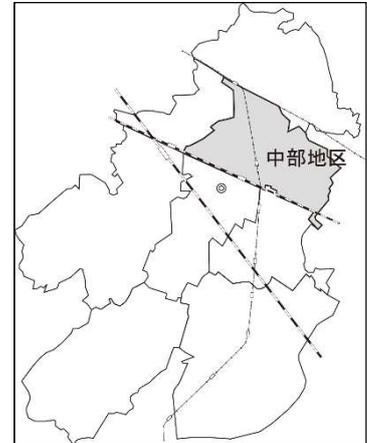
東山地区社協広報紙
「東山地区社協だより」

5-2 中部地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

中部地区はJR東海道本線の北側から名鉄名古屋本線の間の中央から東側の地域で、15 町内会で構成されています。古くからの農業地域と、JR安城駅周辺の商店街を含む住宅地、名鉄新安城駅近くのマンションが多くある地域、高齢化率の高い住宅団地など、様々な地域特性を持つ地区です。



(2) 地区の現状

名鉄新安城駅周辺のマンションやアパートが多い地域では、町内会加入率が低く、住民同士のつながりが薄くなる傾向があります。一方で、従来からの住民が多い地域では、住民のつながりが保たれ、町内会活動も活発です。

全体的には、人口や世帯数は増えていますが、少子高齢化が進んでいます。特に、市内でも市営住宅が最も多い地区であり、ひとり暮らし高齢者が増加しています。



高層マンションのある
JR安城駅前

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (15)	町内福祉委員会 (15)
今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	今池町福祉委員会、コープ野村新安城福祉委員会、池浦町福祉委員会、新田連合福祉委員会、西別所町福祉委員会、東別所町福祉委員会、別郷町福祉委員会、別所団地町内会福祉委員会、北山崎町福祉委員会、高木町福祉委員会、大岡町福祉委員会、山崎町福祉委員会、明治本町福祉委員会、昭和町福祉委員会、大東町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	30,205 人
(1) 14歳以下人口と割合	4,305 人 (14.2%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	19,206 人 (63.6%)
(3) 65歳以上人口と割合	6,694 人 (22.2%)
2 世帯数	12,395 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	1,102 人
(1) ひとり暮らし高齢者数	538 人
(2) 障害者数	350 人
(3) その他	250 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	519 人

[地域資源]

① 保育園 (7)、幼稚園 (2)
② 児童センター (1)、児童クラブ (11)、あんぱ〜く (1)
③ 小学校 (4)、中学校 (1)、高等学校 (2)、専門学校 (1)
④ 公民館 (2)、青少年の家 (1)、市民交流センター (1)
⑤ 福祉センター (1)
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (17)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (19)
⑨ 医療機関 (医科 15、歯科 9)
⑩ サロン (40)、生活支援・見守り協力店 (65)
⑪ 老人クラブ (19)、子ども会 (22)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、見守り活動やサロンなどのふれあい交流活動が主に行われています。

見守り活動については、日頃の声かけなどの見守りに加え、福祉委員会での情報共有やサロン活動を通じた安否確認など見守り活動の推進体制も強化されてきています。

ふれあい交流活動については、サロンや昼食会等を開催し、高齢者の居場所や介護予防の場となっています。



新田連合福祉委員会
「見守りマップの見直し」

(4) 地区の主要課題

主要課題1	活動の担い手の高齢化と新たな担い手の発掘
<p>① サロンなどのふれあい交流活動は活発に行われていますが、活動の担い手が高齢化し、特定の人や特定の世代に大きく負担がかかっています。</p> <p>② 町内福祉委員会活動が十分に住民に周知されていないため、活動に対する理解や協力が得にくい状況があります。</p> <p>③ 活動を継続していくためには、新たな世代層への働きかけによる人材確保が必要です。</p>	
主要課題2	支援を必要とする人の増加と困りごとに対する対応
<p>① 高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの要支援者が増加しています。</p> <p>② 避難行動要支援者支援制度において、地域支援者を見つけることができず、特定の人が複数の要支援者の地域支援者になっている地域もあります。</p> <p>③ 困りごとに対して、住民や関係機関、生活支援・見守り協力店などによる連携体制づくりが必要です。</p>	
主要課題3	公営住宅やアパート・マンションの住民への対応
<p>① 公営住宅には、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など支援を必要とする人が多いが、支援を必要とする状況に対する本人の理解が得られにくく、また、日常的な付き合いが希薄な部分もあり、隣近所に遠慮することで周囲が気づきにくい状況が見受けられます。</p> <p>② アパートやマンションでは、入居者の転入・転出が多く、また、近所付き合いが希薄なことも多いため、入居者の情報が把握しにくい状況にあります。このため、見守り活動が展開しにくくなっています。</p> <p>③ 集合住宅内の自治会や町内の各種団体と連携することで、大きな問題となる前に気づき、対応できる体制づくりが必要です。</p>	

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
今池町福祉委員会	①情報集約等の組織体制が不十分で、町内各種団体間での情報共有ができていない。 ②要支援者の実態把握や、地域支援者の見直しができていない。 ③町内会未加入者や新規転入者、外国人住民、マンション等の集合住宅の見守り活動が進んでいない。	☆町内福祉委員会組織体制の見直し及び各種団体間の連携協力の推進。 ☆要支援者の洗い出しや地域支援者の見直しと相互交流できる機会の開催。 ☆生活支援・見守り協力店や避難行動要支援者支援制度を活用した見守り活動の推進。
コープ野村新安城福祉委員会	①ふれあい交流活動に若い世代の参加が少ない。 ②マンション住民の生活全般に関する困りごとが多く寄せられた。 ③福祉活動の新たな担い手を継続して募集することが必要である。	○おしゃべり会、あさカフェなどの世代間交流や見守り活動の充実。 ☆気軽に相談しやすい環境づくりと課題解決に向けたニーズ把握。 ☆継続した福祉活動を行うための新たな人材の発掘。
池浦町福祉委員会	①見守り活動をするにあたって、関係団体との連携ができていない。 ②町内福祉委員会の行事への参加者及び運営者が固定化している。 ③移動手段の問題で、サロンに参加できなくなった人がいる。	○各種団体との連携による情報共有体制と日常的な見守り活動の充実。 ○参加者及び活動者の募集方法の工夫。 ☆生活支援体制や新たなサロン会場の検討。
新田連合福祉委員会	①市営住宅や集合住宅の入居者の把握が難しく、町内とのつながりが薄い。 ②サロンの参加者が固定化している。 ③ボランティアが高齢化しているが、新たな担い手が見つからない。	○市営住宅でのサロン開催と見守り活動の推進。 ☆新たな参加者を得るための声かけなどの工夫。 ○新たな担い手の発掘。 ☆要支援者・地域支援者交流会の開催と地域支援者の見直し。
西別所町福祉委員会	①住民の困りごとを受け止める体制ができていない。 ②子どもに対する活動が少ない。 ③現在決まっている災害時の一時避難地が適切でないところがある。	☆困りごとを聞く、解決するためのボランティア組織の立ち上げ。 ☆子どもに対する活動の充実。 ○防災訓練の充実と町内の福祉施設との連携協力。

☆：新規 ○：継続（充実）



今池町福祉委員会
「子宝サロン」



コープ野村新安城福祉委員会
「防災訓練」



東別所町福祉委員会
「ラジオ体操」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
東別所町福祉委員会	①サロンや町内のイベントに参加する人が固定化している。 ②高齢者へのゴミ出しなどの生活支援ができていない。 ③町内福祉委員会活動が一部の住民にしか知られていない。	○ふれあいサロンや世代間交流事業の充実。 ☆ちょっとした困りごとを解決できる生活支援体制の検討。 ☆住民に対する町内福祉委員会活動の周知。
別郷町福祉委員会	①町内福祉委員会の活動内容を知らない住民が多い。 ②要支援者だけでなく社会的弱者への見守り活動も必要である。 ③将来的に買い物難民が増える恐れがある。	○要支援者の送迎や各行事のPRなど住民が参加しやすい工夫。 ☆要支援者と地域支援者との交流会の実施や見守り対象者の見直し。 ☆移動販売など民間企業活用の検討。
別所団地町内会福祉委員会	①災害時を想定した実践的な避難訓練に取り組めていない。 ②サロン参加者が固定化している。 ③ボランティア会員が高齢化し、特定の会員に負担がかかっている。	☆要支援者と地域支援者が共に動き、組ごとに集まり本部へ報告するような実践的な避難訓練の実施。 ○毎日型サロンの安定した開催。 ○若い世代との協議や連携。
北山崎町福祉委員会	①行事などへの参加者が少ない。 ②町内の危険なこと（不審者・場所・設備など）を把握していない。 ③高齢者以外にも見守りが必要な人がいる。	○各種団体との連携による行事等の充実。 ☆町内にある危険なこと（不審者・場所・設備など）の洗い出しと情報共有。 ☆避難行動要支援者以外への見守り対象者の拡充。
高木町福祉委員会	①見守り対象者が減っており、定期的な確認や見直しが必要である。 ②サロン参加者が固定化している。 ③町内の各種団体の活動内容や会員数等が不明確であるため、お互いに情報交換ができると良い。	☆きめ細やかな見守り活動のための福祉マップや住民台帳の更新。 ○声かけや町内放送の活用、回覧物を届けるガチ当番の継続による住民への町内福祉委員会活動の周知。 ☆各種団体の把握と体制整備。

☆：新規 ○：継続（充実）



別郷町福祉委員会
「町内福祉活動計画策定に向けた福祉委員会」



別所団地町内会福祉委員会
「福祉勉強会（ハートフルケアセミナー）」



北山崎町福祉委員会
「サロン活動」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
大岡町福祉委員会	①見守り活動の中で、個別に気になる方がいる。 ②要支援者と地域支援者が顔を合わせる機会がない。 ③町内福祉委員会活動に組長や福祉委員の参加が少ない。	☆黄色い旗を活用した見守りシステムの検討及び構築。 ☆安否確認を含め要支援者と地域支援者を巻き込んだ防災訓練の実施。 ○サロン後の小福祉委員会の実施。
山崎町福祉委員会	①要支援者と地域支援者とが一緒に防災訓練に参加できていない。 ②町内福祉委員会の役割や活動内容などが全体的に周知できていない。 ③サロンの参加者が固定化している。	☆サロンを活用した要支援者と地域支援者の交流会の開催。 ☆町内福祉委員会の役割や活動内容の総会資料掲載等による周知。 ○現事業への新企画導入の検討。
明治本町福祉委員会	①町内サロンに新たに参加する人が少ない。 ②地域支援者が高齢などの理由で辞退している。 ③市営住宅やアパートの入居者の把握ができていない。	☆声かけの充実や男性が参加しやすい環境づくり。 ○地域支援者の見直し。 ○市営住宅の自治会や市建築課等との連携協力。
昭和町福祉委員会	①ふれあいサロンに参加していない人への働きかけが十分できていない。 ②ボランティアが減ってきている。 ③下校時の見守り隊の人数が少ない。	☆新たな世帯へのポスティングなど働きかけの充実。 ○ボランティアが活動しやすいような工夫による人材の発掘と育成。 ○老人クラブとの連携や孫のいる世帯への働きかけによる活動者の充実。
大東町福祉委員会	①ボランティアが高齢化している。 ②市営住宅やマンションの入居者の把握ができていない。 ③支援が必要な人への生活支援が不足している。	○ボランティアが活動しやすいような工夫による人材の発掘と育成。 ○市営住宅やマンションの自治会や市建築課等との連携協力。 ☆各種団体と連携したちょっとした困りごとに対応する地域見守り隊の結成。

☆：新規 ○：継続（充実）



高木町福祉委員会
「だんだんクラブ」



大岡町福祉委員会
「大岡ふれあい親睦会」



北明治福祉委員会
(明治本町・昭和町・大東町)
「ふれあい喫茶『わくわく』」

3 中部地区社協の福祉活動推進計画

中部地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するよう、他地域の情報を提供するとともに、活動の工夫やサロンの内容などニーズに合った提案をします。 ②見守り活動推進のための提案 町内の状況に合わせた見守り方法や支援活動と、支援体制づくりを提案します。 ③講師の紹介 各町内で開催する勉強会やイベントに講師やボランティアを紹介できるよう情報収集を行います。
		(2) 活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会やボランティアグループに対して活動資金の助成を行います。
		(3) 町内と関係機関との関係づくり	町内と関係機関、福祉施設、民間企業等が連携、協働できるよう活動の提案、支援を行います。
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1) 住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、住民だけでは解決が難しい課題が発生したときに、住民と関係機関、生活支援・見守り協力店等が協働で課題に取り組む体制づくりを進めます。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報（地区社協広報紙の発行等） 広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解や様々な福祉情報が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や講演会の開催 新たな課題への対応など地域福祉活動の充実のための勉強会を開催するとともに、地域福祉や防災、防犯、認知症などの啓発活動を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成	福祉施設などの専門職との連携や地区社協事業を通じた地域福祉活動の担い手となる人材の発掘や育成を行います。また、地域で活動している女性の町内福祉委員会等の役職への登用を積極的に働きかけます。

5-3 作野地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の北西に位置する作野地区は、刈谷市と知立市に隣接し、1 連合町内会と 4 町内会で構成されています。

井杭山町と二本木地区は旧依佐美村から分離して安城市に編入され、住吉町は今村地区から区画整理によって誕生するなど、それぞれ異なる由来を持つ地域で構成されています。

名鉄やJRの駅近くにあり、交通の便が良いため、大部分が住宅地で、近年、JR三河安城駅周辺には、高層マンションが建ち並び都市化がより一層進んでいます。



(2) 地区の現状

外国人住民、夜勤労働者、独身者など多様な住民が混在し、生活様式や生活時間帯等も様々で、住民の入れ替わりも多いため、住民同士の関係の希薄化や町内行事への無関心化が、どの町内でも共通した課題になっています。そのため、活動の担い手が不足している地域や地域福祉活動が推進しにくい地域もあり、今後の大きな課題となっています。



高層マンションが建ち並び
JR三河安城駅周辺

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (7)	町内福祉委員会 (5)
住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	住吉町福祉委員会、篠目福祉委員会、井杭山町福祉委員会、二本木連合福祉委員会 (作野地区)、依佐美・美園住宅福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	22,343 人
(1) 14歳以下人口と割合	3,677 人 (16.5%)
(2) 15歳~64歳人口と割合	14,858 人 (66.5%)
(3) 65歳以上人口と割合	3,808 人 (17.0%)
2 世帯数	9,131 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※ (1) と (2) は重複の場合あり	739 人
(1) ひとり暮らし高齢者数	320 人
(2) 障害者数	253 人
(3) その他	180 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	306 人

[地域資源]

①保育園 (4)、幼稚園 (2)
②児童センター (1)、児童クラブ (5)
③小学校 (2)、中学校 (1)
④公民館 (1)
⑤福祉センター (1)
⑥地域包括支援センター (1)
⑦介護保険サービス事業所 (19)
⑧障害福祉サービス事業所 (9)
⑨医療機関 (医科 17、歯科 13)
⑩サロン (14)、生活支援・見守り協力店 (13)
⑪老人クラブ (5)、子ども会 (11)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

人口の多い町内が多いため、個人への支援を検討することが困難であり、サロンや昼食会などのふれあい交流活動や勉強会などの開催に力を入れ、高齢者や子どもの居場所づくりと、孤立しない近所付き合いを目指して活動しています。

近年、介護予防や健康維持のための活動の広がりが見られ、その活動が新たなつどいの場として、定着しつつあります。



井杭山町福祉委員会
「交流会」

(4) 地区の主要課題

主要課題1 活動の担い手不足・新たな世代の人材確保

- ① 町内福祉委員会の行事において、活動の担い手が不足しています。このため、新たな活動を行うことが難しくなっています。
- ② 町内福祉委員会の活動における担い手が特定の世代に偏っており、活動を継続していくうえで、新たな世代層への働きかけ及び人材確保が必要です。
- ③ 町内福祉委員会の活動を充実させるためには、ボランティアの組織化などを含め、町内福祉委員会の組織のあり方を検討することが必要です。

主要課題2 町内福祉委員会の充実・世代間交流が図れる活動

- ① サロンや昼食会において、参加者が固定化されている傾向があります。
- ② サロンなどをはじめとする町内福祉委員会の活動を知ってもらうとともに、参加しやすい内容にすることが求められています。
- ③ 住民同士の関係希薄化が進むなか避難行動要支援者支援制度にスムーズに対応するため、日頃から交流し、顔の見える関係を構築する必要があります。
- ④ 災害時における地域の力の底上げが必要で、防災訓練の開催においては、小中学校との連携が必要です。



依佐美・美園住宅福祉委員会
「おしゃべりサロン」

主要課題3 見守り活動の展開・困りごとへの対応

- ① 見守り活動を積極的に展開することにおいて、町内福祉委員会のメンバーをはじめ、住民の理解をより深めることが必要です。
- ② 困りごとを個人で抱えるのではなく、地域と関係者間で情報の共有を図り、解決に向け、支え合うことが必要です。
- ③ マンションなどでは、町内会未加入者が多く、情報の把握と継続した関わりを持つことが困難な状況です。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
住吉町福祉委員会	①夏休み公民館開放の参加者に偏りがあり、広く周知する必要がある。 ②行事に対して関心のある人が増えない。 ③防災訓練を通じた要支援者の把握ができていない。	○夏休み町内会公民館開放事業など子どもを対象とした行事の充実。 ☆健康づくりを目的とした活動の実施。 ○住民参加による防犯・防災活動の実施。
篠目福祉委員会	①参加者が固定化しており、既存の活動を工夫して参加しやすい環境の整備を行う必要がある。 ②町内福祉委員会行事の活性化を図る必要がある。 ③防災訓練への参加を広く働きかけることが必要である。	☆ふれあいカフェの実施。 ☆地域施設などと協働した行事の実施。 ○防災訓練参加者の拡大。
井杭山町福祉委員会	①町内福祉委員会の活動を広く周知する必要がある。 ②ひとり暮らし高齢者が集中する市営住宅での見守り活動を継続して行うことが必要である。 ③活動者の担い手不足や見守り活動従事者への負担軽減が課題となっている。	☆ぬくぬくカフェや三世代スポーツ大会などを通じて、町内福祉委員会活動の充実と周知。 ○市営住宅での見守り活動の継続及び要支援者と地域支援者の交流会を開催。 ☆活動協力者の発掘、町内での協力体制の構築。
二本木連合福祉委員会 (作野地区)	①行事において参加者が少ない。参加者が固定化されている傾向がある。 ②防災訓練を定期的で開催し、目標を明確にして実施する必要がある。 ③担い手が特定世代に集中していることと負担増などにより、新たな担い手の発掘が必要である。	☆サロン、健康体操の開催。 ○防犯パトロール・青色パトロールの実施。 ○継続的に関われる人材の後継候補者発掘と体制の充実。
依佐美・美園住宅福祉委員会	①外国人住民が参加しやすい行事を開催する必要がある。 ②見守り活動を各棟順次行う必要がある。	○外国人住民に対しても町内行事への協力を呼びかけ、住民の交流を深めていく。 ☆避難行動要支援者名簿を活用した日頃（月1回定期清掃時など）の見守り活動の実施。

☆：新規 ○：継続（充実）



住吉町福祉委員会
「住吉健康づくりの会 体操」



篠目福祉委員会
「夏休み公民館開放事業
（おもしろ科学実験）」



二本木連合福祉委員会
(作野地区)
「ふれあい昼食会」

3 作野地区社協の福祉活動推進計画

作野地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 より活動が充実するため収集した他地域の情報を提案するとともに、担い手の発掘や行いやすい活動内容を提案します。 ②見守り活動継続のための提案 地区での推進指定も含め、日常生活の中で無理なく取り組める見守りの方法や継続できる活動内容を提案します。
		(2) 活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3) 地域資源と協働した活動の実施	学校や事業所などの地域資源と協働して活動が行えるよう提案します。
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1) 住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制をつくります。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報（地区社協広報紙の発行等） 広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や講演会の開催 地域福祉活動の輪が広がるような講演会・勉強会を開催します。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	事業の開催や作野福祉センターとの連携を通じて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘を行います。



作野地区社協
「福祉講演会」



作野地区社協
「地域福祉活動勉強会」



作野地区社協広報紙
「あったか地域さくの」

5-4 中央地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

中央地区は、市のほぼ中央に位置し、15 町内会で構成されています。JR安城駅、名鉄南安城駅、市役所、アンフォーレなどがあり、JR安城駅前の中心市街地と商店街を取り囲むように立地する住宅地、一部の農業地域で構成されています。



(2) 地区の現状

駅前の商店街では、アンフォーレの開館により一部活気を取り戻していますが、営業している店舗は減少しています。また、マンション建設などが進み、若い世代の人口が増えている地域もありますが、全体的には高齢化が進んでいます。特に、末広町や花ノ木町では、区画整理に伴う転居により、所属町内会の変更という新たな課題が生じています。また、多くの町内では、子どもの登下校時の見守りなど、子どもの安全に関する活動が行われています。



安城七夕まつりのアンフォーレの風景

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (15)	町内福祉委員会 (15)
栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	栄町福祉委員会、御幸福祉委員会、本町福祉委員会、本通り福祉委員会、朝日町福祉委員会、相生町福祉委員会、末広町福祉委員会、花ノ木福祉委員会、日の出福祉委員会、南町福祉委員会、百石町福祉委員会、城南町福祉委員会、大山町福祉委員会、横山町福祉委員会、赤松町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	31,039 人
(1) 14歳以下人口と割合	4,370 人 (14.1%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	20,667 人 (66.6%)
(3) 65歳以上人口と割合	6,002 人 (19.3%)
2 世帯数	12,785 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	984 人
(1) ひとり暮らし高齢者数	404 人
(2) 障害者数	390 人
(3) その他	215 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	378 人

[地域資源]

①保育園 (3)、幼稚園 (2)、認定こども園 (1)
②児童センター (1)、児童クラブ (5)
③小学校 (2)、中学校 (1)、高校 (3)、専門学校 (1)
④文化センター (1)、市民会館 (1)、公民館 (1)
⑤福祉センター (1)、社会福祉会館 (1)、アンフォーレ (1)
⑥地域包括支援センター (1)
⑦介護保険サービス事業所 (26)
⑧障害福祉サービス事業所 (40)
⑨医療機関 (医科 22、歯科 19)、保健センター (1)
⑩サロン (22)、生活支援・見守り協力店 (28)
⑪老人クラブ (13)、子ども会 (17)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、見守り活動とふれあい交流活動、勉強会、高齢者への生活支援などが主に行われています。

見守り活動では、避難行動要支援者支援制度や福祉マップを活用した地域での高齢者等の要支援者を見守る体制づくりと活動が行われています。

ふれあい交流活動として、すべての町内福祉委員会で多世代交流イベントや高齢者の居場所づくりとしてサロンや昼食会などが開催されています。

勉強会は、サロンや福祉委員会などで、福祉や防災、認知症、介護予防などのテーマを中心に開催され、要支援者と支援者の両者への見守りの啓発、支援者の発掘、育成が行われています。

高齢者のゴミ出しなど生活支援を行う町内福祉委員会も数多く見られます。また、その他にも個別に生活支援の対応をしているところもあります。



中央地区社協「第2回地域会議」

(4) 地区の主要課題

主要課題1	困りごとを相談できる関係づくりと関係機関との連携
-------	--------------------------

- ① 困りごとのある人が、個人で抱えることなく、町内会や町内福祉委員会に相談できる関係づくりが必要です。
- ② 様々な問題を各町の活動者だけで抱えることなく、関係機関と連携して対応できる関係づくりが必要です。

主要課題2	活動の担い手の負担の集中と次世代の活動者の発掘・育成
-------	----------------------------

- ① 活動の重要な担い手となる人材への負担が集中・長期化しているため、特定の人への負担が大きい傾向があります。
- ② 活動の重要な担い手となる人材が高齢化し、若い世代の担い手の発掘・育成が急務となっています。

主要課題3	ふれあい交流活動の参加者の固定化
-------	------------------

- ① 各町内では、サロン活動など様々なふれあい交流の場を開催していますが、参加者は固定化しています。
- ② 全体的に女性の参加者が多く、男性の参加者が少ない傾向にあります。また、若い世代の参加者も少なくなっています。
- ③ 同じ人が複数の活動に参加していますが、地域から孤立しがちな人ほど参加していない傾向があります。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
栄町福祉委員会	①新たなサロン参加者が増えない。 ②地域の高齢者についてすべては把握できていない。 ③防災訓練が有事の時に活かせるか心配が残る。	○要支援者へサロンのチラシを個別配布。必要に応じたサロンへの送迎。 ○小規模町内を活かした顔の見える関係づくり。 ○防災訓練時、要支援者への個別の声かけ。
御幸福祉委員会	①人材発掘（次期役員など）が不十分である。 ②町内行事やサロン参加者の固定化と若い世代の参加が少ない。	○専門の資格や特技、キャリアを持った人材の発掘と育成。 ○町内の資源を活かした多世代が参加できる行事の実施。
本町福祉委員会	①担い手不足である。 ②子ども会の会員が減り交流が難しい。	☆毎月のゴミ拾いを通しての交流と人材発掘。 ○多世代交流の行事の開催。
本通り福祉委員会	①子どもや若い世代の集まれる場が少ない。 ②避難訓練が行われていない。	○サロン活動などを通じた多世代の交流の場づくり。 ☆NPO法人と連携した避難方法などの検討。
朝日町福祉委員会	①様々な困りごとを抱えた人の相談に乗れなかった。 ②要支援者の支援者数が少ない。 ③サロン活動の充実ができていない。	☆様々な困りごと相談に対し、できることを検討。 ○支援者に無理のない活動支援。 ○他組織との連携を図る。

☆：新規 ○：継続（充実）



栄町福祉委員会「敬老会」



御幸福祉委員会「ふれあいサロン」



本町福祉委員会「ふれあい広場」



本通り福祉委員会「ふれあいサロン」



朝日町福祉委員会「納涼大会」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
相生町福祉委員会	①見守り活動の支援者を増やしたい。 ②町内福祉委員会活動従事者の負担が増えている。 ③多世代交流事業への高齢者の参加を増やしたい。	○支援者を発掘育成して、様々な問題に対応。 ○組織体制の充実と活動方法の検討。 ○要支援者への戸別訪問等により参加を促す。
末広町福祉委員会	①区画整理により、コミュニティが別々になるところがある。 ②区画整理が継続しているためマップの更新の継続が必要となる。	○毎月の見守り会議で情報交換の実施。 ○マップの更新継続。
花ノ木福祉委員会	①区画整理により住民の移転を把握しきれていない。 ②サロン活動を充実させたい。 ③災害発生に対する取組を見直す。	○住民移転に関する情報共有と区画整理後に順次福祉マップの更新。 ○サロン内容等の再検討、参加者へのアンケート調査。 ☆要支援者への防災に関する情報の周知や備蓄品等確認。
日の出福祉委員会	①サロン参加者の固定化や町内活動に対する若い世代の参加がない。 ②高齢者の実態把握が十分にできていない。	☆住民への町内福祉委員会活動周知のため町内福祉まつりを検討。 ☆アンケート調査（高齢者生活状況等）実施。
南町福祉委員会	①本当に困った人の声を拾うことができていない。 ②サロンや町内行事に参加する人が固定化している。	○8050問題や障害のある人、子どもの問題など、様々な困難を抱える人の相談を受け止め、見守る。 ☆ブロックごとに交流会を開催し、顔の見える関係づくりをする。

☆：新規 ○：継続（充実）



相生町福祉委員会「クリスマス会」



末広町福祉委員会「ふれあいサロン」



花ノ木福祉委員会「ふれあいサロン」



日の出福祉委員会「ふれあいサロン」



南町福祉委員会「ふれあいサロン」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
百石町福祉委員会	①若い世代の人にも町内行事に参加して欲しい。 ②要支援者の情報共有ができていない。	○多世代交流の場となる行事の開催により町民同士の交流を深める。 ○支援者へのお礼のための訪問、支援者同士の交流と情報交換の場の確保。
城南町福祉委員会	①役員の世代交代に伴う人材の発掘・育成が課題である。 ②若い世代の町内行事参加が少ない。	☆人材発掘マップ作りの検討。 ☆若い人や子育て世代の人が参加しやすい行事の開催や環境整備。
大山町福祉委員会	①近所付き合いの減少に伴い、要支援者の把握ができていない。 ②自主クラブの減少により町民の交流機会が減少している。	○町内福祉委員会での情報共有、専門機関との連携。 ☆新規自主クラブの検討。毎週型サロンの継続。
横山町福祉委員会	①各活動スタッフの負担が増えて、人員が不足している。 ②災害時に対応できるようにしたい。	○人材の発掘と育成。 ○町内の部会同士の連携、他町内会や施設・機関（市・小学校・社協等）との連携を検討。安否確認方法の検討。
赤松町福祉委員会	①福祉委員の高齢化が進んでいる。新たな人材を発掘する必要がある。 ②困りごとのある人への対応が課題になっている。	○人材の発掘と育成。 ○住民の情報共有を密に行い、専門機関と連携しながら対応。

☆：新規 ○：継続（充実）



百石町福祉委員会
「ハートフル勉強会」



城南町福祉委員会
「ふれあいサロン」



大山町福祉委員会
「ふれあいサロン」



横山町福祉委員会
「柏餅づくり」



赤松町福祉委員会
「ふれあいサロン」

3 中央地区社協の福祉活動推進計画

中央地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	住民に寄り添う福祉活動の展開を支援します。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 ふれあい交流活動、サロン活動の方法や講師、内容などを提案します。生活支援の活動について提案します。 また、各町内福祉委員会の活動状況に応じて地域資源や他地域の情報を提供します。 ②見守り活動推進のための提案 町内の状況に合わせた見守り方法や、日常生活の中で無理なく取り組める見守り方法、関係機関との連携方法を提案します。 ③様々な活動と連携した福祉活動の提案 防災活動や防犯活動、環境美化活動など、様々な活動と連携した福祉活動を提案します。
		(2) 活動資金の助成	町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3) 住民に相談してもらえる関係づくり	町内福祉活動が個別の困りごとにより充実した対応ができるよう支援します。
2	町内の福祉活動の課題を様々な組織、機関が連携し、対応できる環境づくりを行います。	(1) 住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、町内での解決が難しい課題に町内と連携して対応できる体制をつくります。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報（地区社協広報紙の発行等） 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や講演会の開催 地域福祉の充実のため、福祉や防災、認知症、介護予防などをテーマに勉強会や講演会を開催します。 ③多様な地域資源との連携 生活支援・見守り協力店や学校などと連携することで、福祉活動の啓発を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	総合福祉センターなどと連携して地域福祉活動の担い手となる人材や地域資源の発掘を行います。

5-5 安祥地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

安祥地区は「安城」という名称の由来といわれる地域であり、市の東部に位置し、9町内会で構成されています。

古くからの農業地域と、名鉄西尾線沿線の住宅地域や公営住宅があり、特に公営住宅では高齢者や外国人住民が増えているなど、従来からの住民と転入者が混在する地域となっています。



(2) 地区の現状

従来からの住民が多い地域では3世代同居も多く、住民同士のつながりも保たれています。しかし、地区全体では高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、日中独居など支援の必要な家庭も増えています。また、公営住宅では単身者、高齢者、外国人住民が増えたことなどにより、地域活動への理解や協力を得ることが難しくなりつつあります。



市指定遺跡である安祥城址

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (9)	町内福祉委員会 (9)
上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	上条町福祉委員会、土器田福祉委員会、西尾福祉委員会、秋葉福祉委員会、東尾福祉委員会、河野町福祉委員会、古井町福祉委員会、古井新町福祉委員会、古井住宅福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	19,739人
(1) 14歳以下人口と割合	2,824人 (14.3%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	12,496人 (63.3%)
(3) 65歳以上人口と割合	4,419人 (22.4%)
2 世帯数	7,917世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	816人
(1) ひとり暮らし高齢者数	388人
(2) 障害者数	272人
(3) その他	172人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	375人

[地域資源]

① 保育園 (2)、幼稚園 (1)
② 児童センター (1)、児童クラブ (3)
③ 小学校 (2)、中学校 (1)
④ 公民館 (1)
⑤ 福祉センター (1)
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (26)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (4)
⑨ 医療機関 (医科 6、歯科 9)
⑩ サロン (15)、生活支援・見守り協力店 (36)
⑪ 老人クラブ (9)、子ども会 (9)

(平成30年10月1日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、見守り活動や多世代交流を目的としたふれあい交流活動、介護予防や健康維持のための啓発など、様々な活動が行われています。

見守り活動では、避難行動要支援者支援制度などを活かして、要支援者の把握や選定などが推進されており、必要な支援について関係機関との連携ができつつあります。高齢者の居場所づくりとして、定期的にサロンなどのつどいの場が提供され、多くの住民が参加しています。



安祥地区社協「第2回地域会議」

(4) 地区の主要課題

主要課題1 活動の担い手への負担集中と後継者の育成

- ① 担い手の高齢化などにより、組織の様々な役割や活動を支える人材が限られており、担い手の負担が大きくなっています。
- ② 活動継続のために、将来を見据えた後継者の育成が必要です。

主要課題2 お互いに助け合いのできる体制づくり

- ① ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に加え、ひとり親や外国人住民の世帯も増加しており、それぞれの困りごとへの対応が難しくなっています。
- ② 住民の困りごとに対し、関係機関と連携しながら、必要な情報を伝え合ったり、助け合える体制を整える必要があります。

主要課題3 多世代間の交流と情報共有

- ① 地域全体や世代間の交流が、少なくなりつつあります。
- ② それに伴い、子ども会活動の停滞や、町内福祉委員会における担い手の高齢化などの地域の問題について、情報を共有しづらい現状があります。



上条町福祉委員会
「見守り活動組長説明会」



土器田福祉委員会
「ハートフルケアセミナー」



西尾福祉委員会
「とおか会」

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
上条町福祉委員会	①活動できる人材に限られ、負担が集中している。 ②地域全体の交流や各世代の困りごとなどの状況把握が難しい。 ③災害時の拠点や避難場所の確保が難しい。	○多世代や地域全体を意識した交流活動の充実。 ☆困りごとや助け合いに必要な情報の把握と支援。 ☆災害時、住民が自助努力するために必要な情報提供や意識啓発。
土器田福祉委員会	①外国人住民が増え、住民全体の交流が不足している。 ②サロン参加者が固定化している。 ③運営管理側の変更に伴い、住民参加の行事等を縮小せざるを得ない。	☆普段からの声かけ運動とゴミ出し時の安否確認の実施。 ○住民全員参加を義務付けた防災訓練および安否確認訓練の実施。 ○生活する仲間として、多世代、外国人住民が交流できる場の提供。
西尾福祉委員会	①災害時の避難方法や経路など住民への周知が難しい。 ②困りごとを抱える住民に、必要な情報や支援が届いていない。 ③多世代や地域全体の交流機会に限られ、活動者の負担も大きい。	○地縁組織の協力のもと、防災意識の啓発と実践力を強化。 ☆暮らしの困りごとに必要な情報の周知と支援の充実。 ☆多世代の交流を通して行う人材確保と育成。
秋葉福祉委員会	①活動の担い手や民生委員へ負担が集中している。 ②外国人住民との交流や情報の理解を得るのが難しい。 ③ひとり親世帯の増加により、子どもやその親への支援が必要である。	○多世代、外国人住民が集い、ふれあえる場や行事の提供。 ○福祉活動への意識啓発と活動継続のための組織体制の構築。 ☆関係機関との連携による見守り活動の充実。
東尾福祉委員会	①世帯状況の変化に伴い、町内活動への参加意識が希薄になりつつある。 ②災害時の支援や見守り活動に関する情報の把握や共有が必要である。 ③子どもたちの安全、防犯のため、さりげない見守りを行いたい。	☆支援が必要な人の把握と見守り活動の強化。 ☆把握した情報の共有と住民及び関係機関との連携の充実。 ○子どもの安全確保と暮らしの中で行う防犯活動の充実。

☆：新規 ○：継続（充実）



秋葉福祉委員会
「ふれあいサロン」



東尾福祉委員会
「東尾20サロン」



河野町福祉委員会
「高齢者学習会」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
河野町福祉委員会	①住民同士が顔見知りなので、日頃の生活の中でさりげない見守りを心掛けています。 ②見守り活動で把握できなかった世帯がある。	☆日中独居高齢者などの緊急連絡先を記載した個票や緊急対応マニュアルを作成、内容を逐次更新。 ○『困りごとは町内会へ』を周知し必要に応じて関係機関に連絡。 ○町内の状況に応じた勉強会を開催。
古井町福祉委員会	①毎月の見守り定例会を継続開催し、情報交換を行っている。 ②町内会、老人クラブ、子ども会などの支援者や後継者が不足している。 ③近所付き合いの希薄化や町内における格差が生じている。	☆町内に新設予定の公園を拠点とした、子ども会との交流など多世代交流活動とボランティアや支援者の発掘と育成。 ○困難事例における情報共有と関係機関との連携。 ○全世帯安否確認を基礎とした防災訓練の継続実施。
古井新町福祉委員会	①内容を工夫しながらサロンを毎月継続実施しているが、移手段についての検討が必要。 ②青パトを活用した安否確認が十分でない世帯があった。 ③町内行事への若年層の参加や子ども会役員の担い手が不足している。	☆ひとり暮らし高齢者に限らず、障害者なども対象とした見守り活動の実施。 ☆町内会と子ども会が連携し若年層が参加したくなるように、行事を工夫。 ○顔を見て声かけを意識した青パトを週2回継続実施。 ○毎月のサロンを継続実施。
古井住宅福祉委員会	①町内活動の役員などの後継者が不足している。 ②外国人住民の状況把握と交流が難しい。 ③高齢者世帯などで日常的な困りごとに対する支援者がいない。	☆支援者の負担にならない生活支援の実施。 ○町内行事における外国人住民との交流の推進。 ○内容を工夫したサロンを継続開催することで参加者増を目指し、見守り活動を充実。 ○福祉委員会を継続開催し、情報交換や戸別訪問を実施。

☆：新規 ○：継続（充実）



古井町福祉委員会
「見守り定例会」



古井新町福祉委員会
「ふれあいサロン」



古井住宅福祉委員会
「ふれあいサロン」

3 安祥地区社協の福祉活動推進計画

安祥地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	世代間の交流を促し、地域における助け合いを支援します。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 町内のニーズに合わせて、他地域の情報提供や活動方法などを提案します。 ②見守り活動推進のための提案 町内の活動状況に合わせ、日常生活の中で無理なく取り組める見守りや支援の方法を提案します。 ③学習会の開催支援 町内のテーマに合わせた学習会の開催について、講師情報の提供や開催方法を提案します。
		(2) 活動資金の助成事業	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3) 関係機関との連携	地域での困りごとに安心して対応できるよう、関係機関との連携を強化します。
2	誰もが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを推進します。	(1) 住民での解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、地域での解決が難しい課題に対応できる体制を整えます。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報紙の発行 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や交流会の開催 地域共生社会の実現に向けて、勉強会の開催や活動者の交流機会を設けるなど、地域福祉活動への啓発を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	安祥福祉センターなどとの協働による事業の開催を通じて、地域福祉活動の担い手を含む、地域資源の発掘を行います。



安祥地区社協
「地域福祉活動勉強会」



安祥地区社協
「高齢者の健康に関する講演会」



安祥地区社協広報紙
「安祥ニココ通信」

5-6 西部地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

西部地区は、市の西部に位置し、5 町内会と 1 連合町内会で構成されています。集落と農地の広がる農村地域と新幹線三河安城駅開業後にマンションが立ち並ぶようになった地域があります。



(2) 地区の現状

農村地域を中心とした地域では、町内会の行事が盛んに行われており、住民同士の結びつきが強く、世代間交流も活発に行われています。また、地区全体の高齢化率は市より下回ってはいますが、農村地域の高齢化は進行しています。生活環境面については、集落は住居が密集し、道路も狭いため、災害発生時や児童、生徒の登下校時等に危険な箇所があります。防災面では、意識の高い町内会が多く、要支援者の把握や支援について体制づくりを進めるなど、日頃の地域福祉活動の中で取り組んでいます。

町内会への未加入者が増えたり、外国人住民やマンション・アパートなどへの転入者が増加するなどして、関係を築きにくい地域もあります。それら地域では、防災活動や見守り活動などの理解が得にくく、活動を進めにくくなっています。

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (8)	町内福祉委員会 (6)
下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	下管池福祉委員会、箕輪福祉委員会、二本木連合福祉委員会 (西部地区)、高棚町福祉委員会、福釜町福祉委員会、榎前町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	25,692 人
(1) 14歳以下人口と割合	4,027 人 (15.7%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	16,571 人 (64.5%)
(3) 65歳以上人口と割合	5,094 人 (19.8%)
2 世帯数	9,682 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	649 人
(1) ひとり暮らし高齢者数	213 人
(2) 障害者数	264 人
(3) その他	183 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	190 人

[地域資源]

① 保育園 (7)、幼稚園 (1)
② 児童センター (2)、児童クラブ (11)
③ 小学校 (4)、中学校 (1)
④ 公民館 (2)
⑤ 福祉センター (1)
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (29)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (17)
⑨ 医療機関 (医科 15、歯科 10)
⑩ サロン (22)、生活支援・見守り協力店 (44)
⑪ 老人クラブ (12)、子ども会 (14)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、サロンや昼食会などのふれあい交流活動や体操教室などが盛んに行われ、高齢者の介護予防、閉じこもり予防につながるとともに、若い世代も参加することにより世代間交流にもつながっています。

防災面では、安否確認も含めた防災訓練、中学生対象の防災学習会、防災講座、要支援者を把握する図上訓練などに住民が多数参加しています。また、見守り活動では、気になる人への見守り活動が町内会役員、民生委員、ボランティアなどと連携して行われています。



榎前町福祉委員会
「見守り活動：地域支援者と世話焼きさんとの交流会」

(4) 地区の主要課題

主要課題1 町内福祉委員会活動の充実と継続

- ① 活動の参加者が固定化しているため、顔つなぎを活かした誘い出しや事業者と連携した声かけを行い、新規参加者を増やす必要があります。
- ② 活動の担い手が特定の年代に集中するとともに高齢化してきているため、次の担い手を確保し、引き継ぐ必要があります。
- ③ 要支援者の発災時の具体的な支援方法を検討するとともに、地域支援者の確保と要支援者の防災訓練への参加を促していく必要があります。

主要課題2 見守り活動や生活支援の充実

- ① 町内の各組織で把握した情報を元に、町全体で対象者を見守る取組を進めるとともに、各町内に合った見守り活動を推進する必要があります。
- ② 町内福祉委員会における要支援者等の不安や困りごとなどの課題の把握と支援体制の構築、専門職、専門機関との連携が必要です。

主要課題3 関わりの難しい住民との関係づくり

マンションやアパートでは、町内会未加入者や外国人住民、町内の行事に参加しない人が多いため、情報の把握と継続した関わりを持つことが困難な状況です。そのため、見守り活動や防災活動への理解が得られるよう、働きかける必要があります。



高棚町福祉委員会
「高棚歌なかま」



箕輪福祉委員会
「わくわくトヨペットサロン」



福釜町福祉委員会
「防災勉強会」

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
下管池福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人住民の新規入居者は増えているが、元々の住民は高齢化している。 ②サロン参加者が固定化し、新たな参加者が少ない。 ③一度サロンに参加しなくなった人を再び誘い出せていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆棟ごとに要支援者のマップを作成し、定期的な見直しを行い、情報を共有して見守りに活用。 ○多世代及び外国人住民が参加・交流できる事業を実施。 ○サロン活動を継続実施し、誘い出しや周知等を実施。
箕輪福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①町内福祉委員会や町内会の活動や各種組織の情報が必要な人に届いていない。 ②助けを必要とする人の把握と支援体制を整える必要がある。 ③行事などに参加しない人への呼びかけを行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆高齢者など住民の必要とする情報をきめ細かく伝えるよう工夫。 ○住民のつながりを深めるための機会を工夫。 ○サロン活動を充実させ、参加者の増加を促進。
二本木連合福祉委員会（西部地区）	<ul style="list-style-type: none"> ①行事において参加者が少ない。参加者が固定化されている傾向がある。 ②防災訓練を定期的開催し、目標立てを行う必要がある。 ③担い手が特定世代に集中していることと負担増などにより、新たな担い手の発掘が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆サロン、健康体操の開催。 ○防犯パトロール、青色パトロールの実施。 ○継続的に関われる人材の後継候補者発掘と体制の充実。
高棚町福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①行事やサロン参加者の顔ぶれがいつも同じである。 ②班別集合マップはあるが、日常的な見守りにつながっていない。 ③担い手が高齢化してきており、引き継ぐ人を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆従来のサロンや行事に加え、世代を問わず集えるサロンを実施。 ○班別集合マップを元に近隣住民による日常的な見守り体制づくり。 ☆町内福祉委員会活動に携わる若手リーダーの育成。
福釜町福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①自主防災会研修会や防災訓練は実施しているが、支援を必要とする当事者が訓練に参加していない。 ②要支援者の台帳整理はできたが、民生委員や組長との情報共有はできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者に配慮した自主防災会研修会や防災訓練、町・組単位での交流事業を実施。 ○要支援者台帳を元に民生委員や組長が連携した見守り活動を推進。 ○町内福祉活動を推進するため、健康体操教室やサロン活動を支援。
榎前町福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①前計画でできなかったこと、やり残したことを中心に見直し、一層のレベルアップを図る必要がある。 ②体操教室にサロン活動（お茶会）を付加したことにより、参加者の倍増が実現した。 ③見守り活動は民生委員と世話焼きさんとの連携で安定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○園児とのせせらぎサロンや体操教室＋お茶会の参加者をさらに増加させ、高齢者の閉じこもりを防止。 ○お茶会の世話人などから世話焼きさんの後継を発掘。 ☆高齢者世帯での草取り・剪定などちょっとした生活支援を行うミニシルバーに取り組む。

☆：新規 ○：継続（充実）

3 西部地区社協の福祉活動推進計画

西部地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	各町内の特色に合わせた町内福祉活動を支援します。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①見守り活動実施方法の提案 見守り活動が町全体の活動として定着し、継続されるよう、実施方法を提案します。 ②生活支援やサロン活動の支援 各町内福祉委員会の活動状況を把握し、町内に合った活動を提案します。
		(2) 活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3) 関わりの難しい住民との関係づくり	外国人住民やマンション入居者など関わりの難しい住民との関係づくりが進むよう、先進事例の紹介などを行います。
2	住民がお互いに安心して暮らせる地域づくりを推進します。	(1) 住民だけでは解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、住民だけでは解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制をつくります。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の育成	西部福祉センターやボランティアセンターなどと連携して講座などを開催し、地域福祉活動の担い手となる人材の育成を行います。



下管池福祉委員会
「健康体操教室」



西部地区社協
「地域福祉活動勉強会」

西部地区社協だより

せいふ

発行所は 生活支援としん 文化の交差点です！
〒720-0001 西条市 西条1-1-1 西条市福祉センター内
TEL: 0876-6616 FAX: 0876-6616

スポーツの秋！学びの秋！

福釜町の歴史を感じてぶらぶら歩き

福釜町にはたくさんの方々が住んでいます。
身近な地域の歴史を学びながら、歩道の散策を思い、みんなで楽しく健康ウォーキングしませんか。

と き 11月1日(木) 午前9時30分～正午

と こ 西部福祉センター 多目的ホール

と ち 安城市福釜町(国天・東山・吉原周辺)

対 象 市内在住 60才以上の方

協 力 者 神谷 豊彦 氏

申 込 日 10月20日(土) 午前9時より

電 話 申 込 可

※参加費 無料

※定 員 20名

※その他 運動のできる服装・お茶等の準備をお願いします

(申込み・問合せ 西部福祉センター 72-6616)

西部地区社協広報紙
「西部地区社協だより」

5-7 明祥地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

明祥地区は、市の南西部に位置し、5町内会で構成されています。米やイチジク、梨などの栽培が盛んで、田畑が広がる緑豊かな地域です。

古くは、明治村という1つの村だったことから、地区内のつながりが深く、住民同士の関わりが多い地域です。



(2) 地区の現状

地区内の大部分が市街化調整区域であるため、人口の流入が少なく、高齢化率も年々高まり、市内で最も高齢化率の高い地域となっています。近所との関係が密であり、親族が近くに住んでいることも多いため、概ね、自然な形での見守りができています。

生活環境面では、集落に入ると道路が狭く、救急車や消防車が進入できないところも多数あります。その他、歩道が整備されていない道路も多く、登下校時の子どもや高齢者、障害のある人にとっては危険な箇所がみられます。



田園風景が広がる明祥地区

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (5)	町内福祉委員会 (5)
石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	石井町福祉委員会、和泉町福祉委員会、東端町福祉委員会、根崎町福祉委員会、城ヶ入町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	13,117人
(1) 14歳以下人口と割合	2,071人 (15.8%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	7,835人 (59.7%)
(3) 65歳以上人口と割合	3,211人 (24.5%)
2 世帯数	4,706世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者数 ※(1)と(2)は重複の場合あり	404人
(1) ひとり暮らし高齢者数	137人
(2) 障害者数	148人
(3) その他	122人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	130人

[地域資源]

① 保育園 (3)、認定こども園 (1)
② 児童センター (1)、児童クラブ (4)
③ 小学校 (2)、中学校 (1)
④ 公民館 (1)
⑤ 福祉センター (1) ※公民館との複合施設
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (10)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (6)
⑨ 医療機関 (医科 2、歯科 4)
⑩ サロン (14)、生活支援・見守り協力店 (59)
⑪ 老人クラブ (5)、子ども会 (7)

(平成30年10月1日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

世代間交流活動や学習活動、見守り活動が行われています。特に、夏休み中に町内公民館を開放して行われる子どもの見守り活動は、すべての町内福祉委員会でされており、この地区の特徴的な活動となっています。

また、平成24年度に、すべての町内福祉委員会で地域見守り活動モデル事業に取り組み、平成28年度以降は、地区独自の見守り活動のモデル事業を展開し、順次、地域での見守り体制整備を進めています。



和泉町福祉委員会
「ふれあいリング」

(4) 地区の主要課題

主要課題1	活動の担い手の発掘と育成
-------	--------------

- ① 夏休み中の子どもの見守りやふれあいの活動において、子どもが楽しめる工作やゲーム等を指導してくれる人材が不足しています。
- ② 活動の担い手は町内会役員が兼任していることが多く、短期間で交代するため、継続的に活動できる人材の確保と育成が必要です。
- ③ 見守り活動においても、地域支援者の発掘と確保が必要です。

主要課題2	活動の内容と参加者の固定化
-------	---------------

- ① 活動が継続しているものほど、参加者や内容が固定化しています。
- ② 一人でも多くの住民に行事等に参加してもらえるような活動内容の工夫のほか、積極的なPRや参加の呼びかけが必要です。
- ③ 住民の誰もが、地域の行事や活動に参加しやすくするための町内回覧の活用等、周知方法の検討が必要です。

主要課題3	住民を巻き込んだ見守り体制の構築
-------	------------------

- ① 町内福祉委員会の見守り活動については、民生委員に一任されがちですが、隣近所の住民の協力を得るなど、住民を巻き込んだ見守り体制の構築が必要です。
- ② 地域で起こる様々な課題を「我が事」として捉え、住民主体による見守り活動を推進するために、見守り活動の必要性と理解を深めてもらうための啓発と専門職と協働して助け合える見守り体制の構築が必要です。



明祥地区社協
「中学生防災隊防災教室」



明祥地区社協
「地域住民勉強会」



城ヶ入町福祉委員会
「ふれあい交流会」

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
石井町福祉委員会	①町内福祉委員会の認知度を上げるためのPRが必要である。 ②見守り対象者の定期的な見直しが必要である。 ③世代間交流事業への子どもの参加が減少傾向にある。	☆定期的な見守り対象者の見直しと専門職との連携強化。 ○町内の各種団体と連携して、PRと参加者の確保。
和泉町福祉委員会	①交通手段が不便であり、高齢者の買い物問題が表面化してきた。 ②活動全般において次世代の人材発掘と育成が必要である。 ③近所づきあいがいない人の支援者の確保が困難である。	☆町内福祉委員会主催による高齢者向けサロンを立ち上げ。 ○住民主体による見守り活動の継続・充実と専門職との連携及び情報共有。
東端町福祉委員会	①働く世代や定年後すぐの高齢者に、町内福祉委員会が行う事業に関心を持ってもらう工夫が必要である。 ②見守り対象者の実態把握をするための情報共有の場づくりが必要である。	☆見守り対象者の実態把握のための情報共有の場づくり。 ○幅広い運営者や協力者の発掘。
根崎町福祉委員会	①ボランティアの発掘と育成が課題である。 ②見守り対象者の定期的な見直しと更なる充実が必要である。 ③高齢者サロンの参加者が固定化してきていることと、新たな活動者の人材発掘が必要である。	☆夏休み期間中の子どもの見守り活動で、子ども達が勉強できる環境を整備。 ☆見守り対象者と支援者の交流会を実施。
城ヶ入町福祉委員会	①ひとり暮らし高齢者の相談や近隣トラブルが増加傾向にある。 ②若い世代を取り込んだ世代間交流が必要である。 ③見守り活動の仕組みづくり（基盤整備）が必要である。	☆避難行動要支援者支援制度を活用した見守り活動の仕組みづくり。 ☆町内に困りごと相談所を設置。 ○行事等への協力者（ボランティア）の発掘。

☆：新規 ○：継続（充実）



石井町福祉委員会
「要援護者・支援者交流会」



東端町福祉委員会
「高齢者ふれあい昼食会」



根崎町福祉委員会
「いきいきサロン」

3 明祥地区社協の福祉活動推進計画

明祥地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

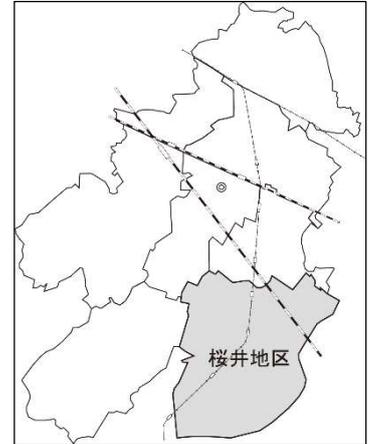
基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	町内の特色を活かした地域福祉活動の支援を行います。	(1) 各町内の状況に応じた支援の実施	①情報提供や活動の提案 活動内容や参加者の固定化を防ぎ、活動の活性化を図るため、他地域や先進地域の情報提供による活動の工夫の提案や用具等の貸出などを行います。 ②見守り活動の継続と充実 見守り活動を継続して実施していくため、見守り活動推進モデル事業によって、住民が日常生活の中で無理なく取り組める見守りの方法や支援の方法を提案し見守り活動の充実を図ります。
		(2) 活動資金の助成及び提案	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成や必要に応じて助成金の創設を行います。 また、町内福祉委員会活性化のための各種助成金の提案も行います。
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1) 課題に対応できる体制づくり	地域包括支援センター等の関係機関との情報交換や連携を強化し、個別会議への協力やニーズに応じた住民等が主体となった生活支援等の資源の創出をします。
		(2) 地域福祉活動に関する啓発	①広報（地区社協広報紙の発行等） 地区社協広報紙の発行や地域の行事での展示などの広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や講演会の開催 地域共生社会の実現に向け、勉強会や講演会を開催し、地域福祉活動に関する啓発を行います。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成	明祥福祉センターや明祥公民館、明祥中学校などと連携し、福祉活動の担い手となる人材を発掘し、継続的に活動できる人材の育成と活躍の場の提供を行います。

5-8 桜井地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

桜井地区は、市南東部に位置し、東には矢作川が流れ、岡崎市、西尾市と隣接する地域です。昔からの農村地域であり、農業を継承し住み続けている住民も多くいます。地区内は12町内会で構成され、昭和42年に安城市と合併するまでは独立した町であったこともあり、桜井地区全体で連携の取れる体制を持ち、協力し合っています。また、町内会がさらにいくつかの集落に分かれ、昔ながらの付き合いなどが受け継がれているところもあります。



(2) 地区の現状

親戚同士や近隣住民同士の日常的なつながりが自然と保たれている地域が数多く残っていますが、特に名鉄桜井駅周辺の区画整理に伴い、転入者が増加し、地域の様子も変化してきています。

また、年少人口が増え、市内有数のマンモス校である桜井小学校がある一方、高齢化率も高くなっています。

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会 (12)	町内福祉委員会 (12)
藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	藤野福祉委員会、堀内町福祉委員会、桜井北福祉委員会、城山福祉委員会、城向福祉委員会、桜井西町福祉委員会、東町福祉委員会、姫小川福祉委員会、館出福祉委員会、鹿乗福祉委員会、小川町福祉委員会、三ツ川福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	21,972人
(1) 14歳以下人口と割合	3,544人 (16.1%)
(2) 15歳～64歳人口と割合	13,347人 (60.8%)
(3) 65歳以上人口と割合	5,081人 (23.1%)
2 世帯数	8,243世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	599人
(1) ひとり暮らし高齢者数	217人
(2) 障害者数	205人
(3) その他	192人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	203人

[地域資源]

① 保育園 (4)、幼稚園 (1)
② 児童センター (1)、児童クラブ (5)
③ 小学校 (2)、中学校 (1)、高等学校 (1)、特別支援学校 (1)
④ 公民館 (1)
⑤ 福祉センター (1)
⑥ 地域包括支援センター (1)
⑦ 介護保険サービス事業所 (10)
⑧ 障害福祉サービス事業所 (15)
⑨ 医療機関 (医科 13、歯科 7)
⑩ サロン (35)、生活支援・見守り協力店 (98)
⑪ 老人クラブ (21)、子ども会 (21)

(平成30年10月1日現在)

(3) 町内福祉委員会の活動状況

地区内の12町内福祉委員会のうち9町内福祉委員会においては専任委員長が配置されています。地区内には、市内で最も早く設立された町内福祉委員会もあり、活発な取組が続けられています。

活動の内容は、ふれあい交流活動、介護予防のための学習活動、サロンを利用した見守り活動や個別訪問による見守り活動等、各町内の実情に合わせて様々な工夫がされています。

また、避難行動要支援者支援制度を踏まえ、要支援者の実態把握や見守り活動を活かした防災訓練の実施に取り組む町内福祉委員会も多くあります。



桜井地区社協「第2回地域会議」

(4) 地区の主要課題

主要課題1 ふれあい交流活動への参加者の固定化

- ① 各町内で積極的に住民のふれあい交流の場やサロンを定期的で開催していますが、参加者が固定化してきています。
- ② 閉じこもり傾向にある高齢者は、行事などへ参加していないことが多く、サロン活動を通じての安否確認、実態把握が難しくなっています。

主要課題2 見守り対象者の把握と見守り体制の継続

- ① 高齢化率が市内で2番目に高く、見守り対象者が増加しているため、住民による見守り活動だけでは状況把握や情報共有が難しく、専門機関と連携しながらの見守りが必要になってきています。
- ② 見守り体制の維持継続と活用が難しい地域もあり、避難行動要支援者情報や地域の見守り情報を実際に防災訓練などで活用するなど、活動に活かすことが求められています。

主要課題3 活動の担い手の高齢化と負担集中

- ① 活動の担い手である委員への負担集中やボランティアの高齢化が進み、見守りやサロン活動の維持が難しくなっている場合があります。また、地域で把握した困りごとに対応をするためにも、若い世代も視野に入れ活動の担い手を発掘していくことが必要です。
- ② 活動の担い手となる人は、町内会、老人クラブなどの役員であることが多く、短期間での役職交代や会員が減少傾向にあるなど、活動を引き継ぐことが十分にできない状況です。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
藤野福祉委員会	①見守りや支援に関われる住民が少なく、見守り対象者増への対応検討が必要である。 ②災害時に対応できるよう避難訓練や避難所運営訓練が必要である。 ③運転免許を返納した高齢者やサロン会場が遠い高齢者がサロンに参加できない。	☆老人クラブと協働し、互いに見守れる機会の拡大や、機能する支援体制に向けた状況把握と対応の整理。 ☆見守り活動を活かした避難訓練や避難所運営訓練を実施。 ☆公民館で実施する定例のサロン以外に、移動サロンを実施して参加しやすいサロン運営を検討。
堀内町福祉委員会	①サロンの参加者が固定化し、見守りの必要な人の参加がない。 ②福祉活動が防災活動と連携していない。 ③老人クラブなど町内団体との連携が弱く、福祉活動の人材が現役委員から拡がらない。	○サロンへ参加しやすい配慮の検討。 ☆自主防災会と連携し、全町民が災害時に助け合える体制整備。 ☆福祉活動を支える人材の拡大。 ☆町内関係団体や活動との連携。
桜井北福祉委員会	①見守り対象者の見直しなど、定期的、継続的な対応ができなかった。 ②防災訓練における安否確認や要支援者対応が進んでいない。 ③形式的な防災訓練になり、内容が固定化して、福祉活動と連携できていない。	○ふれあい交流など各種交流事業の開催充実。 ☆見守り体制の整備と定着を推進。 ☆要支援者を含めた安否確認訓練を実施。 ☆自主防災会、町内福祉委員会、地域支援者と連携し、町の実態に合った機能する防災訓練を実施。
城山福祉委員会	①サロン参加者や内容が固定化している。 ②超高齢化対策について考える必要がある。 ③見守り対象者の情報収集が不足している。	☆趣味・特技のある住民に活躍いただけるサロンを実施。 ○介護予防・自助に即した講座の増設。 ☆支援者や情報収集の明確化と報告ルートの確立。

☆：新規 ○：継続（充実）



藤野福祉委員会
「地域見守り活動支援者懇談会」



堀内町福祉委員会
「土曜サロン七夕」



桜井地区社協・桜井福祉センター
「さくらうたごえカフェ」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
城向福祉委員会	①転入世帯の状況や変化の把握、地域との関係づくりが難しい。 ②活動の世話役など活動を支えるボランティアの輪が広がらない。 ③同居の家族の理解や協力がないと、高齢者本人だけに働きかけても効果があがりにくい場合がある。	○地縁を活かし、人とのつながりをつくる交流事業や住民協業を継続。 ☆委員やボランティアの交流を通じ、活動への意識づけや新規参加を推進。 ☆介護・認知症予防の活動に家族の参加を促進。
桜井西町福祉委員会	①「ふれあいサロン ^{にし} 24まち」も軌道にのってきたが参加者が固定気味。新規参加者を募るためのPRが必要。 ②町内会行事への男性の参加者が少ない。また、働きかけが不十分。	○ふれあいサロンでオリジナルDVDを活用した転倒・認知症防止など予防に重点を置いた取組の推進。 ☆2つの老人クラブと2つの子ども会の交流の場を拡大し合同で実施。
東町福祉委員会	①町内の見守り体制が確立しておらず、検討・検証している。 ②町内の各組織との連携や情報共有が少ない。 ③安否確認や避難弱者への対応、危険を回避できる避難経路の周知が十分でない。 ④町内行事へ未参加の方への働きかけができていない。	○さりげなく負担のない見守り方法を町内全域で実施。 ○各組織と協力し見守り情報の収集と共有。 ○いつでもだれでも避難方法を検証できるよう実施。 ○交流や見守りの場の充実。
姫小川福祉委員会	①見守り対象者の増加が今後加速することについて現状のままでは対応が難しい。 ②要支援者情報の共有や対応のできる体制が整備できていない。 ③要支援者の情報が防災に活かされていない。	○公民館開館時や回覧板を活用し、サロン開催情報の周知や参加呼びかけを強化。 ○参加しやすいサロンの検討。 ☆支援者との情報交換を実施し、状況把握に基づき要支援者の中での優先度を整理して対応。 ○要支援者情報を活かし対応する防災訓練の実施。

☆：新規 ○：継続（充実）



城向福祉委員会
「さろんかがやき」



桜井西町福祉委員会
「ふれあいサロン^{にし}24まち」



姫小川福祉委員会
「ハートフルケアセミナー」

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
<p>舘出 福祉委員会</p>	<p>①外国人住民との交流がないなど、町内会住民同士の信頼関係づくりができてない。 ②防災訓練などへの意識啓発ができていない。</p>	<p>☆舘出サロンや日本語教室の維持継続と充実。 ☆住民同士関心を持って協力し合える関係づくり。 ☆防災訓練などを通じた現状把握や助け合いの意識啓発。</p>
<p>鹿乗 福祉委員会</p>	<p>①高齢化に伴う見守り対象者の拡大により、地域の状況把握や連絡体制に不安がある。 ②運転免許返納や身体の衰えにより行事参加や買い物に不自由がある住民が増える。 ③閉じこもりがちでサロンや老人クラブへ参加をされない方への対応が必要である。 ④サロンボランティアなど担い手が不足している。</p>	<p>○見守り対象者の実態把握についてアンケート調査を継続。 ☆買い物や移動など、地域で協力できる生活支援を検討。 ○閉じこもり予防のため、サロンや公民館開放を気軽に利用できるよう根気よく呼びかけを継続。 ○日頃の見守りを活かした防災訓練を継続し、全住民の参加を推進。</p>
<p>小川町 福祉委員会</p>	<p>①町内にある11の集落ごとに地域特性が違い、それぞれに応じた活動計画づくりが必要である。 ②見守り活動や体制が、委員に周知できていない。 ③単年度で交代する福祉委員が多く、また総代と委員長の兼務などで多忙なため活動を理解して継続することが難しい。</p>	<p>○地域特性に合わせた集落ごとのサロン、ふれあい交流、見守り活動の実施。 ☆見守り対象者の見直し、マップづくり、支援者懇談会など、見守り体制を維持継続するための取組を11集落に周知し計画に明記。 ☆活動が継続できるよう福祉委員会を定期開催し、活動内容に引継ぎを含めた年間計画を作成。</p>
<p>三ツ川 福祉委員会</p>	<p>①4町ごとに地域行事や特性があるため、町ごとに合った福祉活動計画を進める必要がある。 ②見守り対象者名簿の共有や活用が上手くできていなかった。</p>	<p>☆4町ごとに福祉活動計画を立て、見守りや助け合い活動を推進。 ☆役員交代をしても継続できる町内福祉委員会活動を展開。 ☆見守り対象者の名簿更新や福祉マップ作りを行い、見守り活動を着実に実施。</p>

☆：新規 ○：継続（充実）



鹿乗福祉委員会
「活動計画検討会」



小川町福祉委員会
「福祉勉強会」



桜井地区社協
「リフレッシュカフェ」

3 桜井地区社協の福祉活動推進計画

桜井地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するように他地域の情報を提供するとともに、活動の開催方法、介護や孤立などの予防を視野に入れた取組などを、地域の進捗状況に合わせて提案します。 ②見守り活動推進のための提案 日常生活の中で無理なく取り組める見守りの方法や支援の方法を提案します。 ③見守り活動と連動した防災減災活動の提案 防災訓練での安否確認訓練や要支援者の参加など日頃の見守りを活かした防災減災活動を提案します。
		(2) 活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成や活用できる資金の情報を提案します。
		(3) 町内福祉委員会と専門機関等との連携支援	町内福祉委員会が専門機関や民間事業者等と連携できる活動の提案や支援をします。
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1) 地域での住民、専門機関が総合的に見える見守り支援の体制づくり	①地域全体で見守りができる体制づくり フォーマル、インフォーマルを問わず、地域にある福祉や医療、子育てなど様々な関係者や住民同士の連携を推進します。 ②関係機関の連携強化 地域包括支援センター等の様々な関係機関との連携を強化し、住民での解決が難しい課題を把握したときに連携して対応できる体制を整えます。
		(2) 地域福祉活動等に関する啓発	①地域福祉活動の啓発 地区社協だよりの発行のほか、町内会福祉委員会や市、地域包括支援センターなどと協働して取り組む行事を通して地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会の開催 地域福祉活動の充実のための勉強会を開催し、地域活動に我が事として参加協力できるよう住民の啓発を推進します。
		(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	地域福祉活動の担い手となる人材や社会資源の発掘と情報提供を行います。

第6章 計画の推進に向けて

6-1 計画の周知

基本理念の実現に向けて、住民はもとよりボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が本計画を知ることが必要です。

そこで、市及び市社協広報紙、公式ウェブサイトなどでの広報と町内福祉委員会全体研修会をはじめとした講演会、福祉関係団体等の交流などを通じて本計画の周知に努めます。

6-2 計画の推進体制と進行管理

1 市、市社協、地区社協の推進体制と進行管理

本計画は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など多様な分野が関係するため、分野間における施策や事業の調整が必要です。

そこで、市及び市社協、地区社協が担う施策や事業を計画的に推進するため、市関係部署及び市社協等で構成する「健康とやすらぎ推進本部」で進行管理をしていきます。

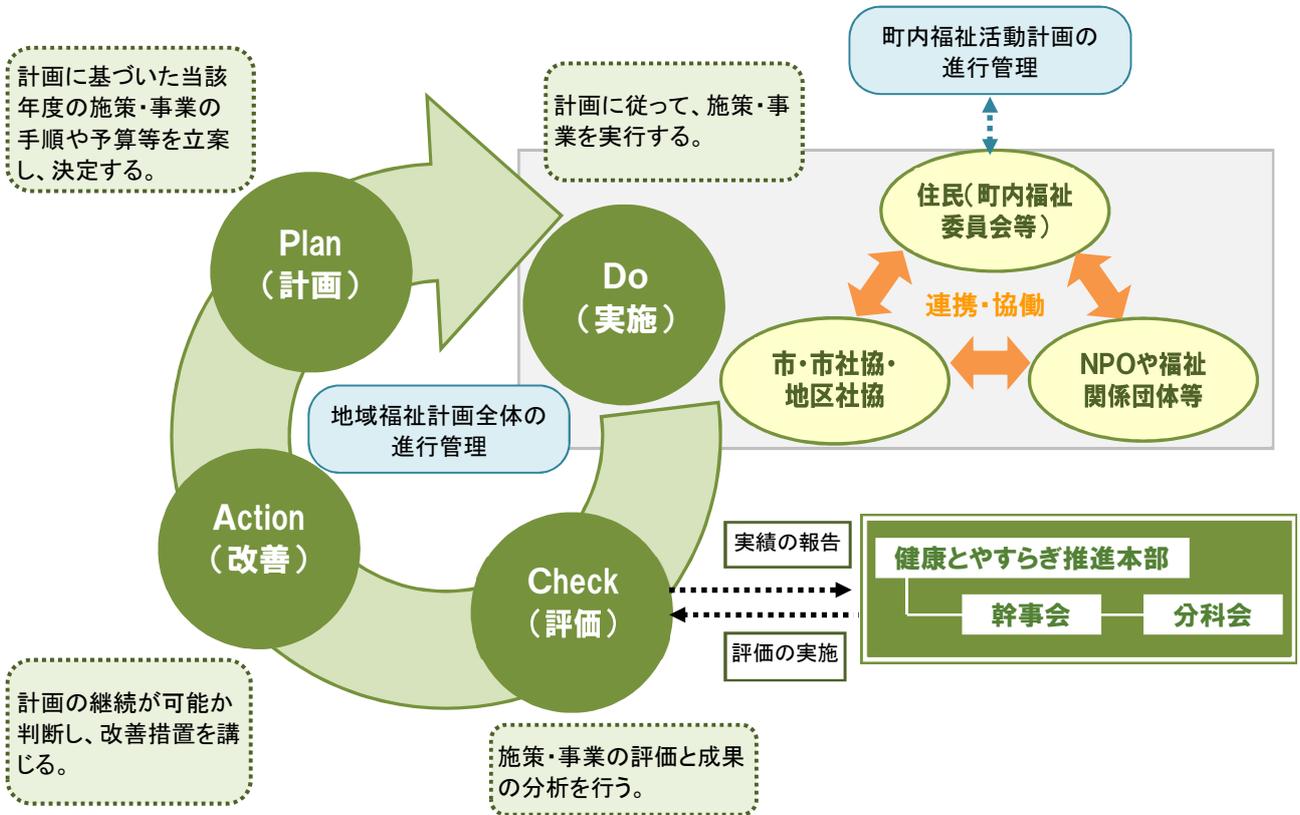
2 町内福祉活動計画の進行管理

地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会が担う取組は、町内福祉委員会が町内福祉活動計画により推進、進行管理をしていきます。また、地区社協が各町内の状況を把握し支援を行います。

3 ボランティア、福祉事業者等の地域福祉活動の支援

民間の知識や技術などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが行う地域福祉活動を支援するとともに、各団体や町内福祉委員会等が相互に連携し、お互いに有益な関係を構築できる場を設け、計画を推進します。

図6-1 計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）



1 策定過程

年月日	内容（主な議題）
平成 29 年 10 月 20 日	第 1 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・計画の概要、計画策定に向けての留意点、スケジュール等について ・市民アンケート（案）、事業所アンケート（案）について
平成 29 年 11 月 1 日	第 1 回 策定協議会 ・助言者（長岩嘉文先生）講演、計画概要について ・アンケート調査の実施について
平成 29 年 11 月 21 日 ～平成 29 年 12 月 6 日	安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の実施 ・市内に在住する 18 歳以上の人
平成 29 年 11 月 24 日 ～平成 29 年 12 月 8 日	安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査の実施 ・市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所
平成 30 年 2 月 8 日 ～平成 30 年 3 月 3 日	第 1 回 地域会議 ・計画策定について ・町内の課題（お困りごと）解決検討ワーク
平成 30 年 3 月 20 日	第 2 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・市民及び事業所アンケートの実施結果について
平成 30 年 3 月 29 日	第 2 回 策定協議会 ・市民及び事業所アンケートの実施結果について
平成 30 年 4 月 28 日 ～平成 30 年 7 月 10 日	第 2 回 地域会議 ・新たな町内福祉活動計画づくりのための検討ワーク
平成 30 年 6 月 27 日	第 3 回 策定幹事会・分科会（合同開催） ・計画骨子（案）について
平成 30 年 7 月 5 日	第 3 回 策定協議会 ・計画骨子（案）について
平成 30 年 8 月 9 日	第 4 回 策定分科会 ・計画（第 4 章）の原稿修正の依頼について
平成 30 年 9 月 6 日	第 5 回 策定分科会 ・第 1 章から第 4 章の原案について
平成 30 年 9 月 7 日 ～平成 30 年 10 月 19 日	第 3 回 地域会議 ・地区社協の福祉活動推進計画（案）について
平成 30 年 9 月 19 日	第 4 回 策定幹事会 ・第 1 章から第 4 章の原案について
平成 30 年 9 月 27 日	第 4 回 策定協議会 ・第 4 次計画事務局案（第 1 章から第 4 章まで）について
平成 30 年 10 月 26 日	第 6 回 策定分科会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について

年月日	内容（主な議題）
平成30年11月6日	第5回 策定幹事会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について
平成30年11月15日	第5回 策定協議会 ・パブリックコメント提出用計画（案）について
平成30年12月4日 ～平成31年1月4日	パブリックコメントの実施
平成31年1月30日	第6回 策定幹事会・第7回 策定分科会（合同開催） ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
平成31年2月12日	第6回 策定協議会 ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について

2 安城市地域福祉計画策定協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 協議会の運営に関し指導又は助言を得るため、協議会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、必要があると認めるときは、幹事会を設けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 第4次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属及び役職等
会長	神谷 明文	社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長
副会長	大見 博昭 (平成30年5月24日まで)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
副会長	加藤 研一 (平成30年5月25日から)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
委員	柴田 綾乃	安城市民生委員・児童委員協議会 会長
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	北川 弘巳	安城市老人クラブ連合会 会計
委員	塚原 信一	安城市子ども会育成連絡協議会 会長
委員	野々川 信	一般社団法人安城市医師会 副会長
委員	矢田 力三 (平成30年5月11日まで)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	都築 知久 (平成30年5月12日から)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会 会長
委員	都築 智	安城市小中学校長会 安城市特別支援教育推進協議会長
委員	高木 キヨ子	安城市身体障害者福祉協会 副会長
委員	松岡 万里子	特定非営利活動法人 ing 理事長
委員	山北 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 統括管理者
委員	森 紀子	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 更生訪問看護ステーション 管理者
委員	神谷 由美子	特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城 理事長
委員	加藤 薫	特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会 総括コーディネーター
委員	芦田 彩子	公募市民
委員	寺田 覚	公募市民
助言者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長

※ 所属及び役職は就任時を表記。

5 地域会議開催実績

地域会議を地区社協及び町内の区域ごとに開催しました。役割は次の3つです。

- ① 地域住民が地域における課題の確認と解決に向けた行動を考え、町内福祉委員会及び地区社会福祉協議会の活動計画を策定するとともに、策定過程で出た意見を集約して、本計画に反映させる。
- ② 各町内及び地区現行計画の単なる見直しに終わらせず、課題解決型の町内福祉委員会を目指すとともに、地域共生社会の構築を盛り込んだ計画を考える。また、関係団体、福祉事業者との協議も提案する。
- ③ 各町内で出た課題を各地区で整理し、共有化する中で、各地区の在り方を考える。

1 地区会議（地区社協の区域の会議）

(1) 第1回地域会議

地域福祉計画の策定に先立ち実施された市民アンケートの結果について説明を受けたうえで意見交換をしました。その後、「一人の困りごとを我が事として考える」をテーマに事例（発達障害、ひきこもり）をもとに各町で話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
中央	2月8日（木）午後 1:30～	社会福祉会館	10	52
作野	2月9日（金）午前 9:30～	作野福祉センター	5	36
安祥	2月14日（水）午後 1:30～	安祥福祉センター	8	35
中部	2月17日（土）午後 1:30～	中部福祉センター	14	66
東山	2月20日（火）午後 1:30～	北部福祉センター	10	61
明祥	2月23日（金）午後 1:30～	明祥福祉センター	5	33
西部	3月1日（木）午後 1:30～	西部福祉センター	6	40
桜井	3月3日（土）午後 1:30～	桜井福祉センター	15	93
計			73	416



(2) 第2回地域会議

第3次地域福祉計画の振り返りと地域の課題出しを目的として、「これまでの振り返りと今後について」をテーマに、各町で話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
作野	4月28日(土)午後2:30~	作野福祉センター	5	33
明祥	5月11日(金)午前10:00~	明祥福祉センター	5	35
桜井	5月12日(土)午後1:00~	桜井福祉センター	15	110
中央	5月12日(土)午後3:30~	総合福祉センター	14	79
安祥	5月12日(土)午前10:00~	安祥福祉センター	9	48
東山	5月18日(金)午前10:00~	北部福祉センター	10	79
中部	5月11日(金)午後2:30~	中部福祉センター	15	85
西部	7月10日(火)午後1:30~	西部福祉センター	6	38
計			79	507

(3) 第3回地域会議

各町内の会議の意見を踏まえ、各地区社協の福祉活動推進計画について話し合いました。

地区名	開催日時	会場	参加者数
作野	9月7日(金)午後1:30~	作野福祉センター	11
中部	9月21日(金)午前10:00~	中部福祉センター	22
中央	9月26日(水)午後1:30~	社会福祉会館	27
桜井	9月29日(土)午後1:30~	桜井福祉センター	28
明祥	10月5日(金)午前9:30~	明祥福祉センター	8
西部	10月10日(水)午後1:30~	西部福祉センター	18
東山	10月12日(金)午前9:30~	中部福祉センター	16
安祥	10月19日(金)午後1:30~	安祥福祉センター	13
計			143

2 町内会議（町内の区域の会議）

町内福祉活動計画の策定に向けて、町内福祉委員会ごとの会議を、市内76町内福祉委員会において、計196回開催し、参加者数は延べ2,018人でした（平成30年10月31日時点）。

6 活動指標一覧

「第4章 地域福祉施策の推進」で整理した推進施策・事業に関わる活動指標等の一覧は以下のとおりです。

※目標値については、「実績年度だけ特殊な事情があった」「他の計画ですでに目標値が設定されている」等の理由から、2017年度の実績値よりも減っている指標があります。

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
1-1-（1）地域福祉活動への参加の啓発					
①市社協広報紙発行事業	発行回数	12回	12回	市社協	52
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	参加した町内福祉委員会数	73 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	52
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	実施回数	8回	8回	地区社協	52
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進	町内会加入率	72.5%	75.0%	市民協働課、市民課	52
⑤外国人住民に対する地域情報等の提供	－	－	－	市民協働課、市民課	52
1-1-（2）町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	町内福祉委員会発足町内会数	81 町内会	全町内会	地区社協	52
②町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	町内福祉活動計画策定町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	地区社協	53
1-1-（3）多様な小地域福祉活動等の充実					
①地域見守り活動推進事業	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	53
②福祉マップ作成の支援	－	－	－	地区社協	53
③民生委員による安否確認・見守りの推進	民生委員による訪問件数	25,140 件	26,000 件	社会福祉課	53
④食育メイトによる栄養教室の開催	事業実施回数	27回	26回	健康推進課	53
⑤地域でのサロンの開催支援	月1回以上開催されているサロン実施箇所数	127 箇所	150 箇所	市社協、地区社協	53
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	53
⑦老人クラブ等健康教育の推進	健康教育参加者数	5,889 人	6,000 人	健康推進課	53
⑧町内での介護予防教室の支援	開催箇所	52 箇所	60 箇所	高齢福祉課、市社協	53
1-1-（4）地区社協事業と地域支援体制の充実					
①地区社協事業の充実	－	－	－	地区社協	53
②地区社協の組織体制の充実	－	－	－	市社協、地区社協	54

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-2 地域における連携と協働の推進				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	担当当課	掲載頁
1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進					
①地域における住民組織間の連携体制づくり	－	－	－	地区社協	56
②町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	56
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	生活支援ネットワーク会議の開催回数	18回	各地区2回以上	市社協、高齢福祉課	56
1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進					
①福祉事業者と関係団体等との交流促進	－	－	－	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	56
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	年間あたりの連携・協働マッチング件数	－	100件	市社協、地区社協	56
③市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	－	－	－	市民協働課、市社協	56
④団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催	交流会開催回数	3回	1回	市民協働課	56
⑤市民活動活性化事業（市民活動団体支援）	市民活動センターを通じたマッチング件数	47件	65件	市民協働課	56
基本施策	1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進				
1-3-(1) 防災の啓発と自主防災体制の充実					
①地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）	自主防災組織が実施した防災訓練回数	90回	95回	危機管理課、市社協、地区社協	59
②自主防災リーダー養成研修事業	防災リーダー養成研修会受講者数（累計）	707人	1,000人	危機管理課	59
③中学生防災隊活動推進事業	－	－	－	危機管理課、市社協、地区社協	59
④家具転倒防止普及事業	研修実施自主防災組織数	53組織	63組織	危機管理課	59

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1－3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	担当課	掲載頁
1－3－（2）住まいの防災、減災対策の推進					
①木造住宅無料耐震診断事業	耐震診断実施件数	95件	100件	建築課	60
②木造住宅耐震改修費補助事業	耐震改修実施件数	一般型 18件 簡易型 1件	一般型 20件 簡易型 1件	建築課	60
③木造住宅耐震シェルター整備費補助事業	耐震改修実施件数	0件	1件	建築課	60
④家具転倒防止器具取付事業	家具転倒防止器具取付設置世帯数	高齢者 3世帯 障害者 0世帯	高齢者 15世帯	高齢福祉課 障害福祉課	60
1－3－（3）災害時のボランティア支援体制の充実					
①災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター登録者数	73人	100人	市社協、市民協働課	60
1－3－（4）避難行動要支援者支援制度の啓発と充実					
①避難行動要支援者支援制度の啓発	説明会実施数	10回	15回	社会福祉課、地区社協	60
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用	避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数	3,881人	4,000人	社会福祉課、市社協、地区社協	60
1－3－（5）防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり					
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業	安全安心情報メール発信回数	262回	260回	市民安全課	61
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	防犯教室等開催回数	112回	110回	市民安全課	61
③自主防犯組織活動支援事業	自主防犯パトロール隊数	76隊	81隊	市民安全課	61
④犯罪抑止モデル地区指定事業	犯罪抑止モデル地区指定地区数（累計）	13地区	19地区	市民安全課	61
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備	スクールガード登録者数	1,684人	1,800人	学校教育課	61
⑥消費相談事業	消費相談窓口の認知度	27.2%	40.0%	商工課	61
1－3－（6）交通安全の啓発					
①交通安全教育推進事業	交通安全教室開催回数	97回	97回	市民安全課	61
②交通安全広報活動推進事業	－	－	－	市民安全課	61

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-4 生きがいと社会参加の創出				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	担当課	掲載頁
1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり					
①高齢者教室開催事業	高齢者教室クラス数	11 クラス	11 クラス	生涯学習課	64
②シルバーカレッジ開催事業	シルバーカレッジクラス数	2 クラス	2 クラス	生涯学習課	64
③福祉センター講座開催事業	講座数	36 講座	39 講座	市社協	64
④福祉センターサロンの開催【新規】	参加者数	延 15,377 人	延 16,000 人	市社協、地区社協	64
⑤「農」のある暮らし体験事業	野菜づくり入門コース実施回数	2 回	2 回	農務課	64
⑥地域における高齢者スポーツの推進	ラジオ体操参加者数（大人）	延 17,115 人	延 18,000 人	スポーツ課	64
⑦講座型デイサービス事業	講座型デイサービス講座数	15 講座	15 講座	障害福祉課、市社協	64
⑧障害者社会参加促進事業	行事参加者数	981 人※1	1,300 人	障害福祉課	64
⑨障害のある人のスポーツ活動参加促進事業	障害者大会激励金申請数	1 人	5 人	スポーツ課、障害福祉課	65
⑩地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	親子ふれあい活動実施校数	18 校	21 校	生涯学習課	65
1-4-(2) 就労機会の拡充					
①シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センター会員数	1,001 人	1,150 人	高齢福祉課	65
②障害者就労支援事業	一般就労者数	25 人	28 人	障害福祉課	65
③若年無業者就労支援事業【新規】	支援者の進路決定率	56.3%	50%以上を継続	商工課	65
④就労に困難を抱える者への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	65

※1：障害者福祉体育祭が台風のため中止

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-1 福祉のこころの醸成				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
2-1-（1）地域や家庭における福祉学習の推進					
①市社協広報紙発行事業	（基本施策1-1-（1）-①の再掲）			市社協	67
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	（基本施策1-1-（1）-②の再掲）			市社協、地区社協	67
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	（基本施策1-1-（1）-③の再掲）			地区社協	67
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	地区社協講演会等開催回数	113回	120回	地区社協	67
2-1-（2）学校における福祉教育の充実					
①福祉学習支援事業	相談支援件数(助成件数を含む)	34件	40件	市社協、学校教育課	67
②ふれあいネット推進事業 （地域と連携したところの教育等の推進）	ふれあい活動事業参加人数	46,898人	48,000人	学校教育課	67
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進	－	－	－	学校教育課	67
2-1-（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発					
①福祉まつり事業	福祉まつり参加者数	7,600人	8,000人	市社協	68
②あんぶくまつりの開催支援(障害者社会参加促進事業)	－	－	－	障害福祉課	68
③多文化共生推進事業	イベント等実施回数	11回	14回	市民協働課	68
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
2-2-（1）地域福祉活動の参加機会の提供					
①市社協広報紙発行事業	（基本施策1-1-（1）-①の再掲）			市社協	70
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	（基本施策1-1-（1）-②の再掲）			市社協、地区社協	70
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	（基本施策1-1-（1）-③の再掲）			地区社協	70
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	（基本施策2-1-（1）-④の再掲）			地区社協	70
⑤ボランティア登録の促進【新規】	新規登録件数（累積）	－	10件	市社協	70
⑥ボランティア体験プログラム事業	体験場所	64箇所	74箇所	市社協	70
⑦市民活動活性化事業(情報受発信)	メールマガジン発行回数	12回	12回	市民協働課	70

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
2-2-2 (2) ボランティア等の養成と活用					
①各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティア養成講座開催講座数	社協主催講座 7講座 団体自主講座 0講座	社協主催講座 4講座 団体自主講座 3講座	市社協	70
	市民協働サポーター登録者数	18人	25人	市民協働課	70
	連携・協働等による講座事業数	1事業	1事業	市社協	70
②公民館活動リーダー育成事業	研修会の実施	実施した	実施する	市民協働課	71
③各種ボランティア保険の周知と加入促進	広報掲載回数	市広報紙 1回 市社協広報紙 1回	市広報紙 1回 市社協広報紙 1回	市民協働課、市社協	71
2-2-2 (3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	71
②地域福祉活動助成事業	(基本施策2-2-(4)-①に掲載)			市社協、地区社協	71
③町内会活動支援事業	(基本施策2-2-(4)-②に掲載)			市民協働課	71
④公民館活動補助事業	(基本施策2-2-(4)-③に掲載)			市民協働課	71
⑤市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用	延べ助成団体数(累積)	35団体	70団体	市民協働課	71
⑥ボランティア活動助成事業	助成団体数	7団体	10団体	市社協	71
⑦市民活動活性化事業(市民活動団体支援)	(基本施策1-2-(2)-⑤の再掲)			市民協働課	71
⑧市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)	講座開催数	7講座	7講座	市民協働課	71
2-2-2 (4) 町内福祉活動等に対する助成					
①地域福祉活動助成事業	助成町内会数	81町内会	全町内会	市社協、地区社協	72
	助成町内福祉委員会数	76町内福祉委員会	全町内福祉委員会		
②町内会活動支援事業	対象町内会数	81町内会	全町内会	市民協働課	72
③公民館活動補助事業	対象公民館数	81公民館	全公民館	市民協働課	72
④町内公民館建設費等補助事業	補助実行	実施	実施継続	市民協働課	72

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
2-3-（1）当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進					
①障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知	市社協広報紙掲載回数	1回	1回	市社協、障害福祉課、高齢福祉課	74
②関係団体等懇話会の開催	懇話会団体数	14団体	14団体	障害福祉課	74
2-3-（2）当事者団体の育成及び活動支援					
①老人クラブ活動支援事業	老人クラブ数	99クラブ	103クラブ	高齢福祉課	74
	老人クラブ会員数	10,956人	11,300人		
②障害者社会参加促進事業	（基本施策1-4-（1）-⑧の再掲）			障害福祉課	74
③子育てサークルへの支援（地域子育て支援センター事業）	支援回数	450回	450回	子育て支援課	74
④介護者のつどいの周知と充実【新規】	介護者のつどい延べ開催回数	介護者のつどい延52回	介護者のつどい延60回	市社協、地区社協	74
⑤新たな当事者団体の支援	－	－	－	市社協、社会福祉課、障害福祉課	75
2-3-（3）町内福祉委員会への啓発と活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	（基本施策1-1-（2）-①の再掲）			地区社協	75
②地域見守り活動推進事業	（基本施策1-1-（3）-①の再掲）			市社協、地区社協	75
基本施策	2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備				
2-4-（1）福祉センターの計画的な修繕と活用促進					
①福祉センター維持管理事業	－	－	－	社会福祉課	76
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進	－	－	－	市社協、地区社協	77
2-4-（2）地域福祉活動等の拠点施設の充実支援					
①町内公民館建設費等補助事業	（基本施策2-2-（4）-④の再掲）			市民協働課	77

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
3-1-（1）福祉サービスに関する情報の収集と発信					
①福祉サービスに関する情報提供	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、市社協、地区社協	79
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課	79
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	－	－	－	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	79
3-1-（2）情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供					
①市、市社協公式ウェブサイトの充実	－	－	－	秘書課、市社協	79
②点字、音声による情報提供の推進	－	－	－	障害福祉課	79
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業	派遣件数	319件	350件	障害福祉課	79
④外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供	－	－	－	市民協働課	79

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-2 きめ細かな相談支援体制の確立				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
3-2-（1）住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築					
①包括的な相談支援体制の整備【新規】	－	－	－	社会福祉課	81
②市社協の相談支援体制の整備・充実	－	－	－	市社協	81
3-2-（2）地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進					
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	81
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援	－	－	－	社会福祉課、市社協、地区社協	81
③地域ケア体制の推進	－	－	－	高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	81
3-2-（3）専門的な相談支援体制の充実と周知					
①高齢者の相談窓口の周知と充実	－	－	－	高齢福祉課、市社協	81
②障害のある人の相談窓口の周知と充実	相談支援事業所数	7 事業所	8 事業所	障害福祉課、子ども発達支援課、市社協	82
③健康に関する相談窓口の開設	－	－	－	健康推進課	82
④子育てに関する相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課、子ども発達支援課、学校教育課、健康推進課	82
⑤ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課	82
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実	－	－	－	市民協働課、市民課、子育て支援課	82
⑦生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】	－	－	－	社会福祉課	82
⑧犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	82

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-3 公的な福祉サービスの充実				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
3-3-（1）各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開					
①高齢者に対する福祉サービスの充実	－	－	－	高齢福祉課	83
②障害のある人に対する福祉サービスの充実	－	－	－	障害福祉課	84
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	－	－	－	子育て支援課、 保育課	84
④介護予防事業の充実	介護予防事業 参加者数・講座数	なつかし学級 延 6,046 人	なつかし学級 延 6,300 人	高齢福祉課、市 社協	84
		スッキリ☆し ゃっきり健康 体操 延 9,385 人	すっきり・し ゃっきり健康 教室 延 9,500 人		
		－	介護予防講座 数 20 講座		
⑤家族介護者に対する支援の充実	介護人手当受給者数	420 人	480 人	高齢福祉課	84
⑥分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	－	－	－	社会福祉課、障害 福祉課、高齢福祉 課、子育て支援 課、子ども発達支 援課、健康推進 課、市社協	84
3-3-（2）福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実					
①高齢者福祉施設の整備	－	－	－	高齢福祉課	84
②障害者福祉施設の整備	－	－	－	障害福祉課	84
③保育園の整備	－	－	－	子育て支援課、 保育課	84
④児童クラブの整備	－	－	－	子育て支援課	85
⑤福祉人材の確保【新規】	－	－	－	障害福祉課、高齢 福祉課、子育て支 援課、保育課	85
⑥共生型サービスの推進に向けた支援【新規】	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
3-3-（3）適正な制度運用とサービスの質の確保					
①福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
②県運営適正化委員会制度などの適正な運用	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課	85
③保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用	－	－	－	保育課	85
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進	－	－	－	障害福祉課、高 齢福祉課、保育課	85
⑤福祉人材の確保	(基本施策3-3-(2)-⑤の再掲)			障害福祉課、高 齢福祉課、子育て 支援課、保育課	85
⑥共生型サービスの推進に向けた支援	(基本施策3-3-(2)-⑥の再掲)			障害福祉課、高 齢福祉課	85

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-4 セーフティネットの整備				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	担当課	掲載頁
3-4-（1）生活困窮者等への支援の推進					
①生活困窮者の相談窓口の周知と充実	（基本施策3-2-（3）-⑦の再掲）			社会福祉課	87
②居住に課題を抱える者への支援【新規】	－	－	－	社会福祉課	87
③就労に困難を抱える者への支援	（基本施策1-4-（2）-④の再掲）			社会福祉課	87
④貸付制度の周知及び相談支援	市社協広報紙掲載回数	1回	1回	子育て支援課、市社協	87
3-4-（2）権利擁護事業の充実					
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	88
②成年後見制度の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	88
3-4-（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	88
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	－	－	－	子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	88
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	88
3-4-（4）安否確認と緊急時の対応の充実					
①高齢者孤立防止事業の推進	利用者数	福祉電話 190人	福祉電話 220人	高齢福祉課	88
		友愛訪問 233人	友愛訪問 255人		
		緊急通報システム 436人	緊急通報システム 495人		
		給食サービス 555人	給食サービス 660人		
②ICTを活用した安否確認システムの調査研究【新規】	－	－	－	高齢福祉課	89
3-4-（5）ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実					
①家庭生活支援員の派遣	－	－	－	子育て支援課	89
3-4-（6）養育支援訪問事業の充実					
①家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）	－	－	－	子育て支援課	89
②保健師等による訪問支援の充実	－	－	－	子育て支援課、健康推進課	89
3-4-（7）生きることの包括的支援					
①自殺対策に向けた取組の強化【新規】	自殺死亡率（人口10万対）	16.1	14.5以下	健康推進課	89

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	担当課	掲載頁
3-5-（1）保健、医療、福祉の各専門機関の連携					
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立	－	－	－	高齢福祉課	91
②早期療育に向けた支援体制の確立	－	－	－	子ども発達支援課、健康推進課、保育課	91
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進	－	－	－	障害福祉課	91
3-5-（2）地域と専門機関との連携					
①地域ケア体制の推進	(3-2-(2)-③の再掲)			高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	91
②障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】	－	－	－	障害福祉課	91
3-5-（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	(3-4-(3)-①の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	91
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	(3-4-(3)-②の再掲)			子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	91
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	(3-4-(3)-③の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	91
3-5-（4）分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）					
①包括的な相談支援体制の整備	(3-2-(1)-①の再掲)			社会福祉課	91
②分野横断的な福祉サービスの展開	(3-3-(1)-⑥の再掲)			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、子ども発達支援課、健康推進課、市社協	91

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実				
事業名	活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度	主担当課	掲載頁
3-6-(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入					
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進	改修数	3 施設	4 施設	施設保全課	93
②施設新設におけるユニバーサルデザインの導入	－	－	－	施設保全課	93
3-6-(2) 交通のバリアフリー化の推進					
①道路の段差等の解消の推進	－	－	－	土木課	93
②あんくるバスのバリアフリー化の促進	バリアフリー対応車両率	100%	100%	都市計画課	93
3-6-(3) 住まいのバリアフリー化の推進					
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	助成件数	174 件	175 件	高齢福祉課	93
②リフォームヘルパー派遣事業	派遣件数	17 件	25 件	高齢福祉課	93
③市営住宅のバリアフリー化	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	62.6%	74.7%	建築課	93
3-6-(4) 安心、便利な移動、外出支援の充実					
①車いす貸出し事業	貸出し件数	622 件	700 件	市社協、地区社協	93
②車いす移送車貸出し事業	貸出し件数	621 件	700 件	市社協、地区社協	93
③高齢者外出支援サービス事業	交付人数	671 人	660 人	高齢福祉課	94
④障害者福祉タクシー料金助成事業	交付人数	1,188 人	1,200 人	障害福祉課	94
⑤あんくるバスの運行	利用人数	高齢者 延 180,228 人 障害者 延 45,706 人	高齢者 延 179,400 人 障害者 延 52,000 人	障害福祉課、高齢福祉課、都市計画課	94

7 用語解説

五十音順で表記をしています。

— あ 行 —

【ICT（ICTスキル）】

「ICT」とは「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。ICTスキル（Skill）とは、ICT（情報通信技術）を活用する能力・技能をいう。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、支援を必要とする人の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組ができる点が特徴である。

【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

【NPO（法人）】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

【エンパワーメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

— か 行 —

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護保険制度で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などと連絡調整等を行う。

【基幹相談支援センター】

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいう。

【救急医療情報キット（安心キット）】

ひとり暮らし高齢者などの避難行動要支援者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証（写し）などを入れる専用の容器をいう。

【給食サービス】

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで食事を提供するとともに、安否の確認をするサービスをいう。

【共生型サービス】

高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスの両方を行う新たなサービスをいう。

【共生社会】

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことをいう。

【緊急通報システム】

緊急通報装置を利用することによって、緊急時に委託業者の支援センターを介して通報の必要性の有無を確認した上で消防署に通報され、迅速で円滑な救助・援助を行う仕組みをいう。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【後見人（成年後見人・保佐人・補助人）】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

【公認心理師】

公認心理師法第2条に定めるとおり、登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次の行為を行うことを業とする者をいう。①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。

【子どもの貧困】

子どもの貧困とは、必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいう。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれており、貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースやしっかりとした教育が受けられずに世代を超えて貧困が連鎖していくことなどが問題視されている。平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んでいる。

【コミュニティワーカー】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務には、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動がある。

【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

— さ 行 —

【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

【自主防災組織】

地域で災害による被害を予防、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

【自主防犯組織】

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

【指定特定相談支援事業所】

地域で暮らす障害のある人やその家族からの相談に応じ、サービスの紹介を行うほか、サービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する事業所をいう。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

【市民活動センター】

市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援する市民活動のサポート拠点をいう。

【市民交流センター】

会議や研修、音楽演奏や室内レクリエーションなど、世代を超えた市民相互の交流の促進を図るため、平成 22 年 4 月に開館した施設をいう。また、市民活動センターを併設し、市民活動の活性化を図るための施設でもある。

【若年無業者】

概ね 15 歳以上 39 歳以下で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者をいう。

【住民支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする人が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

【手話】

手の形、位置、動きの組み合わせで意味を表す聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つのことをいう。

【小地域福祉活動】

隣近所（単位福祉圏域）と町内会（第1次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。なお、社会資源の開発や改善などについて協議を行う。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことをいう。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。本市では、平成27年4月から市社協（8つの日常生活圏域（地区社協単位））に配置している。

【成年後見制度】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な人を保護し、支援するための制度をいう。

【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

【ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人（障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人、性的少数者等）は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」理念をいう。

一 た 行 一**【第三者評価】**

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。外部評価ともいう。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

【地域共生社会】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

【地域ケア体制】

高齢者などの支援を必要とする人が閉じこもりや孤立といった状態にならず、地域社会と関わり合いながら安心して生活できるよう、共助と公助により、当事者を見守り支えていく体制のことをいう。

【地域子育て支援センター】

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

【地域支援者】

避難行動要支援者支援制度に登録された要支援者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。

【地域福祉活動】

地区社協（第2次福祉圏域）と市（第3次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する計画で、地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるようにするために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制・システムをいう。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していくことを目指している。

【地域包括支援センター】

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関をいう。

【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えるための介護サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

【地区社会福祉協議会】

24 ページ参照

【町内福祉委員会】

20 ページ参照

【特別支援教育（特別支援学校・特別支援学級）】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成26年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。）や小学校、中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級）、において行われる教育をいう。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の暴力、その他の精神的・身体的・経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。「DV」は「Domestic Violence」の略称。

— な 行 —

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

— は 行 —

【8050問題】

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入や介護に関する問題等が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

【パラサイト破産・老後破産】

パラサイト破産とは、ニートや生涯未婚者の増加等を背景に、自立できずに親世代と同居する子どもを、高齢期を向かえた親が経済面や生活面で背負い込み生活が成り立たなくなる問題のことをいう。老後破産は、独居老人が貧困により破産状態の生活を送らざるを得ないような状態になっている問題のことをいう。

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

【伴走支援】

市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のことをいう。

【ピアカウンセリング】

障害のある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。

【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者1人で構成される世帯のことをいう。一定の条件のもと、市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。

【避難行動要支援者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する人のことをいう。具体的には、ひとり暮らし高齢者として市に登録されている者、認知症高齢者、ねたきり高齢者、要介護3以上の高齢者、障害者手帳を所持する障害者のほか、日中独居高齢者や高齢者のみ世帯等の災害時等の避難に支援を要する者をさす。

【避難行動要支援者支援制度】

平成25年度に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供が義務化されたのを契機に、これまでの災害時要援護者支援制度から移行した制度をいう。ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けやすくするための制度をいう。

【ファシリテーション】

会議やプロジェクトなどの集団活動がスムーズに進むように、また成果が上がるように支援することをいう。会議の場面の例としては、質問によって参加者の意見を引き出し、合意に向けて論点を整理することなどが挙げられる。こうした働きかけにより、メンバーのモチベーションを高め、発想を促進することなどが期待されている。こうしたファシリテーションを行うスキルを持った者をファシリテーターと呼ぶ。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動を行う会員組織のことをいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

【ファンディング】

市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達することをいう。

【フォーマルサービス】

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

【福祉電話】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話し、安否確認を行う事業をいう。

【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、避難行動要支援者などの情報を記入したものをいう。

【プロボノ】

社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動全般、それに参加する専門家自身のことをいう。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

— ま 行 —

【見守り活動】

ひとり暮らしの高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための住民全体の活動をいう。

【民生委員・児童委員】

21 ページ参照

— や 行 —

【友愛訪問】

老人クラブの自主事業のひとつとして、65 歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に 2 回程度の訪問をしている活動をいう。

【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすい配慮がなされたデザインをいう。

【要約筆記】

聴覚障害者のための情報保障の手段のひとつであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害者に伝達することをいう。

— ら 行 —

【リフォームヘルパー】

要介護高齢者や障害のある人の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行ったりする者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

【療育】

発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけることを目的として行われる支援のことをいう。

— わ 行 —

【ワークショップ】

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。